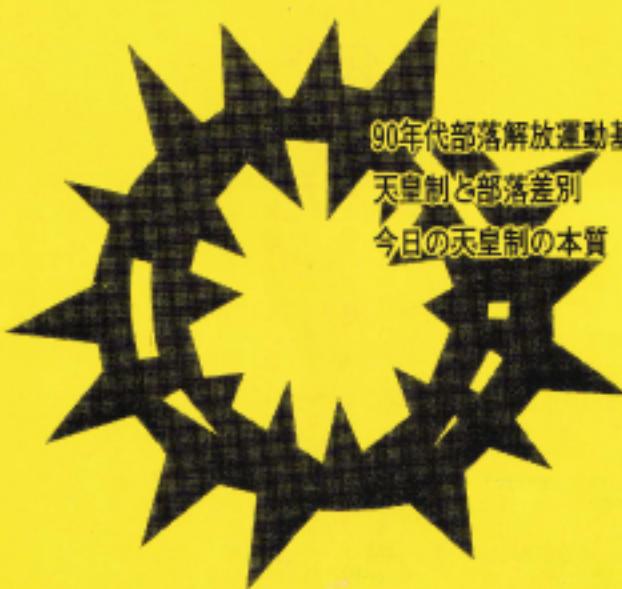


戦民



戦民 1990-3

第3号 全国部落解放青年同盟機関誌

90年「即位の礼」-「大嘗祭」爆碎へ



上 89年2.11反天皇闘争に決起した労農水「障」学
下 2.24葬列直撃戦闘爆発



宣 言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い效果を齎らざなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勵るかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の惡夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を烹けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が來たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が來たのだ。

吾々が工タである事を誇り得る時が來たのだ。
吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勵る事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。
水平社は、かくして生れた。
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全國水平社創立大會

(水平社パンフレット「よき日の爲に」より)



上 奈良・天理西中糾弾闘争
中 89年3.11埼玉集会
下 89年10.31狭山闘争



部落解放運動の革命的転換を



上 89年10月和歌山全青
中 89年5.23狭山闘争爆弾
下 89年8.9千葉刑闘争





三日間53時間の東峰死守戦

89年10.22三里塚闘争爆発

革命的部落解放運動の旗高く 全戦線へ進撃せよ



90年2.11反天皇統一行動たたかう

戦闘的共同闘争で89年6.15安保一
天皇一政府打倒闘争を闘う



89年11.23反天皇闘争を闘う労働者・学生



同志吉田の遺志をわがものとし、
革命的部落解放運動の前進を

全青同書記局

三里塚——天皇決戦の爆発で

九〇年代革命的部落解放運動の前進を

天皇制と部落差別

一・七一二・二四攻撃が示した

今日の天皇制の本質

中核派——戦闘同志会の破産と混迷

——『荆冠16号』批判——

藤村 剛

46

高市 由実
風谷 直

18 4

成田治安法粉碎し、二期一代執行阻止決戦の勝利を

62

——全国の仲間からの報告と決意——

三里塚——天皇決戦へ怒濤の進撃を

地対協攻撃と対決せよ

奈良AY生
兵庫YK生

69 70 71 72 74

五・二一アキヒト来県阻止——
徳島植樹祭粉碎闘争を闘う

中四ブロックKHM生

77

差別の元凶＝天皇制を打倒せよ

九州ブロックHJM生

74

被差別者の横断的結合の前進を

栃木S-I生

79

九〇年代狭山再審勝利をかちとろう

埼玉ME生

81

不退転の石川氏の闘いへの裏切りと 狹山闘争の終えんを策す「仮出獄路線」

83

「同和はこわい考」批判

大野 隆

95

石川一雄氏の獄中アピール

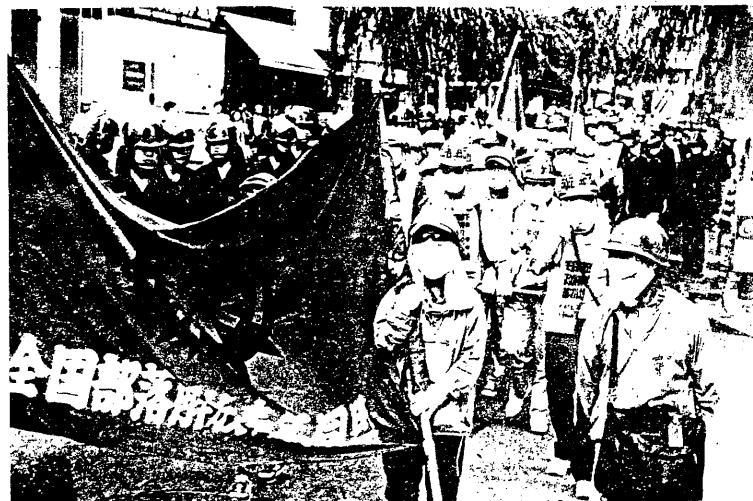
八九年八・九闘争へのアピール

八九年十・三闘争へのアピール

108 106 105

戦民No.3

1990-3



全国部落解放青年同盟機関誌

解放派の歴史的飛躍を牽引し
プロレタリア解放闘争の未来を指示示す

中原一著作集

第一巻 2500円 (税込300円)

60年以後の日本革命運動における基本的問題点とその思想的総括—「解放No.6」の思想あるいはその方法の限界をめぐつて
日本革命の前哨戦、日韓・ベトナム闘争を徹底した実力闘争で闘い抜け！ ファシズム論 日本プロレタリア人民は70年安保への進撃を開始した一羽田闘争の総括と展望 革命的労働者党建設への道は何か－学生戦線からのアプローチ 共産主義革命論・序説－史的唯物論確立のために(1)
(2) 等

第二巻 3500円 (税込300円)

党・ソヴェト・武装蜂起

〈第I部 党・ソヴェト・武装蜂起〉ソヴィエト運動の歴史的教訓（ドイツ革命）プロレタリア革命における軍事路線等 〈第II部 史的唯物論の確立のために〉「物神」（性、人種、民族、貨幣）と「神」の解明 帝国主義研究－恐慌と革命 レーニン主義とプロレタリア革命 弁証法（史的唯物論）の根本問題

日本共産党の革命路線と労働運動批判 プロレタリア軍事思想 マルクス主義における「認識論」の問題
革共同革マル派批判 日本的小ブルイデオロギーと黒田觀念論批判（仮）

編集発行 中原一著作集編集委員会

東京都杉並区下高井戸1-34-9 現代社氣付

電話 03(329)0164

振替 東京 0-142518

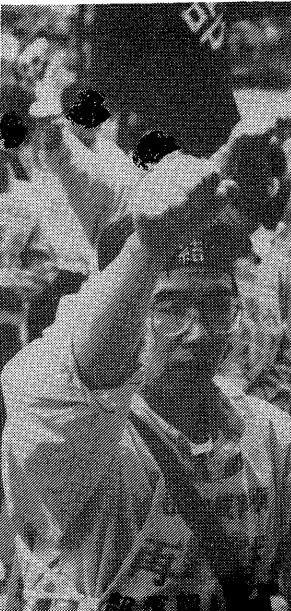
同志吉田の遺志をわがものとし、革命的部落解放運動の前進を

全青同書記局

吉田博明同志を追悼す

一九八八年十一月一六日、大阪の地において革命的部落解放運動の最先頭で闘ってきた吉田博明同志が不慮の事故により無念の死をとげた。享年41才であった。同時に、吉田同志の生涯の伴侶でありかつ闘う同志としてあつた定子さんや、長女麻子さん、次女友子さんも亡くなられた。残念であり無念である。

吉田同志は、口をひらけば、「動きまわるのは60才まで



同志吉田の闘い

同志吉田は、一九六六年関西大学へ、浪速高校を経て進み、六八年秋以降、関西大学経済学部を軸に学生運動に参加。関大全共闘運動の先頭に立ち、六九年から七〇年数度の不当弾圧を受けながらも闘い抜き、七一年二月、三里塚第一次強制執行阻止闘争で不当逮捕一起訴弾圧を受ける。

のあと20年、革命の勝利のために僕は生きる。」「本当に石川奪還する闘いを！」と語り、その一生を部落解放－全人民解放の為に捧げたのである。

我々は、吉田同志の遺志をひきつぎ、狹山闘争の勝利、部落絶対解放－全人民解放の「佳き日」を実現すべく闘い抜く！

「涙は憂いの為ならず

決然たって武装せよ」

そして、一九七二年六月以降、浪速の部落解放運動にかかり、その実践的格闘を開始していく。当時、部落解放運動は一九六九年の矢田教を経て日共との全面的な対決をむかえていた。同時に、解同内部における「三つの命題」（「朝田理論」を根拠とした対行政闘争主導型の運動（朝田グループ）・日本の声派・社会党グループ）と狹山一対日共闘争－差別糾弾闘争を基軸とする反権力闘争へ大衆的に発展させようとする運動が、理論的にも実践的にも分岐を開始する時期であった。

同志吉田は持ち前の反権力の姿勢とその頑固なまでのガングリをもって、大衆運動の階級的飛躍を実現すべく、『反権力・反日共・反こえ・部落解放－人間解放を』という立場を貫きながら浪速支部に結集し、子ども会指導のかたわら、全力で闘い抜いた。

とりわけ、七四年一一月一二月末にわたって闘い抜かれた、浪速闘争の過程は、最終的に敗北に終わるわけだが、右翼暴力団・利権分子・こえ派との軍事的攻防を、旧浪速解放会館を拠点に戦闘的に闘い最後までその明け渡しに反対し闘い抜いた。そして以降も、ねばり強く浪速における階級的部落解放運動の前進にむけ、青年層を軸に學習会の組織化などを進めてきた。

またこの過程は、同志吉田にとって大阪市教委（社会同和

教育指導員）への採用から労組運動を市職教育支部解放研の組織化として連日のように闘い（七四年九月「狹山事件上映阻止闘争」、一〇月教育支部解放研結成、七五年三月住吉「橋のない川」上映阻止闘争）、かけがえのない伴侶、定子さんを獲得する時期でもある。

七五年三月定子さんとの結婚、そして新婚旅行がなんと、三月住吉「橋のない川」上映阻止闘争であったこと、など、ともあれ、同志吉田を物語るエピソードだろう。

そして、第二浪速闘争の過程をくぐりつつ、七七年九月退職、その後、津守の屠場で働く。以降バイトを続けつつ、階級闘争の前進とりわけ、部落解放運動の前進をめぐり悩み苦しみ、しかし、たえまいその情熱はなお消えることなく燃え続けるのである。

全国の戦闘的な部落民同志と出会うことを通して、八年六月A支部にかかる。

浪速における闘いの数多くの経験をもって、解放塾にかかり支部における教育運動のたて直しをはじめ、A支部での多くの青年大衆に支えられ支部運動にも積極的にかかわりきり、連日の活動を浪速－Aを結びつつ続けてきたのである。

志半ばで倒れた同志の思いを我らが胸に刻み、共に勝利の日まで闘わん！

三里塚・天皇決戦の爆発で 九〇年代革命的部落解放運動の前進を

はじめに

全ての兄弟・姉妹諸君！闘う労働者、被差別大衆の皆さん！
本年一月二八日、日帝国家権力－政治警察は「私文書偽造」と称して同志北条に襲いかかった。

政治警察どもは、この襲撃の過程で同志北条に対し銃を発射した。これに対し同志は毅然と対決し闘いぬいた。権力は射殺テロ攻撃を隠蔽するために「威嚇射撃」と発表しとりつくるようとしている。しかし、「威嚇射撃」は「下方に向けて」（『毎日』）、「空に向けて一発」（『読売』）とまったく逆方向に発表されている。
これこそ権力が同志に向けて銃を発射したことの隠蔽工作

であることは明白である。

さらに政治警察は、デッチあげの数々をもって同志北条に重罪攻撃を加えようとしている。

我々は、デッチあげをもっての同志北条への重罪攻撃を完膚なきまでに粉碎し尽くし、同志を守りぬき、必ず奪還する。

同志北条と堅く結びつき、一・二八射殺テロに報復を！

この一・二八反革命弾圧に反撃する闘いを組織し、同時に報復を報復として貫徹し、同志北条を防衛・奪還し、反革命弾圧を打ち破る階級闘争の革命的転換－プロレタリア権力闘争の革命的飛躍を克ち取ろう。

①一月十六日午前六時半、運輸大臣江藤は成田治安法によ

り三里塚空港反対同盟の天神峰現地闘争本部に対して「封鎖」を強行した。この攻撃は、農民の土地を強奪し、戦争とファシズムに向けた空港建設の為の拠点破壊攻撃だ！断じて許すことの出来ない三里塚闘争破壊攻撃だ！

一月十五日、午後二時、千葉県警は天神峰現地闘争本部への「家宅捜索」と称して突入した。それ以降現闘本部を不正に占拠し続け、16日早朝、成田治安法にもとづく「封鎖」を通告し、反対同盟農民に「退去命令」を出し有無を言わせず追い出し、空港公団が封鎖作業を強行した。

反対同盟と全国の闘う労働者人民は、15日午後二時より現闘本部前に結集し、夜を徹して弾劾の闘いを闘い抜いた。「封鎖」の強行にたいして弾劾行動を闘い抜き、新たな闘いの開始を宣言している。

政府運輸省・空港公団・警察一体となった空港建設反対闘争への破壊攻撃は、反対同盟と三里塚を闘う全国全人民の不屈・非妥協の闘いにギリギリに追いやめられていることを示している。成田治安法などは、敵国家権力の焦りに駆られた姿をあらわしている。空港建設と言う「国策」に反対する者は「虫けら同然」に排除し、叩き潰すというものが成田治安法だ。昨年十二月四日運輸大臣江藤は「地元住民に十分な説明なしに空港建設を決めたことを謝罪する」などとペテンを弄し、その一方で東峰団結会館を襲撃し、破壊を強行した。

天神峰現闘本部への「封鎖」攻撃は、これに引き続く闘争拠点への襲撃・破壊に他ならない。最早、政府国家権力に一片の道義性も無いことは万民に明らかになつた。

日帝は、天皇制攻撃と一つに、三里塚二期工事強行を、体制的死重をかけてすすめているのだ。

日帝政府－空港公団は、「4月までに成田をきれいにする」として、成田治安法を適用し、1・15～16天神峰現闘本部封鎖を強行し、他方で、三里塚脱落派との二期「用地」買収交渉のための「話し合い」を、運輸省江藤自身が行ってきた。

江藤の「話し合い」なるものは、「他の国なら戦車で1時間で決着がつく」とおどしつけ、「言うことを聞かなかつたら、機動隊を使って土地をとりあげるぞ」というもの以外の何ものでもない。実力闘争武装闘争の大爆発で、機動隊をせん滅し、二期工事阻止－空港廃港をかちとろう！

②1月18日、本島長崎市長が天皇主義右翼ファシスト「正氣塾」田尻によつて銃撃され重傷を負った。

この天皇主義ファシストによる銃撃テロルを満腔の怒りをもつて弾劾する。

天皇主義右翼の銃撃テロルは、本島長崎市長が一昨年12月市議会で「天皇に戦争責任はあると思う」と発言したことに対するなされたものだ。これは天皇制批判発言や反天皇闘争をテロルで粉碎し、天皇制を「タブー」化し、天皇制の強化

「新たに「大東亜共栄圏」への突撃と政治支配のファシズム的転換を行おうとするものであり、断じて許すことはできない。

このファシストのテロルは、日帝・海部自民党政権の進める11月「即位の礼－大嘗祭」を頂点とした天皇制攻撃と一つのものだ。天皇の戦争責任清算し、天皇制を賛美し強化する攻撃と徹底的に対決しなければならない。新天皇アキヒトがどんなにソフトムードを装っても天皇主義ファシストのテロルこそ天皇制の眞の姿だ。天皇制の歴史は、外に向かっては「三光作戦」（奪い尽くし、殺し尽くし、焼き尽くす）のように侵略と虐殺であり、内には戦前特高警察と治安維持法下の大弾圧のよう天皇制ファシズム支配なのだ。

今こそこの天皇主義ファシストのテロルを徹底弾劾し、天皇主義ファシストを撲滅し、天皇制打倒にむけ起ちあがる時だ！これまでにも天皇主義ファシストは、東京・山谷において日雇労働者解放にむけ闘う佐藤氏・山岡氏の虐殺、86年天皇在位60年式典粉碎を闘う人民への爆殺（未遂）テロル、栃木県小山市における反戦反天皇写真展への銃撃、沖縄で「日の丸」焼却決起を闘った知花氏への虐殺宣言！知花公判闘争への敵対を行い、「銃と爆弾」をもってのテロルに踏み込んでいるのだ。

この様な天皇主義ファシストのテロルに対して「言論の自由」を対置し、ファシストとの実力一武装攻防を放棄することは決定的な誤りであり無力だ。本島市長銃撃を徹底的に弾劾し、地域一街頭一学園で天皇主義ファシストを撲滅せよ！

③敵日帝は死をかけて三里塚闘争の解体にうって出てきた。「国家意志」として国家暴力を全面発動させてきたのだ。戦後自民党政権の危機の深化の中、二三年間にわたる三里塚闘争はいよいよ最大の総力決戦を迎えたのだ。

九〇年三里塚一天皇決戦は、まさに時代の必然として同時に激突する決戦に突入したのだ。

資本主義世界経済の破局－戦後世界体制の崩壊、そして東欧－ソビエト中国をはじめとしたスターリン主義国家の歴史的破産と、まさに時代は国際的激動にある。

日帝は体制的危機に直面し、反革命戦争とファシズムへの国家的再編に突撃している。

こうした中で、九〇年十一月に新天皇アキヒトの「即位の礼」－「大嘗祭」を日帝の延命をかけて強行せんとしているのであり、更にその前に、「成田をきれいにする」として九・一九治安法適用、十二・四発動－除去一一・一六現闘本部封鎖があるので。

日帝は総評の解散－新「連合」結成（十一・一二）、三里塚闘争の破壊－鎮圧、そして九〇年十一月の「即位の礼」－「大嘗祭」を强行し、もって戦後階級関係の一挙的な、ファ

ッショ的再編をなしとげんとしている。

だがこの国家的再編は、日帝の命とりとなるものである。

八九年七月参院選は戦後自民党政権の危機を明確に示している。

アジア全世界の労働者人民は、天皇（制）をおしたてての日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃に断固起ち上つている。

いよいよ日本階級闘争は、戦後の運動の崩壊、戦後階級支配関係の全面的再編に突入し、その中の矛盾の激成と階級支配の危機の時代を迎えていた。

労働者人民・被差別大衆がこの時代に直面して、ファシズムの制圧を粉碎し、帝国主義ブルジョア支配を打倒しうるのか否か、これを実現しうる革命的飛躍をなしうるか否かが問われているのだ。

部落解放運動めぐっても、既に九〇年代帝国主義部落政策の基調とも言うべき地対協意見見申をテコとして、部落大衆の鬨いと生活の破壊が進行し、解放運動（同和团体）三団体の反革命的統合を最終目標に据えた、新たな皇國皇民化の道が掃き清められようとしているのであり、新「連合」結成は、そのことに拍車をかけずにはおかないのでだ。

九〇年代はまさにこうした階級決戦を射程に入れた激動の時代であり、戦争と革命の時代なのである。今日の三里塚・

天皇・労働運動をめぐる激突は、この九〇年代の戦略的布陣を決するものに他ならない。

全国の兄弟姉妹諸君！労働者人民・被差別大衆諸君！いまこそ起ち上る時だ。

この激動の時代を切り拓く者こそ、我々であり、君達だ。この時代を切り拓く者こそ、我々であり、君達だ。

1・28北条同志への射殺テロー不当逮捕弾劾／90年代破法型反革命弾圧と対決し、三里塚一天皇武装決戦の大爆発かちとれ！

90年代決戦の帰趨決する三里塚一天皇決戦

△戦後世界体制の崩壊

戦後世界体制の崩壊的危機は一層深まっている。世界資本主義の危機の進行のもとでの一時的な「経済の好転」も終エンに向い、各国帝国主義は国際分業の再編によってのりきりを計りながらますます危機を均質化するしかないところにきている。

他方スターリン主義諸国は幹並み政治支配の全面崩壊へとなだれうってころげ落ちていて。とりわけても今日のソ連－東欧におけるスターリン主義の歴史的破産・崩壊は日々加速的につなげられている。

ボーランドでの「連帯」内閣の成立、ハンガリーでの「人民共和国」から「共和国」への国名の変更とハンガリー社会労働者党（共産党）の解体＝ハンガリー社会党の発足という

形で一挙に東欧スターリン主義の危機が煮つまり、チェコに於ても同様の事態が進行している。東ドイツに於ては、東ドイツ共産党の永年の支配者——ホーネッカーが辞任し、「ベルリンの壁」の開放によって東独スターリニストは延命を狙っているにすぎない。

しかし東独の危機は、不可避にドイツの統一問題を若起させ全ヨーロッパ的、世界的危機の発火点にならうとしている。こうしたスターリン主義の歴史的破産は、「一国社会主义」建設の破産であり、この破産を帝国主義の資本の導入により、資本主義への逆転か共産主義への前進かのギリギリのところに致っているのだ。

米帝は自らの経済危機による反革命戦略のゆきづまりを、一方ではスターリンの屈服をとおした「ニューデータント」をもつて息づぎをはかり、他方ではペードシェアリング（日米防衛責任分担）による日米軍事力・経済力への肩代わりをもつて反革命戦略の再編を進めんとしている。

そして全世界で激化するプロレタリア人民の決起に対し、スタの屈服による分断をはかりながらL.I.W（低強烈度戦争）戦略によって圧殺せんとしているのだ。

しかし、全世界の労働者人民は圧殺攻撃を打ち碎き前進している。

にアジア人民の収奪の上に成り立ってきた「繁栄」が崩されるものとして危機感を煽り、入管法の改悪へと突き進んでいのだ。

まさに日帝は激動する九〇年代を見据えて階級支配の一挙的再編に空撃しているのであり、その中心は天皇制攻撃である。

ヒロヒトの死を前後して開始された天皇攻撃は、「大喪」による「服装強制」・反革命国民統合として差別主義を拡大させながら推し進められようとしたが、革命軍の二・二四中央道爆破戦闘を頂点とする死闘の六ヶ月の闘いで打ち破られた日帝は、今日、アヤノミヤの婚約をうち出し、「平民」「血筋・家系」という身分差別（一部族差別）を国家頂点から煽動し、「祝賀・ギャンペーン」をテコに開かれた皇室を煽動し、九〇年「即位の礼」「大嘗祭」を强行しようとしている。「即位の礼」「大嘗祭」攻撃こそ、天皇元首化を環とする國家権力の反革命的強化であり、天皇（制）を頂点とした政治支配の再編攻撃である。さらに八九年十一・二一の新「連合」結成を画期点に労働戦線の産業報国会化が一方で推し進められ、これを条件として政治（政党）の再編があるのだ。

そして三里塚二期強行をメルクマールとした「過激派壊滅」攻撃の画段階的激化である。敵権力は、九〇年六月以降、本

南朝鮮労働者人民をはじめとして、フィリピンで、パレスチナで、ニカラグアで、南アフリカなどでの闘いの進撃は「ニューデータント」の破産を刻印して帝国主義の危機をおしひろげているのだ。

△日帝の危機の激成△

こうした世界的危機の拡大・世界資本主義の危機の進行の中で、日帝自身の危機はますます拡大している。

消費税一リクルート・農業解体への怒りは参院選での自民党の歴史的な敗北を生み出した。

このことは資本主義世界经济の危機の下での延命をかけた国際一国内分業の再編により切り捨てられていく農民・中小商工業者、新たな階層分化にさらされる都市中間層の自民党からの離反であり、戦後自民党政治支配の破綻に他ならない。これに対し社会党は、「自らの政権担当能力を示す」と称して安保・自衛隊の維持を語り、対韓政策の変更、資本制の維持などを次々と主張し、資本・権力への忠誠を示しているのだ。「連合政権」「連立政権」なるものは、ブルジョアジーの政治支配の危機を救済するものでしかなく、支配階級の政治支配の再編に組み込まれた大政翼賛化の道なのである。

また「偽装難民」キャンペーンによる排外主義・差別主義煽動は、「偽装難民」により日帝の「国益」が一それとともに

格的に天皇警備の体制に入らねばならず、従ってそれ以前における三里塚闘争の解体・「過激派の壊滅」を見据えて九・一九成田治安法の適用一十二・四の発動・除去が強行されているのである。まさに、「過激派の壊滅」抜きには、天皇警備はできない。再び二・二四の悪夢を見るがゆえに、国家暴力の全面発動に踏み込んできているのだ。

戦後世界体制の危機に直撃される日帝は、その延命をかけ天皇（制）を主軸とする反革命戦争とファシズムへの国家再編一新「大東亜共栄圏」へと突撃しているのだ。

このような敵の側からの決戦に対して、我々は九〇年代階級決戦の帰趨をかけたものとして九〇年三里塚一・天皇決戦に起ち上がるべからざるのだ。

△差別の元凶△天皇制を全面化させた日帝の

九〇年代帝國主義部落政策を打ち砕け△

一 差別の元凶△天皇（制）を打倒せよ！

日帝は戦争と革命の九〇年代を射程に入れ、八八年九月十九日の天皇ヒロヒト吐血に致るや満を持して天皇攻撃（Xデー攻撃）の全面展開に踏み込んできた。

ブルジョアズコミを連日一二四時間体制で総動員し、天皇（制）のキャンペーンを開始し（天皇ヒロヒトの贊美と血ぬられた昭和史を抹殺し、侵略戦争とアジア人民虐殺の歴史

を肯定し、同時に「象徴天皇制」から「天皇元首化」へと大煽動を開始）、この一大集約を二・二四「大喪の礼」をもつて内外に示めさんとしたのである。

しかし、この目論みは、我が革命派の天皇打倒かかげた死闘の六ヶ月の闘いをもって粉々に打ち碎かれ、二・二四「大喪」当日の「大喪」車列を爆破する中央道爆破戦闘の猛烈を頂点に反天皇（制）の闘いは一気に激成した。新旧一切の左翼勢力が真正面から天皇との対決を回避し、逃亡する中で我々のみが全ゆる手段をもって、革命軍のグリラ戦・反戦青年委・全学連の大衆的実力闘争、そして我が全青同を推進力とする解放同盟内での反天皇決起が連続してうち抜かれたのだ。

日帝による国家の全体重をかけた「大喪」の強行は、國家神道儀式の国家行事化であり、総理大臣をはじめとする「三権の長」の天皇のもとへの忠誠と「天皇の軍隊」化などによって、国家権力の反革命的再編を強行するものに他ならない。

それは、戦後における革命情勢の煮つまりに対抗し、議会制ブルジョア独裁とだきあわせで、ブルジョア国家権力の一部へと組み込まれて出発した戦後の「象徴天皇制」が、今日の全世界的な規模での危機一戦後世界体制の危機の中で、よりむき出しの姿をもって国家権力の頂点にたつもの＝元首として、制度的におしだしたものに他ならないのだ。

それは、新たな「大東亜共栄圏」建設に他ならない。日帝は、「資源と市場」をアジア太平洋圏に求めていた。それは国内における「産業構造の再編」＝農業解体（農産物の自由化）と中小企業・商工業の解体（消費税の導入）と海外直接投資を条件として、ODA（政府開発援助）をばらまき、円従属圏を中国・共和国をもまきこんで形成しようとしているのだ。

そして、米帝反革命軍のアジアにおける位置の肩代わりするものとして自衛隊の「戦える軍隊」としての再編が、軍事費の前年度比五・九パーセント増と、二・二四の「堵列」＝天皇の軍隊としての思想的打ち固めをもって推し進められようとしているのだ。

日帝が語るところの「国際化の時代」とはまさに天皇制の強化と自衛隊の反革命軍としての強化・再編の時代を指すのだ。

このことの最後的打ち固めとして、新天皇アキヒトによる訪韓・訪中が準備されているのだ。

このことは、政治支配的には、天皇元首化を一環として、ブルジョア政治支配の枠内で極限まで、官僚的軍事的統治機構の再編をおしすすめ、ファシズムを準備せんとしている。

経済的には、消費税の導入と農・漁業の解体攻撃を機軸にした「産業構造再編」の強行である。

この死活をかけた再編が必然的に政治危機・支配危機を生みだすことには身構えて日帝は、九・一九治安法適用＝十二・四発動＝除去をもっての三里塚闘争の解体＝革命勢力解体攻撃を頂点としながら、労働戦線の再編＝産報化（十一・二一新「連合」結成）・解放運動に対する皇國皇民化運動への再編をどうして大衆運動の抹殺が目論まれているのだ。

△日帝の帝国主義部落政策の現段階△

今日の日帝による帝国主義部落差別支配政策の核心点は、

九〇年代階級決戦を射程にうち出されていることである。

この骨格をなすものは、一九八六年十二・十一の地対協意見具申であり、八七年三・一七の啓発推進指針である。

この特徴点は、中曾根の「戦後政治の総決算」路線に基づく「行政改革」＝「現代福祉国家論」をバックボーンとして作制され、部落解放運動の体制内化を条件に「資本主義国家における平等とは何か」を反革命的に整理して、その上で政策決定していく方法論をとっている。そのシンクタンクとなっているのは自民党の地域改善対策研究所であり、当時の地対室長＝熊代や、御用学者の磯村、そして朝日新聞の高木などである。

熊代は「地域改善対策の目的は部落差別の故に生活の向上が阻害されている人々の生活の向上を計り、自主自立の誇り高い市民に成ってもらうこと」「自立の能力がある人にとっては、何時までも行政施策の対象として留るのではなく、誇り高きタックス・ペイヤーとして社会に貢献する者になることが重要」と言い放っている。

これが今日の日帝部落政策の核心をなしているのである。つまり、行政施策をいつまでもほどこしていくは、部落民は自立しない。対策を打ち切れば、自主自立し、「誇り高きタックス・ペイヤー」になって社会に貢献するだろうというのである。

この中には、現実の部落差別の実態が完全に抹消されるのである。今だに就職の機会均等から除外され、結婚をめぐっても差別され、教育をめぐってもさまざまな迫害をうけている部落大衆の二四時間抹消し、「部落民よ自立せよ」と差別的に号令をかけていくにすぎないのが地対協攻撃の核心なのだ。

そして、「自主自立の心をもった人は、少々の差別をはねかえせる。このような人を差別すれば差別した方が恥じざるをえない。したがって差別意識は解消にむかう」と強弁するのだ。

いわば「部落民が悪いので差別があるのである。自主自立すれ

（日帝の天皇（制）攻撃の全面化は何を意味するのか）

ば差別はなくなる」と公言しているのである。このような傲慢な論理があろうか。部落差別の歴史的な存在―日帝による差別支配の打ち固めを棚上げし、一切の責任を被差別の側に求め、対策の打ち切りを宣言する反革命差別宣言として地対協攻撃の核心があり、その上に立って、糾弾闘争への否定・非合法化を策し、現実に「八鹿控訴審」をはじめとして全国の差別糾弾闘争が公然たる弾圧をうけているのが現状である。とりわけ、今日の天皇攻撃の激化の只中で、すさまじい部落差別の激増が報告されている。

そして、日帝は、この攻撃の完遂を同和団体（解放運動団体）の反革命的統合をもってなしきらんとしている。今日敵は、同和事業の打ち切りのための「エセ同和団体」の取り締まりを行政各機関が一体となって推進し、「自主自立」キャンペーンをブルジョアマスコミを総動員して展開している。そして、「同和」という名称の削除、「地区指定」の取り消し、「部落民規定の明確化」をかけて地方行政機関に伝達し（これらのこと自体、直接は同和事業の運用めぐつて発生した問題なのだが）、これらを九〇年代における部落問題対策の柱として据えようというのである。

一方で天皇の神格化一元首化攻撃を強め、部落大衆には「国家の下での平等」を強要してゆこうというのだ。そしてかかる攻撃の条件に、戦闘的解放運動の要たる狭山

遅かれ早かれ、三団体の「統合」めぐる問題は既成の事実として、既にレールは引かれているのである。そして、このことの決定的条件をなすものこそ戦闘的解放運動の抹殺・解体であり、「組織内」の戦闘派・革命派の排除に他ならないのだ。

狭山闘争における「中央闘争は年一回になる方針こそ、このことの具体的開始であり、「仮釈放」要求運動こそ狭山闘争の路線転換のみならず解同大衆運動自身の公然たる路線転換の開始であり、融和主義による戦後解放運動の戦闘的環境としての狭山闘争の終結を狙ったものとして推し進められようとしているのだ。

新「連合」結成は、そのことを一層促進させるものとして、そして左派・戦闘派の排除を一挙に推し進めるものとしてあらのだ。

△労働戦線の「再編」と部落解放運動▽

労働戦線をめぐる「再編」の動きは解同大衆運動にとっても極めて重大な問題である。

狭山一部落解放運動めぐってこれまで形成されてきた共闘関係は、一九七三年狭山控訴審再開公判以降の社会党一総評との共闘である。これは狭山闘争を軸にしつつ、中央共闘一地方共闘として、総評系の労働組合を軸に形成されてきたものであるが、今日の総評の解散（八九年九・二一）、新「連

闘争」差別糾弾闘争の解体・非合法化が天皇恩赦攻撃も含んで推し進められようとしているのだ。

このように推進されている日帝部落政策の総展開にまつたく対決しえぬばかりか、完全に白旗をかかげているのが「こえ」―融和勢力である。

彼らは、敵の「糾弾闘争は法の枠内で」に屈服し、「今までの糾弾には行きすぎもった」として大衆的糾弾を直ちに棚上げさせたり、「運動団体ではなく啓蒙啓発の団体へ」との方向を示めされると、狭山中央闘争の年内一回化なる敗北方針を打ち出し、天皇問題がヒロヒトの死をとおして「若起してくる中で、ヒロヒトの死に際し「哀悼の意」を表明し、戦後解放運動のシンボルでもあつた”反天皇”の方針さえ譲り渡すしまつである。

八九年四月以降活発に開始された「解同」「全解連」「同和会」の三団体の意見交換なるものこそ、このような流れの中での「統合」の道を掃き清めるもの以外の何物でもなく、今日、マスコミ等で「タブーに挑戦」と称して部落問題を取り上げている向う側に、「糾弾の否定の上での」三団体の反革命的統合が準備されているのは明白である。

すでに全日本自由同和会は、解放同盟にたいして「反差別国際運動への参加を検討している」と回答し、具体的な共闘が進みつつある。

合」の結成（八九年十一・一一）をむかえて、解同運動としても共闘関係の再編に進まざるをえない問題として突き出されており、このことは九〇年代へ向けての解放同盟の路線選択を問うものとして突きつけられているのだ。

八九年三月の解同全国大会においては、明確な表現は避けつつも、新「連合」めぐる“共闘”問題に言及して次の様な発言がなされている。

「今後の共闘関係については、創意工夫をする必要がある。当面は総評セントラ」との共闘を強化しつつ、新「連合」ぐるみの共闘に発展するようにしたい」（小森書記長）

しかし考へてもみよ！ 職場や地域で、狭山闘争のみならず、『差別』めぐる問題に徹頭徹尾敵対してきたのが新「連合」の中核である“同盟系”的労組なのであり、彼らを含んだ新「連合」と共闘の道を選択するということは、狭山闘争や差別糾弾闘争を大衆運動として行なわないということを宣言したに等しいことなのである。

狭山を闘い、差別糾弾闘争を闘い、一切の差別と闘う労働運動基調をもちえない「こえ」―融和勢力は皇國皇民運動へとひた走ることを選択したということである。

△融和主義を粉碎し、九〇年代革命的部落解放運動の進撃を▽

「融和主義を粉碎し、九〇年代革命的部落解放運動の進撃を▽」
 狹山第二次再審闘争は、最終的決戦局面に突入している。
 一九八六年八月二一日の第二次再審申し立てから既に三年以上が経過し、いつでも「判断」を下せる段階に突入している。

今までの狹山闘争の例でいっても、第一次再審や、異議申立て、特別控告の時でも、二年から三年の審理で「判断」(「棄却決定」)が出されている事実を見るなら、既に三年以上を経過している狹山第二次再審は、何時でも「判断」が出されてもおかしくないのである。

狹山弁護団は「万年筆発見のデッヂ上げ」を暴く七人の元捜査官の新証言をはじめとして、「犯行現場」の虚偽・架空性を明らかにする「小名木証言」などの数々の新証拠・補充書・鑑定書等を既に提出済みであり、闘いは正念場を迎えている。

八九年八・九千葉刑闘争へのアピール」として、「仮出獄・仮釈放」をキッパリと拒否し、あくまでも「完全無罪」をかかげて実力決起することを熱烈に訴えている。

すでに明らかにしたように、「仮釈放」要求路線こそ、狹山闘争のみならず、解放運動そのものの路線転換を推進するもの以外の何物でもない。

日本のこえ派や融和勢力が声高に「『改悛の情』とは関係ない」と叫ぼうとも、「再審闘争と仮釈放とは矛盾しない」

り渡して、武装解除し、敵権力に屈伏し・忠誠を誓う方針であり、断じて許すことはできない。

石川氏の血呼びに応え、二七年余の獄中闘争の地平をうけとめ、何としても奪還しなければならない。

このことに敵対する「こえ」—融和勢力を解体して部落解放運動の革命的前進をきりひらこう。

三 差別－排外主義攻撃と対決し、差別糾弾闘争を全国各地でうちぬけ！

部落解放運動をめぐって地対協攻撃の下、狹山差別裁判糾弾闘争を頂点とした差別糾弾闘争の圧殺と「同和事業」のうちきりを通した生活基盤破壊をおこないながら天皇(制)への屈伏を強制しファシズム融和運動へと落とし込め、部衆を差別・窮乏・虐殺へと叩き込まんとしている。昨年9月、明らかになったように「部落地名総鑑」(被差別部落の全国リスト)がパソコン通信で流され、また、アヤノミヤ結婚キャンペーンでは、「血筋・家系よし」などと宣伝され、「平民」という壬申戸籍の身分称がつきだされ、差別排外主義の風が吹きあれている。

在日朝鮮人運動をめぐっても入管法の改悪が強行され、安全管理体制の強化・差別支配体制の強化が行われ、さらに、治

しかし、東京高裁刑事四部は、これらの石川無実の証拠に一切「沈黙」を守り、「現在書類を検討している段階だ」と言い放ちながら、弁護団一解放同盟が要求している「事実調べ」や全証拠の開示要求に対しても無視抹殺し、「第二次再審棄却」の時期を虎視眈々と狙っているのだ。

まさに狹山闘争は決戦に突入しているのであり、敵権力―東京高裁は、戦後部落解放運動の戦闘的環であり、全国の差別糾弾闘争の頂点をなして、戦闘的解放運動を索引してきた狹山差別裁判糾弾闘争を何にが何んでも解体せんとしてきていたのだ。

第二次狹山再審棄却―天皇恩赦攻撃を粉塵に粉碎よ！

二 狹山闘争の路線転換を計る「仮釈放」要求路線を粉碎せよ！

獄中の石川一雄氏は二六年にもおよぶ不屈・非転向の獄中闘争を一步たりとも後退させることなく断固として闘い抜いている。

「狹山差別裁判糾弾闘争における第二次再審闘争は、総決算的な最終段階を迎えたことから、裁判官の反動姿勢を断固うち碎かずして、狹山の勝利はありえず、仮出獄に奔走している場合ではない。第二次再審闘争の一点に全神経をかたむけて闘う時だ」「勝利をこの手に收めるまでは飽く無き執念

「パチンコ疑惑」キヤンペーンによって、一般サラリーマンや主婦、大学生が朝鮮人学生に対して街中で罵倒したり、襲撃したりするという事件が多発し、ついには、民族衣裳であるチマ・チョゴリを着た朝鮮人学生の服をカッターで切り裂くという悪質な行為まで起こっている。

全国の学園や職場や地域で差別落書—差別煽動が、とりわけ天皇Xマークを前後して激発している。

差別落書—差別煽動は、決して単なる落書きにとどまるということはない！

差別—虐殺の煽動と実際に踏み込むことの間にはほとんど距離がないということは明らかだ。

差別糾弾闘争の嵐で、これらの差別—排外主義と徹底して対決していかねばならない！

戦争とファシズムの突撃下、差別糾弾の旗を高々とかかげ、革命的部落解放運動の総進撃をかちとれ！

四、九〇年「即位の礼」—「大嘗祭」を爆碎せよ！

を圧殺し、人民を天皇制の下に反革命的に統合し、一挙に戦争とファシズムへ突撃しようとしているのだ。

同時に、昨年の「パチンコ疑惑」「偽装難民」キヤンペーンをもっての、在日朝鮮人—アジア人民への排外主義を煽動し、アヤノミヤ婚約をめぐる「紀子＝平民」（「平民」とは壬申戸籍の身分称だ）とか「家系・血筋問題なし」などの身分差別—部落差別煽動が、天皇賛美—「日の丸・君が代」強制と一つのものとして激化しているのだ。このような天皇制—差別・排外主義攻撃と徹底対決し、闘うアジア人民や部落大衆・在日朝鮮人—被差別大衆と結びつき闘おう！

革命軍の2・24「大喪」葬列を直撃する中央道爆破戦闘ひきつぐゲリラ戦と大衆的実力・武装闘争で「即位の礼—大嘗祭」を爆碎せよ！天皇制を頂点とする日帝国家権力を打倒し、労働者・被差別大衆人民の解放をかちとろう！

九〇年「即位の礼」—「大嘗祭」をもって差別主義・排外主義を打ち固め、帝国主義的身分制の確立の中から、反革命國民統合を完成させんとする日帝の総突撃を粉碎し、九〇年三里塚—天皇決戦の大爆発で日帝の反革命戦争とファシズムの突撃を粉碎せよ！

東峰死守戦の地平を拡大し、反対同盟と共に二期代執行阻止決戦へ総決起し闘おう。

日帝・政府は、「即位の礼委員会」の会合で、最終的に「即位の礼」を「天皇の国事行為」、「大嘗祭」を「天皇の公的行事」とし、「即位の礼」は11月12日、「大嘗祭」は11月22日～23日に行うことを決定した。

政府はただちに総額81億1千8百万にものぼる経費を次期予算に計上し、警視庁は「対策委員会」を8日に設置し、首都—全国を貫く治安戒厳態勢に入っている。

日帝は、「大喪の礼」に続き、「即位の礼—大嘗祭」を國家行事として強行しようとしている。

「即位の礼」は外国元首（支配階級）が集い、天皇制が日本支配階級の頂点であることを国際反革命協調の下で、確認しようとするものである。

「大嘗祭」は国家神道儀式の宗教的権威をもって天皇の元首化・神格化を実現するものだ。

一連の国家神道儀式を一体のものとして、国家行事として強行することで天皇の元首化・神格化を「完成」させようとしているのだ。そして、新「大東亜共栄圏」—新たな戦争とファシズムへの突撃をなしうる政治的支柱として、天皇制を制度的に確立しようとしているのだ。これを絶対に許してはならない。

1月「喪明け」からアヤノミヤ結婚—11月「即位の礼—大嘗祭」に至る過程を奉祝ムードと治安弾圧で闘う人民の決起

革命的部落解放運動の旗をかげ、三里塚闘争の先頭に起つ戦士とともに、全国の地域・職場・学園から決戦の地＝三里塚へ！

敵の攻撃の前に白旗をかげ、狹山仮釈放—天皇恩赦まで叫ぶ日本のこえ派—融和勢力と対決し、狹山—差別糾弾闘争の大爆発で部落解放運動の革命的飛躍をかちとれ！

「戦犯追求はアナクロ、反天皇は犯罪的」叫ぶ「天皇の赤子」＝反革命革マルを打倒せよ！革マル政軍中枢を、十二・二JR総連革マル＝田中せん滅の地平で解体・絶滅せよ！

九〇年三里塚—天皇決戦に総力で起ち上り九〇年代革命的大進撃を！

天皇制と部落差別

高市 由実

はじめに

八六年十二・一一地対協意見具申、八七年三・一七啓発推進指針としてうちだされてきた帝国主義部落政策の全面展開こそ、反革命戦争とファシズムの突撃の一環にほかならない。八九年一月七日、ヒロヒトの死をもって本格的に開始されたXデー攻撃は、本年アキヒトの「即位礼」「大嘗祭」までの「代替り」の過程で、差別主義・排外主義・反共主義攻撃を強化し、天皇の国家元首化と神格化を完成させようとしている。そして、新天皇アキヒトの下に、人民を統合し、反革命戦争とファシズムにむけた国家及び社会再構をねらっている。「開かれた皇室」キャンペーンと軌を一にした自衛隊の

海外派兵策動や軍事演習、日米安保の実戦化を見よ！
そのもとで、9月総評解散・11月新「連合」結成へとむかう戦の産報化攻撃がかけられている。部落解放運動めぐつても、4月15日付朝日新聞紙上でおこなわれた、解放同盟・全日本自由同和会・全解連の対談にあらわれているように「同和対策事業の要求」を口実に路線のあいいれない相互の野合がはかられんとしている。

敵日帝國家権力は、差別糾弾闘争・狭山闘争を徹底して弾圧し、部落解放運動の戦闘性・階級性をおしつぶし、皇國皇民運動へ流しこもうとしているのだ。天皇の神格化・国家元首化攻撃を一方でおしすすめ、部落大衆には「国家の下での

平等」＝差別・迫害・窮乏の強制へとむかうものだ。

地対協意見具申一啓発指針の反革命基調の特徴は、八・九部落虐殺宣言を背景としつつ、もう一步ふみこんで、部落解放運動および組織にまで立ち入り、ファシズム融和運動へとたたきこもうとしている点である。

今日の日帝の攻撃性格は、まさしく、労戦の産報化と呼応した部落解放運動のファシズム融和運動へのたたきこみとしてある。いまこそわれわれは、全国水平社およびそれに先行した西光万吉はじめとする全水指導者の天皇制・ファシズムと戦争への総屈服について、きっちりと総括を出しきらねばならない時にきている。

部落差別と天皇（制）の関係を、まず歴史的におさえ、全水の闘いの地平を明らかにし、同時に、全水の戦争と天皇制・ファンズムへの総屈服の総括視点を提起したい。

天皇制とは、この過程の強行にともなう国内階級闘争に対応し、かつ对外的諸関係に規定された国家権力の形成と不可分のものとしてあるのだ。

今日の天皇制攻撃を明らかにするとき、日本資本主義との関係を語ることは、逆に天皇制を神秘化することである。それは、部落差別においてもしかりだ。部落差別は、封建遺制ではなく、資本主義国家の階級支配にくみこまれた身分差別である。この頃では、部落差別と天皇制の今日的出発が明治維新以降であることを軸にみていく。

一八七一年八月二十八日、明治政府は、天皇の名をもつて「太政官布告」として、「穢多・非人等の称廢止セラレ候条件身分職業共平民同様タルヘキ事」をうちだす。

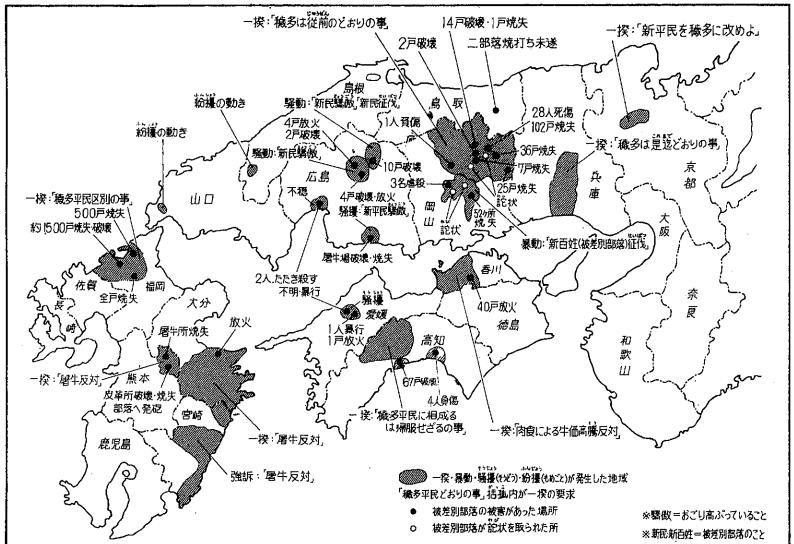
いわゆる「解放令」と呼ばれるが、注意してみておかねばならないのは、「差別からの解放」を謳ったものでも何でもなくただ「えた、非人というより方の廢止」、「職業を選ぶのは自由」だとしたにすぎないものであることだ。従つて「明治維新」政権は、封建制の解体と資本主義生産の前提のであった。

明治政府の目的は、一八五六年の岡山県染色一揆をはじめとした部落大衆の決起への鎮圧と徳川幕藩体制下に部落民が所有する農・宅地への年貢の免除が一部あつたことや、また部落は里数計算から除外されていたことなどを再編して、資本主義的土地所有制度の整備とそのことをもつた税制度（国家収入の確立）の確立にあつた。

そして、一八七一年七月一日の廢藩置県の強行と七二年壬申戸籍の完成は、天皇制国家の支配体制の確立としてあつた。この壬申戸籍において、「天皇（皇族）—華族—平民—新平民」という資本主義的身分制度が産声をあげていく。戸籍制度は、日本、韓国、台湾にしかない。韓国、台湾においては日帝の侵略支配のもとで強制された制度である。人民の管理・看視・差別抑圧・支配のための制度であり国家の下へしばりつける制度である。

同じ時期に、「賤称廃止令」は、一方で極悪な差別主義襲撃II「解放令反対一揆」をまきおこしている。（図参照）京都、兵庫、岡山、広島、愛媛、香川、高知、福岡、大分、宮崎、熊本等、西日本を中心に戦農による部落の焼き打ち・虐殺が強行された。このことは、日本資本主義の成立過程が、差別主義の嵐のふきすぎ過程であったことを見ておかなければならぬ。

明治政府の確立II日本資本主義の確立とともに、差別の強



「解放令」に反対して西日本を中心に起こされた
差別主義襲撃—「解放令反対一揆」

すなわち、この強制移転の決定と執行が、一九一四年第一次帝国主義間戦争とロシア革命の勝利へとにつまる国際階級闘争の歴史的過程であつたこと。中世—近世の部落差別構造と決定的に区別されるのは、この点にある。國際階級闘争をにらみつつ、資本主義国家支配の防衛の為に「天皇制の対極としての部落差別」を登場させたのである。

そして、洞部落の部落大衆に対しては「部落の改善」という名前をもつて天皇制にひざまつかせ、「天皇の赤子」としての生き方を強制しようとした。日帝の国民統合の手口がくりかえしことに集約されているのであり、それは同時に敵の最弱環であることを明らかにしているのだ。

時を同じくした、一九一八年、米騒動での京都柳原部落の部落大衆の決起をはじめ近畿、中四国における部落大衆の決起はすさまじいものであった。とりわけ、官憲は「部落民は米屋を襲うだけではなく派出所や警察署を襲撃し、また組織的計画的でとりしまることが困難」と弱音を吐露しているほどである。

そしてその報復として、和歌山の二人の部落民が唯一、米騒動をめぐる裁判において、直接殺人行為をおこなったかどうかの事実が不明なまま、死刑判決をうちおろされ、虐殺されたのである。日本帝国主義が迎えた未曾有の危機のなか、二人の部落民の虐殺という極刑弾圧を頂点とした反革命弾圧

化と部落大衆の生活の困窮がすさまじく進行する。強行される沖縄、アイヌへの抑圧政策、台湾への侵略、朝鮮半島への侵略という対外政策と呼応して、部落差別が強化していくのである。明治政府の対外侵略政策の過程での差別主義・排外主義と天皇（制）攻撃のあり様を対象化していく必要がある。

洞部落強制移転と別府的ケ浜焼き打ち事件

一九一八年から二〇年にかけて奈良県洞部落は、「神武天皇陵兆域ヲ眼下ニ見ルノ地位ニアリテ恐懼ニ堪エサルコト」（高市郡役所「洞新部落敷地ニ関スル書類」）として、天皇の名のもとに強制移転させられた。

そもそも「神武天皇陵」とは、架空の天皇の墓である。崩壊の危機にあつた徳川幕府は、政治的権威の回復のために天皇を利用してようとし、一八六三年以降各地の「陵」の修理をおこなつた。その過程で同年、神武陵と称して現在の地に墓ならぬ墓を作つたのが、「神武天皇陵」である。そして、明治維新以降明治政府は、天皇（制）の確立・強化のため、「紀元節」や、帝国憲法公布の翌々年一八九一年に檍原神宮をつくり、一八九八年には神武陵を拡張したのだ。

この天皇の名による洞部落強制移転こそ、資本主義下における部落差別の構造を端的に示している。

を強行し、日本階級闘争の鎮圧と天皇制の強化および差別主義・排外主義をもった国民統合のたて直しへとつきすすむのだ。

洞部落強制移転より二年のち、一九二二年三月二十五～二十六日、大分県別府の的ヶ浜にある被差別民サンカやハンセン氏病患者の人々の生活していた部落を、「皇族がくるのでめざわりだ」という理由で警官が焼き討ちするという許すことの出来ない暴虐が強行された。

「大分県警史」（一九四三年、大分県警本部）によれば、この的ヶ浜焼き打ち事件について、次のように記述している。「その頃波静かなる別府市的ヶ浜には一九棟の乞食小屋がずらり並んで天下の醜観を呈していた」、「松の根を藁架として雨露を凌ぐ位で一見住居とは見做され難き程度に巣喰つた山窓の一群众が何時とはなしに出来上った」、「二人の竹細工職人を除く外は強窃盗の前科者、辻占売、白痴（ママ）、癪患者（ママ）の類であった。……浴客に不快・不安の念を与え、公安上にも犯罪予防上にも、はなはだ憂鬱にして有害なる存在だというので別府署では一同に因果を含めて小屋を破壊させそれを波打ち際にのみかさね……：巡査十数名が立会つて焼き払ってしまった」とある。

事実は、的ヶ浜にある「弓掛松」を「御石列車」から皇族（別府での日本赤十字社総会に参加するためにきた「載仁親

王」という輩である）が見るという理由をもってこの焼き打ちが強行されており、焼失家屋二十一戸、焼け出された人六十余名（うち納税者、いわゆる「叙勲者」もふくむ）として、官憲が描きだそうとしている部落の実態にも差別的意図が示されている。

一九二二年こそ、全国水平社の結成の年であり、日本共産党の結成の年である、いわば、一九一七年ロシア革命の勝利、一八年米騒動、一九年朝鮮三・一独立蜂起、五月中旬五・四運動という国内・外の階級闘争の激化のなか、日本における共産主義運動やその影響下にある大衆運動が組織的格闘にふみだした年にあたるのが一九二二年である。

このような情勢のもとで、的ヶ浜部落の焼き打ちという挙挙は、官憲“國家権力”的手によって強行されたものである。そしてこれは、部落に対してだけではない。

翌二三年関東大震災における朝鮮人六千人への大量虐殺もまた、3・1蜂起を経験し朝鮮人民への反革命的恐怖をもつてゐる官憲が流したデマによって軍隊・警察・自警團をかりだし行つたものである。

差別・排外主義の核心が、まさしく、国家権力による破壊・虐殺（「奪いつくせ、焼きつくせ、殺しつくせ」という三光作戦にみられるように、）としてあることを我々は、はつきりおさえねばならない。



「皇族が通るので目ざわり」として焼き打ちされた別府・的ヶ浜事件で家を焼き払われた人々

「天皇の軍隊」と闘いぬいた差別糾弾闘争

一九二二年、全国水平社の結成をうけ、全国各地で差別糾弾闘争の炎が燃えあがった。翌二三年には、奈良において、差別者に加担し水平社の糾弾闘争に武装対した右翼国粹会と闘いぬく水国争闘も展開された。そして、とりわけ一九二六年から二七年にかけて、軍隊に対する差別糾弾闘争が果敢に闘いぬかれた。

一九二四年、二三年関東大震災の混乱を戒厳令、治安維持令の発布と軍隊の出動、および朝鮮人・社会主義者の虐殺でのりきろうとした日帝は、國家総動員体制の形成へと中国階級闘争の激化を見すえ、ふみこんでいく。

二五年～三二年までの八年間に約一億四千万円を投入して、航空部隊の充実、戦車隊・高射砲隊の新設、化学兵器の研究機関の新設を実施していく、近代化された軍隊への再編を進めめる。さらに「一、中等学校以上の学校に現役将校を配慮し、軍事教練を必修の正科とする。二、小学校を卒業して上級学校へ進まない青年のため、青年訓練所をもうけ、四年の間に修身公民科、軍事教練、普通学科、職業科の訓練をうける。一、二の課程を終了したものは、徴兵された場合、歩兵在營年限一年半を一年に短縮する」という軍事教練の全国民化を実現していく。これにより、近代化された装備をもつ常備軍を中心とし、戦時には軍事教練をうけた国民を召集して大軍

団を編成し、総力戦・長期戦を戦う態勢を確立したのである。軍隊内の差別事件は、アジアに侵略していく天皇の軍隊としての強化を背景に激化していく。それに対して、部落大衆は徹底糾弾を闘いぬいた。

一九二六年、和歌山県の中学校の軍事教官がおこした差別事件への糾弾闘争、大阪での在郷軍人による差別糾弾闘争を闘い、そして福岡連隊糾弾闘争が闘いぬかれるのである。

福岡連隊差別糾弾闘争は、二六年一月福岡第二十四連隊で一兵士が「和田軍曹はこれだ」と四本指をだした差別事件を突破口に、この差別事件は水山の一角であることをふまえ、水平社同人を軸とした部落出身兵士によって「兵卒同盟」がつくられ、つぎつぎと軍隊内の差別事件を糾弾し、水平社の総力をあげた闘いとして開始された。そして、同年七月二日の水平社と第十二師団太田憲兵隊長との確認事項（七月下旬までの連隊講演会の開催等）が、二週間後突然破約され、水平社は「差別の伏魔殿である軍隊」に対する闘いをさらに強めていく。

一方、水平社の果敢な闘いのまえに窮地に陥った軍隊当局は、警察権力と一体となって、水平社への弾圧にのりだした。この弾圧の過程は、二六年十一月から二七年六月であり、「大正」Xデーからヒロヒト即位へむかう過程である。

弾圧の手口は、「福岡連隊爆破未遂事件」をデッヂあげ、

される。さらに、翌一九三八年十一月第一回大会においては、「国歌合唱、遙拝、黙禱」をおこない、同年六月十五日拡大中央委で決定された新綱領「我等は國体の本義に徹し國家の興隆に貢献し國民融和の完成を期す」を決定するのである。

一九三七年七・七盧溝橋事件の勃発と全面的な中国への侵略戦争への突入という情勢に照らし、一九三七年（三八年の雪崩をうつた全水の総屈服の根拠について鮮明にしなければならない。

ここでは問題意識として述べるが、まず第一に、第一四回大会において削除された内容についてである。

「我々特殊部落民自身の行為によって絶対の解放を期す」については、「被压迫部落民のみの行動によって絶対の解放が有り得るかの如き幻想を与え、排他的性質に歪曲し利用される危険性」として削除される。また、「我等は蔑視観念の存在理由を識るが故に明確なる階級意識の上に其の運動を進展せしむ」については、「被压迫民衆の規定を身分として認識せず、身分的共通利害と共通意識によって結合された全国水平社の本質を理解しない誤謬をもっている」として削除された。

この点は、運動論的には、差別糾弾闘争論の未整理及び排外主義との対決の実践及び内容の検証であり、理論的には、

十一月十二日松本治一郎氏をはじめ福岡水平社の指導的活動手口で水平社組織の潰滅をねらった弾圧といわねばならない。そしてこの弾圧は、一名が判決以前に拘置所で、「三年の徵役刑」をうけた福岡水平社委員長藤岡政右衛門はじめ五名が下獄後、獄死・虐殺されるというさまでい弾圧としてあつたことを忘れてはならない「天皇の軍隊」に手をかけた部落民への弾圧としてあつたのだ。

今日、日帝の反革命戦争とファシズムへの突撃のただなかにあって、われわれは、國家権力に虐殺された幾多の部落民の無念さをかみしめ、二度の敗北は許されないのでということを胆に銘じなければならぬ！

戦争と天皇制ファシズムに屈服した

全水の総括へむけて

部落差別の本質把握にかかる問題であろう。当時の日共一九年第八回大会において「改正」され、一九三七年三月三日、全水第一回大会において、「我等は集団的闘争をもって政治的、經濟的、文化的全領域に於ける人民的権利と自由を擁護伸張し、被压迫部落大衆の絶対的解放を期す」と「改正」への総括である。

一九二六年大正天皇ヨシヒトの死からヒロヒトの即位（二

刑冠旗を焼いて ゆかりの記念日に舉行 水平社^(支)解散式

水平社の解散を報じる上毛新聞

後任理事選舉は

八年十一月）、二七年金融恐慌一二九年大恐慌、二七年第一次山東出兵以降うち続く中国侵略、二八年治安維持法（二五年施行）による三・一五反革命弾圧、二九年四・一六から三〇年二月～八月の共産党への大弾圧というすさまじい戦争とファシズムの突撃のなかで、西光万吉はいち早く三・一五弾圧で転向を表明し、「マツリゴトの確立による高次のタカラハラの展開」という天皇（制）下の「国家社会主義論」を主張するにいたっている。

第三に、「賤称廃止令」の全面評価と天皇贊美が全水運動初期に多くみられるが、全水左派が、天皇制批判をどう展開し組織化したが、その上でなぜ天皇制ファシズムと戦争へ屈したのかという総括である。

全水内で日共がヘゲモニーを握っていく二五～二六年以降の「アナ・ボル活動」「全水解消意見」「部落委員会活動」としてあらわれた論争点について再検討評価することがせまられている。

論争点だけでなく、2点めと重なるが天皇主義・国家主義へと転向した全水活動家のからめとられていく過程と構造をおさえておく必要がある。

例え、全水ボル派の先頭であった松田喜一、朝田善之助、北原泰作らは「部落厚生皇民運動」の先頭にたち、松田は一九三八年二月中央委員会の場で「全水の政治的態度、即ち国

家の立場からなされてゐる運動であり、云ふまでもなく反共（反人民戦線）の精神たることは從来も又今後も不変であることを鮮明にしたい。そして全水運動を国策の線に沿って展開すべきである」と自ら積極的に展開し、以降反共的反革命的な理論ペッターとして位置を置いていく。

そして、松田らは積極的に全水の解消を提唱している。一九四〇年四月三日「神武天皇祭」を期し、講師として西光万吉をより「部落厚生皇民運動全国協議会準備会」を開き、部落差別は「一君万民、万民一体の日本国体の冒瀆であ」りその解決は「現下の国家的要請」だとし、そのうえで水平運動を「所謂部落問題の解決は從來の自由主義的乃至階級主義的運動によつて招来されるものではなく、又政治的経済的諸矛盾を累増せしめつゝある資本主義体制の埒内においては望み得べくもない。『部落民』の眞の解放とは人格の独立と尊厳とを基調とする国民一体の実現でありそれは日本国体の尊嚴そのものゝ中に國体精神の高揚と国民精神の協同的建設の中に実現されることを明確に識らなければならぬ」という立場から自己批判し、「今日も早や部落問題解決に役立つてゐないのみか逆にその妨害物に転化した水平運動及び融和運動を止揚し新しき世界觀と強き國家意識に立脚する解放運動が革新的国民運動の一環として勃興すべき歴史的段階に到達してゐる」と全水の解散を唱えるにいたるのである。

われわれは、これらの先達の敗北にきつちりと革命的批判を与え、今日的な総括を出しきらねばならない。

今日「日本のこえ」＝大賀正行は、部落解放運動の「今日的意義」を「国際化とわが国繁栄の道は、高い人権意識でうらうちして国際協調に徹すること」として、日帝の「繁栄」と存続のための手段におとしこめている。そして「天皇制思想に対置して人権思想を徹底的に強め人権黒字国家日本の実現による国際化の道に貢献できるかどうか」「人間解放の立場から天皇を『菊のカーテン』から解放する」などと、天皇制攻撃をイデオロギー攻撃に切りぢぢめるだけではあきたらず、天皇制との共存を叫ぶに至っている。

故松本治一郎氏は、「貴族あれば賤族あり」と階級社会における身分差別のしくみを一言にして喝破した。その地平もかなぐりすて「日帝のための反差別運動」「天皇のための反天皇」をかかげようとしているのだ。

「日本のこえ」による部落解放運動の飛躍・前進をかちとあることは、全水の敗北を二度とくりかえさない、実践的総括である。

そして、全水運動當時かかえてきた困難さを丁寧にひろいあげ、同時に日本共産党による部落解放戦略と全水指導にかかる領域の総括をもきつちりとおこない、われわれの部落

解放綱領の整理の糧としていかねばならない！

全国水平社の戦争と天皇制ファシズムへの屈服の総括は、七〇年代狹山一差別糾弾闘争、反天皇闘争、階級的共同闘争、三里塚武装決戦への進撃というなかで、実践的には回答が与えられてきている。この地平のうえにたって、今日、戦前一戦後部落解放運動の革命的総括を出しきり、部落解放路線・戦略・思想の整理と解放同盟組織・運動論の整理、そしてわれわれの部落解放綱領作成へとむかわねばならない。

日帝の危機の煮つまりをわが方の絶好機としてとらえきり、飛躍点を鮮明にし、本格的権力闘争の飛躍をかちとれ！ 差別主義日共一全解連を粉碎せよ！ 差別主義反革命革マルを打倒せよ！ 天皇主義右翼ファシスト撃滅！

差別主義一排外主義と対決し、反帝国際連帯で三里塚二期一天皇「即位の礼」一「大嘗祭」爆砕決戦に勝利せよ！

一・七一二四攻撃が示した 今日の天皇制の本質

風谷 直

〔一〕敵はXデーをいかに準備したのか

戦後四十年をかけて、日本帝国主義はXデーをどのように準備してきたのか？

ヒロヒトは、極めて自然にこういう言葉を吐いている。「戦前一戦後の役割について私は精神的には何らの変化もないと思う。常に明治天皇が明治維新の時に支配の基調としてうちだした、五ヶ条の御誓文というところに変わりはない。」

我々が看過してはならないのは、このヒロヒトの「言葉」を支える戦後四十年の「実態」があるということだ。第一に、戦犯をまぬがれた旧内務官僚、天皇主義者の政界・財界進出

は戦後直後から開始されていること。

戦前の日本ファシズムの中核だった旧内務省警保局出身者は、元首相中曾根、元官房長官後藤田、元法務大臣奥野誠亮、元警察庁長官泰野、元読売新聞社社長小林等と枚挙にいとまがない。

六十年安保を強行した岸信介は、朝鮮人強制連行を指揮した張本人であり、一九五五年頃には内務省出身者が各都道府県の知事の過半数をしめていた事実もある。また戦前の天皇主義右翼ファンシスト笹川良一、四元義隆、故児玉哲士夫らは田中角栄や中曾根らのブレーンとして延命してきている。

第二に、自衛隊と天皇の問題である。

一九六〇年十一月自衛隊高級幹部が天皇に拝謁し、以降慣行としていく。直接の契機は、60年安保闘争の過程で自衛隊の治安出動が検討され、戦える自衛隊への転換をはかるものとして、自衛隊員の士気を高める目的で天皇への拝謁と「堵列」（明治憲法）、天皇、皇族等が軍隊を正式訪問するときに行う儀礼）を復活させてきた。一九六九年に靖国神社法案が初提案され、七三年増原防衛庁長官内奏問題があり、「天皇のために戦える軍隊」として自衛隊を再編しようとしたのである。

第三に、国民体育会、全国植樹祭への天皇の出席と「お言葉」の国事行為化である。

もともと、旅行の途中戦後の荒廃する国民を見舞う「こと」を口実として、再度、人間天皇としてのヒロヒトをおしだす意味で全国への「巡幸」がはじまっていく。そして「お言葉」を準國事行為から、国事行為へとおしあげていく。また「巡幸」の度に、警察の治安警察・政治警察への再編を狙い、闖う労働者学生人民、被差別大衆への予防拘束・弾圧を強行した。

第四に、七一年ヨーロッパに訪問し、七五年に訪米し、七年六年に在位五十年式典を強行し、七九年に元号を法制化していくという形で天皇の元首化攻撃が強められていく。

一方で、無実の部落民石川一雄氏が、警察によってでっち

上げられ、浦和地裁・東京高裁・最高裁と差別有罪判決を打ちおろし、「部落差別かどうか最高裁が決定する」として部落差別の法制度的固定化を宣言していくのが70年代中期から後期の過程である。

そして、教育現場への「日の丸」「君ヶ代」の強制をはじめ教育の国家管理強化がおしすすめられ、反共・差別・排外主義教育として強化されてきたのもこの時期である。

天皇制については、古代一中世一近世一近代つらぬいて学問的にはまだまだ未整理の部分が多いけれども、歴史的には、稲の実りを祈る祭司王、存在理由は國家祭祀をつかさどることをとうした私有財産制の「守護神」、特徴は國家の儀式を行うこと、機能は統合力・人民を統合する力をもつこととして、大きく四点で歴史的に存在した天皇制の本質がつかみうる。

この本質を例証する上で、Xデーから、一・二四「大喪の礼」に何がおきたかみていただきたい。

〔二〕示した天皇制攻撃の本質

① Xデーがどうはじまり、二月二十四日当日何が行なわれたのか、

一月七日午前六時ヒロヒトの死亡発表、同時にアキヒトが



反天皇デモを闘う在米中国系住民（10.17 ニューヨーク）

即位し、同日午前十時天皇の国事行為として「剣璽等承継の儀」を强行し即日改元を決定し、翌日八日新元号施行、九日前十一時から、これも天皇の国事行為として「即位後朝見の儀」を敢行している。思赦・「みどりの日」制定・「大喪ブルジョア・マスコミを総動員し、人民に服装を強制し、そもそも国家神道に基く皇室儀礼を「現憲法に照らして民主的にみなおし」と称しながら現代化をはかり、テレビ・ラジオ・新聞を通じて人民総体への「教化」いわゆる「一億総天皇づけ」を狙おうとした。約二日間全マスコミは天皇賛美、「戦争責任」清算報道を敢行したが、労働者人民の「総反撃」があい、当初の三日間の予定を一日半から二日へときりちじめねばならなかつたのである。

Xデーに至る過程と当日の経過は、大正天皇ヨシヒトの過程をほぼ模倣し、その現代版を强行した。(「体温・血圧・脈拍数」の三つしか公表しない今までまねているのだ)とりわけ、アキヒト即位後の「剣璫等承継の儀」を国事行為として强行した点の反革命性についてみておかねばならない。それは国家神道儀礼を国家としてみとめていく突破口として「剣璫等承継の儀」を国事行為としておこなつたということである。

「日本を守る国民会議」事務局長狩島某は、「剣璫等承継

の儀」を旧「剣璫渡御の儀」、「即位後朝見の儀」は旧「践祚後朝見の儀」という形でほぼ戦前の儀式(大日本帝国憲法にそつた形で行われているとして「ほぼ伝統とおり改元された儀」の準備として日帝国家権力は、一気にふみこんできた。

ブルジョア・マスコミを総動員し、人民に服装を強制し、人民に服装を強制し、そもそも国家神道に基く皇室儀礼を「現憲法に照らして民主的にみなおし」と称しながら現代化をはかり、テレビ・ラジオ・新聞を通じて人民総体への「教化」いわゆる「一億総天皇づけ」を狙おうとした。約二日間全マスコミは天皇賛美、「戦争責任」清算報道を敢行したが、労働者人民の「総反撃」があい、当初の三日間の予定を一日半から二日へときりちじめねばならなかつたのである。

Xデーに至る過程と当日の経過は、大正天皇ヨシヒトの過程をほぼ模倣し、その現代版を强行した。(「体温・血圧・脈拍数」の三つしか公表しない今までまねているのだ)

とりわけ、アキヒト即位後の「剣璫等承継の儀」を国事行為として强行した点の反革命性についてみておかねばならない。それは国家神道儀礼を国家としてみとめていく突破口として「剣璫等承継の儀」を国事行為としておこなつたということである。

「日本を守る国民会議」事務局長狩島某は、「剣璫等承継

の儀」は旧「剣璫渡御の儀」、「即位後朝見の儀」は旧「践祚後朝見の儀」という形でほぼ戦前の儀式(大日本帝国憲法にそつた形で行われているとして「ほぼ伝統とおり改元された儀」)として押しだそうとしたのである。またサンケイ系列右翼雑誌「正論」4月号「これが学校で教える天皇だ」において「崩御後二日間、放送は大行天皇特集を流して国民の多数はそれによって天皇観をかえた。従ってこどもたちや一般教員は校長の陛下の話をきいても違和感がない」とまでいいきっている。

以上のXデー当日の経過にたって、日帝は二月二十四日、鳥居と大真榦を設け、国家神道に基づいて「大喪の礼」を敢行し、あまつさえ「大嘗祭」までも天皇の国事行為とし、國家行事化することを宣言した。

いずれにしろアキヒトが喪主として主催する「剣葬の儀」(「大喪儀」又は「御大喪」)を「皇室の行事」(「葬場殿の儀」と國の儀式(「大喪の礼」)に分離した」とギマシンしつつ、「剣葬の儀」の挙行について「天皇の国事行為」

の儀」は旧「剣璫渡御の儀」、「即位後朝見の儀」は旧「践祚後朝見の儀」という形でほぼ戦前の儀式(大日本帝国憲法にそつた形で行われているとして「ほぼ伝統とおり改元された儀」)として押しだそうとしたのである。またサンケイ系列右翼雑誌「正論」4月号「これが学校で教える天皇だ」において「崩御後二日間、放送は大行天皇特集を流して国民の多数はそれによって天皇観をかえた。従ってこどもたちや一般教員は校長の陛下の話をきいても違和感がない」とまでいいきっている。

以上のXデー当日の経過にたって、日帝は二月二十四日、鳥居と大真榦を設け、国家神道に基づいて「大喪の礼」を敢行し、あまつさえ「大嘗祭」までも天皇の国事行為とし、國家行事化することを宣言した。

いずれにしろアキヒトが喪主として主催する「剣葬の儀」(「大喪儀」又は「御大喪」)を「皇室の行事」(「葬場殿の儀」と國の儀式(「大喪の礼」)に分離した」とギマシンしつつ、「剣葬の儀」の挙行について「天皇の国事行為」

の儀」は旧「剣璫渡御の儀」、「即位後朝見の儀」は旧「践祚後朝見の儀」という形でほぼ戦前の儀式(大日本帝国憲法にそつた形で行われているとして「ほぼ伝統とおり改元された儀」)として押しだそうとしたのである。またサンケイ系列右翼雑誌「正論」4月号「これが学校で教える天皇だ」において「崩御後二日間、放送は大行天皇特集を流して国民の多数はそれによって天皇観をかえた。従ってこどもたちや一般教員は校長の陛下の話をきいても違和感がない」とまでいいきっている。

以上のXデー当日の経過にたって、日帝は二月二十四日、鳥居と大真榦を設け、国家神道に基づいて「大喪の礼」を敢行し、あまつさえ「大嘗祭」までも天皇の国事行為とし、國家行事化することを宣言した。

いずれにしろアキヒトが喪主として主催する「剣葬の儀」(「大喪儀」又は「御大喪」)を「皇室の行事」(「葬場殿の儀」と國の儀式(「大喪の礼」)に分離した」とギマシンしつつ、「剣葬の儀」の挙行について「天皇の国事行為」

を「國の儀式」にすりかえ宣伝したのである。そして自衛隊三千五百の「堵列」と日帝警察軍三千五千の防衛の中、天皇の国事行為として国家神道儀礼を强行したのだ。

二・二四攻撃の反革命性は、第一に「三権の長」の天皇制のもとへの忠誠をもつて「三権」に超越する天皇として、対外的にも「弔問外交」を通して「國家元首」として押しだしたこと、第二に、自衛隊・警察行政等国家権力機構の天皇の下への再編、第三に、戒厳令治安弾圧と天皇賛美キャンペーンと戦争責任の大煽動である。

ヒロヒトの死は日帝国家権力にとって、憲法第7条「天皇の国事行為」の10項「儀式を行うこと」と皇室典範第24条「天皇の繼承があったときは即位の礼を行う」(※現行法では天皇が死んだときのみ)・第25条「天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う」がセットで使え、「合法的」に天皇の国事行為として国家神道儀礼が全人民の前で敢行できる、いわゆる「国葬」とは決定的にちがう唯一のチャンスだったのだ。そして総理府予算として数百億円上塗され、本年十一月十二日と二三日ともくろまれて「即位式」とその後の「神となる儀式」(「大嘗祭」及び「大饗」(天皇といっしょにのみくいして忠誠をちかう儀式))こそ、「現人神」へのチャンスなのだ!

これこそ、「聖戦」と称し五千万アジア人民を虐殺したフ

アシスト・ヒロヒトの「死」なのであり、日帝国家権力の「戦後政治の総決算」なのだ。「新たな戦前」へのむかえものだ。

② 国家神道とは何か、

国家神道は、十九世紀後半、幕末維新期の神道の興隆を背景に天皇制を政治体制の基軸にすえつけていくことと一つのものとして新しく作り出された国家宗教である。

この新しい国教は、神社神道と皇室神道を結合し、宮中祭祀を基準に、神宮・神社の祭祀を組み立てることによって成立した。

国家神道は、伊勢神宮を本宗として、全国の神社をピラミッド型に編成し、神宮・神社の祭祀を画一化した。政府は、終始、神道は国家の祭祀であつて宗教ではないとの態度をとりつけ、労働者人民への国家神道の強制を合理化し正当化した。

神社神道という原始宗教の存在こそ、国家神道の形成を可能にし、また支配階級の天皇の下への国民統合という目的とも合致したのである。あらためて指摘するまでもなく、原始社会で営まれる宗教は、小規模社会集団の全員による、生活と生産の共同体を維持するための儀礼であった。

この宗教集団はそのまま社会集団であり、この共同体から脱出することは、当然のこととしてその人間の死を意味した。

国家神道の教義は、敬神崇祖を主軸とする国体の教義として完成した。明治二〇年代には、欧化の風潮への反動と日清、日露戦争による国家意識の高揚を背景に、国家主義、神道主義がさかんとなり、神職の間では、国家による神社の処遇の改善と神祇官の復興をもとめるうごきが活発となつた。

(三) 制度的完成期 明治三〇年代末(一九〇〇年代後半)～昭和初期(一九三〇年代初頭)日本資本主義が帝国主義化した時期の国家神道である。内務省による神社行政が確立して神社の整理が行われ、官國幣社への国庫供進金制度がつくられたとともに、祭式等の神社制度が完成した。資本主義の発展による社会的矛盾の激化とともに、民主主義、社会主義の思想と運動が発展したが、政府は、これを弾圧し思想的に対抗するために、諸宗教を動員して国民の思想「善導」を図り、神社と氏子組織を、地方行政のイデオロギー的拠点として強化した。神社の社会的機能の強化は、一般の宗教との矛盾を顕在化させ、大正末年から昭和初年には、政府は宗教制度と神社制度の再検討を迫られることになった。

四 ファシズム的国教期

満州事変(一九三一年)～太平洋戦敗戦(一九四五年)天皇制ファシズムの時期の国家神道である。日本軍国主義は中国侵略からアジア全域の軍事支配に乗り出し、日本の支配地域には、つぎつぎに神社が創建された。紀元二千六百年を機に、神祇院が設置されて、國家

共同体の成員は、個人として存在しているのではなく、その集団の構成分子としてのみ存在していたからである。近代天皇制国家が強調した国家観、共同体意識もその源は、この原始宗教の構造原理に発しているのだ。

国家神道の80年の歩みを岩波新書「国家神道」著者村上重良氏は四期に区分して以下の様に述べている。以下引用する。

(一) 形成期 明治維新(一八六八年)～明治二〇年代初頭(一八八〇年代末)、近代天皇制国家成立期の国家神道である。明治維新当初の神道国教化政策は国民教化政策に変わり、明治十年代には、祭祀と宗教の分離によつて国家神道の基本的性格が定まつた。この間に、宮中祭祀が確立し、伊勢神宮を本宗とする全神社の再編成が行なわれた。この段階での国家神道の教義はふつう大教とよばれ、天皇崇拜と直結した神社信仰が主体であったが、内容はなお流動的であった。

(二) 教義的完成期 帝国憲法発布(一八八九年)～日露戦争(一九〇五年)近代天皇制確立期の国家神道である。帝国憲法によつて、日本の諸宗教は、天皇制の枠内での「信教ノ自由」をあたえられ、国家神道が、超宗教の国家祭祀として神仏基の公認宗教に君臨する国家神道体制が成立した。憲法につづいて、教育勅語が天皇制的国民教化の基準として発布され、国家神道のイデオロギー的基礎となつた。この段階で、

神道の国教としての地歩が再確立した。各宗教は、宗教团体法によつて政府に完全に統制され、戦争協力に動員された。国家神道の教義は、軍事主義に対応する侵略思想を前面におし出して、日本を神国とし、侵略戦争を聖戦とする八紘一宇の主張が、国体の教義の根幹とされた。国家神道は、この段階に絶頂期を迎え、国民にたいする精神的支配の武器としての真価を遺憾なく發揮した。太平洋戦争の敗戦によつて国家神道は解体し、日本の国家権力は宗教的性格を喪失した』

国家神道の「本領」は、天皇制ファシズムの成立と侵略戦争の過程で明らかになる。

開拓地・植民地の神社の多くは、海外神社とよばれたが、その大半は国家神道の侵略的性格を露骨に現わした宗教施設であった。

「大日本帝国」の植民地であった台湾・樺太・朝鮮・南洋諸島・満州には、日本の支配がはじまるときをおかず神社の創建がはじまつた。その本質は、日本の支配する土地には、日本の神々が降臨するという国体の教義にもとづいて敢行されたものである。(北海道・沖縄にも建設された)

台湾では、一九〇〇年台湾神宮(台湾侵略の張本人北白川宮能久を神として祀ったもの)が創建され総数80余社がつくられた。樺太には一九一〇年創建の樺太神社以下一二七社がつくられた。朝鮮では、一九一九年ソウルにアマテラスオオ

ミカミと明治天皇を祭神とする朝鮮神宮がつくられた他、六十余社が創建された。中国では「満州國」の成立をうけ、同國の宗神として、アマテラスオオミカミを祀る「建国神廟」が創建された。植民地等での神社創建はアジア侵略の拡大とともにピークに達する。これらの神社は、國家神道の主要な神々を祭神として、「アマテラスオオミカミの神威と天皇の御稟威」を全世界に及ぼすための聖戰」という侵略思想煽動の拠点となつた。「聖戰」による世界征服の教義は「第一代神武天皇」の「八紘一宇」の語なるものによって根拠づけられた。「八紘」とは「六合」とともにつかわれ、もともと中國で全世界の意味で用いる対語であり、「六合」は上下東西南北、「八紘」は四方と四隅のことである。「八紘一宇」とは、「全世界を天皇に帰一させる」という思想である。

国家神道の教儀は、「国体の教儀」すなわち、「大日本帝國」が掲げる国体観念であった。

「大日本帝国は、長くも皇祖天照大神の肇め給うた国であつて、その神裔にあらせられる万世一系の天皇が、皇祖の神勅のまにまに、悠遠の古より無窮にしろしめし給ふ。これ万邦無比の我が国体である。（中略）我が國にあつては、歴代の天皇は常に皇祖と御一体にあらせられ、現御神として神ながら御代しろしめし、宏大無辺の聖徳を垂れさせ給ひ、国民はこの仁慈の皇恩に浴して、億兆一心、聖旨を奉体し祖志を

つるものとしておしすすめられ、その国民的統合力を發揮してきたのである。

③「現代化」こそ天皇制の本質

一八八九年鑑定の大日本帝国憲法と皇室典範が発布され、法的に「神聖にして侵すべからず」として「神聖不可侵」の「現人神」となった、史上かつてなかつた強大な天皇権を確立した明治天皇ムツヒト。このとき史上はじめて確立された国家神道にもとづく儀礼をこの1・7・2・24に至る過程であたかも「伝統」かのごとく演出してみせたのである。

天皇は、國家祭祀を行うことが、その権威の根源であり、しかも、その内容の現代化こそ天皇制の本質を余すところなく示しているのだ。

「通勤する新天皇」「皇室改革」とマスコミ・「文化人」

脱落派の一部も含んで絶賛している。

しかし、アキヒトの皇室觀についてアキヒトの発言から、

ひろいあげてみると、まず皇室の役割についての質問に対し

て、「日本国憲法は、天皇は国と国民の統合の象徴であると明文化しています。だから、憲法で与えられた国事行為以外

の過去の歴史には、天皇が将軍を任命するが政治権力を持たない長い時代がありました。この事實を考慮に入れる時、憲

法に規定された天皇の地位は、日本の伝統に合っていると思われます。」（同上）、天皇のあり方についてという質問に対しても「：例えば美濃部達吉博士は戦後も確かに、大日本帝国憲法のままでもやつていけると述べておられるわけですね。」（87年12月）アキヒトの皇室觀こそ、端的には「国民とともにある皇室」「国民と苦樂をともにする皇室」「ひらかれた皇室でありたい」というものである。これらは中曾根の唱えた「国家と国民が一体となるべきだ」を地でいくものなのだ。／国家と人民が『皇民であることを媒介として』「一体となる」という戦前国家主義スローガンそのものなのだ。

本来、祭司王として国家祭祀を行うことを通し、私有財産制の「守護神」—防衛装置として存在するがゆえに、その裝置としての存在自体の否定以外については、むしろ変容していく社会にあわせて変容するからこそ、その時代の「国家の社会規範」たりえ、統合力を持つのである。

8月4日、「公式記者会見」をおこなつた新天皇アキヒト

は、戦争責任について「お答えできません」と完全にひらきなおつた。そしてそのあと訪韓・訪中への意欲をむきだしにしたのだ。

アキヒトの反革命性は、ここに凝縮されている。日帝の危機の延命のために、自ら「アジアの王」たらんとしているの

〔三〕 90年「即位の礼」—「大嘗祭」爆破決戦にたて！

①天皇元首化攻撃を号砲とした反革命戦争とファシズムへの突撃を粉碎せよ！

②日帝・政府は八九年9月28日、「即位の礼準備委員会」（委員長森山官房長官）の初会合をもって、「即位の礼」「大嘗祭」の強行にむけて具体的検討に入った。

すでに日帝は、「①『即位の礼』は来年11月10日、皇居・宮殿の正殿を行なう、（その後赤坂御所までの馬車パレード及び当日の『祝日』化）、②『大嘗祭』は同月18日ごろに皇居・東御苑に大嘗宮を建てて行なう」としている。準備委員会は、来年度政府予算案編成の12月末までに政府原案を作成し、来年一月設置予定の「即位の礼準備委員会」（委員長首相）に原案を提出しようとしている。

日帝は、「①『即位の礼』は来年11月12日ころ、皇居・宮殿の正殿を中心に行なう、（その後赤坂御所までの馬車パレード及び当日の『祝日』化）、②『大嘗祭』は同月23日ころに皇居・東御苑に大嘗宮を建てて行なう」とした上で、12月21日「大嘗祭」政府見解が「即位の礼準備委員会」よりだされた。見解の内容は、「即位の礼」を11月12日に、「大嘗祭」は23日に皇居で行うこと、「即位の礼」は外国元首を招き、



掲揚台へとのぼる知花昌一氏（87年10月26日）

「即位の礼」—「大嘗祭」は天皇の神格化—元首化—「大東亜共栄圏の盟主」として登場する決定的要である。

「即位の礼」は外國元首（支配階級）が集り天皇制が日帝階級支配の頂点であることを内外に宣言するものだ。憲法第

7条第10項「儀式を行うこと」と皇室典範第24条「皇位の繼承があつたときは即位の礼を行う」をセットにして「天皇は国民のために国事行為として即位の礼を行う」で「合憲」と解釈させようとしているのだ。しかも儀式内容は戦後廃止さ

儀式の性格を天皇の国事行為とし、「大嘗祭」はその性格を「皇室の公的儀式」として宫廷費で強行するというものである。日帝の天皇制攻撃は、差別—排外主義・反共主義を煽動し、つよまっている。

8月4日新天皇アキヒトは公式記者会見を行い、天皇制獲得と天皇の元首化、戦争責任の居直りと訪韓訪中の宣言した。アヤノミヤの結婚キャンペーンは、「平民出身」「家系」「血筋」をあおっている。国家頂点から身分差別（—部落差別）を煽動しているのだ。ヒロヒト吐血—Xデー以降、全国で悪質な差別事件—差別落書が激発している。また「偽装難民」「バチンコ疑惑」キヤンペーンは、在日朝鮮人をはじめとした外国人（とりわけ中国・アジア人民）への差別—排外主義をうみだしている。

三重や広島では、民族服を着た朝鮮人女子学生への差別襲撃にまで至っている。

そして、9月19日成田治安法適用にみられるように「成田をきれいにする」—「過激派」壊滅弾圧にのりだしているのだ。

れた『「登極令」とその「附式」』（1909年）に基く國家神道儀式なのである。これが、「戦前天皇制ファシズム」の「再来」でなくてなんであろうか！ 「大嘗祭」はもとと「マニツバ」ものである。何百億円の金をつぎこんでアキヒトが一晩ふとんにくるまり、何をするか一切不明の「秘儀」が行なわれるのだ。そして法的裏づけも一切ないのである。

ファンスト黛敏郎は、「大嘗祭とは、その天皇の資格が付与される重要な行事、これを軽々しく廢するとなれば二千年の伝統をないがしろにする暴挙といつてい。大嘗祭が国家のもとも重要な儀式であるからこそ、国費でまかなわねばならない」（9月29日付朝日新聞）と暴言をはいている。そもそも大嘗祭を続けたとされる記録があるのは1738年（昭和天皇までの10代—88年にすぎない。帝国主義のための「伝統」など我々には必要ない。差別—排外主義の「伝統」などたたきつぶすのみである。

①元統合幕僚会議議長・栗栖の発言は、天皇制攻撃の本質をいいあてている。

「…最高権威は、むしろ一般と違った特別の家系から由来するのが望ましい。…いったん事ある時、國のために生命を投げ出す戦士が迷いなく進むためには、民主主義を守るといった抽象概念ではなく、具体的な献身の対象がいる。汚職や

権力闘争を旨とする首相のために命を賭するわけにはいかぬ。世俗を超えた具体的権威者が必要であり、われわれが古代から継承した、元首としての天皇こそそれにふさわしい。」（89年1月朝日ジャーナル）

かつて、天皇をその統合力とした不徹底なブルジョア革命のもとに出発した明治維新政府は、日本資本主義の本源的蓄積過程における矛盾の強行突破を、天皇制の統合力の政治的飛躍に求めた。神道国教化・大教（天皇崇拜中心の新神道教儀）宣布運動を強引に推進し、明治天皇ムツヒトのもとで新たに「皇靈殿、神殿」を皇居内に設置したり、江戸末まで使用した陰陽思想に基く儀服を廃止し平安時代のそれにしたり、仏式の葬式を神式にしたりなど、天皇制自体も再編し「維新」「復古」させ権威をつくりあげてきたのである。

このように、「王の中の王」「天地創造神の子孫」「皇統連綿として神聖なる世襲の王制」に擬した日本の「王制」－現在の天皇制は、明治以降、近代＝資本主義の確立の号砲とともに出発したものに他ならない。

そして、天皇の国事行為としての国家神道に基く皇室儀礼こそ、「宗教はアヘンである」の言葉どうり、その宗教的雰囲気の中で、ブルジョアの側からするブルジョア自身にはない「モノやカネではないもの」（「日本人の心のよりどころ」「民族的な抛りどころ」）ナショナル・アイデンティティ」）

②七五年以降の、戦後世界体制のドラスティックな崩壊と帝の危機の深まりのなか、天皇ヒロヒトの政治的突出もとりわけ「戦争責任」を開き直るかたちで進行してきた。以下、いくつかの例をあげる。アキヒトは、それをひきつぎ「戦争責任」の清算へふみこんでいる。

ヒロヒトは戦後もなくしてから、何度か「天皇制は立憲君主制」と言いつつ、「二・二六のときと、終戦のときと、この二回だけ、自分は立憲君主としての道を踏みまちがえた」と発言しているのである。そしてまた、七五年の訪米直前の一回見を求めてから賛成に廻った。だが、開戦の時は、政府・統帥部が決定していたことであり、私は容認せざるを得なかつた。それは憲法の規定に合致することだった、と信じている」と発言した。さらには七九年の記者会見では「戦争をせざるを得なかつたときは、立憲政治の運用上、閣議を尊重した結果である」とまで主張している。

天皇制ファシズムの時代にあっても、天皇の行動は支配階級の一機関としての行動に過ぎないのであって、帝国憲法で「神聖不可侵」とされたヒロヒトもその個性と能力で支配し

を中軸にすえた、共同幻想にもどづく人民の統合をはからんとするものである。アキヒトもまた生まれながらの私有財産制の「守護神」として、その時々の「日本の伝統の体现者」＝「価値の源泉」として展開するのである。

まさしく天皇制ファシズムの本領はそこにこそあるのだ。このヒロヒトの死・アキヒトの「践祚」・「大喪の礼」から「即位の礼・大嘗祭・太饗」さらに新皇太子ナルヒトの「立太子礼」・結婚等に至る数年にわたる天皇制攻撃こそ、まさしく、労働者人民を「皇民」として統合し、反革命戦争とファンズムに突撃する日帝政治支配の支柱としての確立を目的とするのである。



1930年の水平社ポスター

たのでないことは言うまでもない。基本的には存在すること自身に意味があるのである。しかし同時に、ヒロヒトは天皇としてアジア人民、プロレタリア人民・被差別大衆の生き血を吸って栄華を誇ったのであり、またその破綻のあげくに断頭台の露と消えるのもまた「君主」たるもの歴史的必然なのである。

ところがヒロヒトは、中国・朝鮮・アジア人民、沖縄人民の虐殺には完全に居直り、しかし自らの積極的行動は二・二六事件の鎮圧と終戦の決断だけだったと言っているのである。数千万の殺りくは自分の責任ではない、自分は断頭台に登りたくない、と主張することをとおして明治以降のアジア侵略・支配は正しかったと言っているのである。ヒロヒト自身、日帝のアジア侵略・排外主義の機関として、徹底した鉄面皮と厚顔無恥と自己保身の権化であることを「個性」として「戦後政治の総決算」－「新たな戦前」への突進のアジテーターとして行動してきたのだ。アキヒトの8月4日公式記者会見での「お答えする立場がない」なる発言は、戦争責任の清算を目的とするものだ。

七五年にヒロヒトは訪米し、ホワイトハウスで「私がふかく悲しみとするあの不幸な戦争」と発言したが、帰国後にテレビ中継もされている記者会見で、戦争責任についての質問

に対し、「そういう言葉のアヤについては、私はそういう文
学方面はあまり研究していないので、よくわかりませんから、
そういう問題についてはお答えできかねます」と言つてのけ、
さらに原爆の投下をめぐっては「原子爆弾が投下されたこと
に対しては遺憾に思つておりますが、こういう戦争中である
ことですから、どうも、広島市民に対する気の毒ではある
が、やむを得ないことと私は思っています。」と言ひ放つた
のである。

ヒロヒトが質問の趣旨を聞き違えたのではない。「いわゆ
る戦争責任について」と質問がなされた瞬間に明らかに不快
な表情をし「そんなことを聞くな、所詮言葉のアヤに過ぎな
い」と、いわばどう喝したのである。さらに原爆投下につい
てはヒロヒトの本音が出ただけである。前記の敗戦直前の言
動から一貫した態度なのである。

さらに七七年の記者会見で敗戦前後にふれた。ヒロ
ヒトは敗戦の翌年の年頭に、いわゆる「人間宣言」の詔書を
だした。「朕と爾ら国民との間の紐帯は、……单なる神話と
伝説とに依りて生ぜるものに非ず。天皇を以て現御神とし、
かつ日本国民を以て他の民族に優越せる民族にして、延て世
界を支配すべき運命を有すとの、架空なる観念に基くものに
非ず」としたこの詔書に関し、ヒロヒトは「あの宣言の第一
の目的は『御誓文』でした。神格否定とかは二の問題であり

ました。……民主主義を採用されたのは明治大帝のおぼしめ
しであり、民主主義が輸入のものでないことを示す必要が大
いにあつた……日本の誇りを忘れさせないため、明治大帝の
りっぱな考え方を示すために発表しました」と言い、さらに「
皇室は、国民を赤子と考えてきたのでありそれが皇室の伝統
であります」と言ったのである。

これをアキヒトは「ひきつぐ」といいはなつているのだ。

ヒロヒトは個人としても、十五年戦争は敗北したから「遺
憾」「不幸」なのであり、むしろ「大東亜共栄圏」構想と侵
略と虐殺の歴史を美化する煽動を、進めてきた。戦争責任に
ついて挑発的に開き直り、反革命戦争突撃の煽動者として行
動していた。

ヒロヒトは、七一年訪欧以降、十五年戦争をめぐる「オコ
トバ」をくり返してきた。訪欧では各地で彈劾のデモにさら
され、戦争問題をめぐり「オコトバ」を発しなかつたヒロヒ
トは、七四年のアメリカ大統領・フォードの来日に際しては
「一時まことに不幸な時代をもつたことは遺憾だった」、七
五年の訪米では「私が深く悲しみとするあの不幸な戦争」、
七八年鄧小平の来日では「一時、不幸な出来事があった」、
そして中曾根政権下の八四年、全斗煥の平日にはたっては、
「今世紀の一時期において、両国の間に不幸な過去が存在し
たことは誠に遺憾であり、再び繰り返されはならない」等

々と言つてきていた。反革命戦争突撃にむけて支配階級相互
の連携に必要な限りでの発言にほかならず、むしろ新たな戦
前に突進する道を描ききよめるように「オコトバ」をつみ上
げてきたのだ。

そしてその集約点が、八七年予定されたアキヒトが代行し

た沖縄訪問であったし、アキヒトが行なおうとしている訪韓

・訪中策動なのだ。これらは「戦後を終了させる」ためにク
リアーしなければならないものというより、再度日帝の延命
のために、沖縄戦を開き直り新たな支配を宣言し、「日韓併
合」の歴史を開き直り朝鮮半島・アジアを日帝の勢力圏とし
ていくことの宣言である。

②資本主義世界体制の危機の中で日帝は、アジア太平洋圏の
反革命盟主として突出し、国内産業構造再編と、これと一体
のものとしてアジア・太平洋における国際分業体制を形成し
ていくといふ新たな「大東亜共栄圏」の道をつきすすんでい
る。

「戦後政治の総決算」をかけ、日帝は、戦後の階級関係
の再編へ死活をかけてふみこんだ。

政治支配的には天皇元首化を一環として、ブルジョア政治
支配の枠内で極限まで官僚的軍事的統治機構の再編をおしす
すめ、ファシズムを準備せんとしている。

同時に日帝は、国内における産業構造の再編を、国際競争

力のない部門のスクランプ化と、農産物自由化等による農漁
業の解体、消費税の導入による中小・零細企業の解体の強行
と、一方で大独占資本の直接海外投資をとうして、アジア・
太平洋圏の円従属圏化¹¹・新大東亜共栄圏¹²を形成しようと
しているのだ。

中曾根は、「行革で大掃除をして立派な憲法を安置する」
(82年)として、海外派兵・天皇元首化をはじめとする改憲
を公然と宣言した。まさしく新たな「大東亜共栄圏」・「国
際化」の時代とは、天皇制の強化と、自衛隊の反革命出撃軍
としての強化の時代である。

O.D.A(政府開発援助)は、国際階級闘争の鎮圧と、円従
属圏を中国をもまきこみ形成する目的をもつてゐるのであり、
アキヒトの訪韓・訪中は、反革命戦争アジア人民虐殺の道
をはき清めるものなのである。

一方、自衛隊を「闘える軍隊」として再編するため安保を
実戦化し、海外派兵を狙い軍事費の前年度比5・9%増を強
行し、2・24「堵列」をもつて「天皇の軍隊」として登場さ
せた。消費税導入は、軍事費とO.D.Aと、天皇の即位(即位
式・大嘗祭)や皇太子の結婚等、天皇制強化のための財源作
りに他ならない!

そして、教育の国家管理化攻撃が強められてゐる。Xデー
攻撃下89年2月10日、「日の丸・君が代」を義務化した「学

習指導要項」は20年ぶりに改悪したものが明らかになつた。

その中で「君が代」の「君」は「象徴としての天皇」を意味することがはつきりと示され、入学式と卒業式では「国旗

掲揚と国家斎唱」の義務付けが強制された。87年12月18日の「教頭会」の文書において、「君が代」を歌うことは、「皇室国家に生まれた日本人としての喜びと誇りをもたらせる」「

学校教育において無国籍者を作つてはならない」などと言いつらち、「反天皇をいうのは非国民」（中曾根）を教育の中で貫徹しようとしているのだ。天皇、「日の丸」「君が代」で

ナショナル・アイデンティティを形成し、差別主義・排外主義・反共主義を基調にして、新たな「大東亜共栄圏」形成を担う「日本人」を作り上げようとするものである。

を知っているが故に、日帝は革命党破壊攻撃を頂点に、戦後の大衆運動諸組織の反革命再編にふみだしている。

9・19「成田治安法」攻撃・三里塚代執行強行策動・三里塚闘争解体攻撃、労戦再編・「帝国と連命を共にする」「連合」の形成や部落解放運動の皇國皇民運動化攻撃をはじめとした大衆運動組織の「安保と天皇」への總屈服攻撃にうってできている。

そして、入管法改悪が、在日朝鮮人への治安管理を要として、日帝とともに追隨する自国支配者どもの強収奪によって

安価な労働力として日本へ叩き出されてきた中国・アシアをはじめとする外国人労働者への治安対策としてもくろまれてゐる。

我々は、天皇制攻撃の本質が、日帝の反革命戦争と「アンズムの突撃の号砲であることをしつかりとふまえねばならない。天皇アキヒトの訪韓・訪中・対外交を許さず、90年、「即位の礼」・「大嘗祭」・「大饗」をもつて「現代の神」II国家元首として登場せんことを絶対に許してはならない!「即位の礼」・「大嘗祭」を粉碎せよ!

②「天皇の赤子」・反革命革マルを打倒せよ!

「鉄道労連」は、Xデーをうけて、旗びらきを自粛し、ま

さに「天皇の赤子」革マル労働運動にふさわしい姿を満天下に明らかにした。

革マル副議長松崎は、「世界日報」（勝共機関紙）の中で「赤旗よりも日の丸」と叫び「日の丸労働運動」の先兵としての己れの位置を押し出し、国鉄労働運動の破壊と、自民党支持を打ち出したJR総選をバツクに自民党の議員候補になろうとしている。

反革命革マルはエセ「解放」紙上で、「天皇は超世俗的・超国民的」と贅美の限りをつくし、「天皇闘争はアナクロニズム」「戦犯ヒロヒトキャンペーンは竹下政権を免罪するもの」とケチつけを行つてきた。

とりわけ、エセ「解放」一〇四四号弾崎駄文においては、

「わが帝国主義ブルジョアジーは、新天皇・明仁をおしたてつつアジア・太平洋圏の盟主・軍事大国へと飛躍するときをむかえている」「日本帝国主義権力者が二十一世紀を展望してねりあげているあらたな対外政策の展開にとって、『天皇代替り』の儀式は『國際國家日本』のシンボルをおしだすための、まさに国家的な威信をかけた一大イベント」などと「日帝の勇姿」に胸を躍らせながら、「統治形態の転換」「戦争とファシズムへの跳躍台」という視点を批判していたのである。

ところが、我が革命軍の、十二・一八多摩陵への火炎弾攻撃、そして、2・3東郷神社爆破戦闘・12・24葬列直撃戦闘、

反戦全学連武装情宣隊の闘い、プロレタリア人民・被差別大衆の反天皇決起に完全にうちのめされた反革命革マルは、エセ「解放」一〇五六号天浪文において弾崎駄文を一八〇度ひっくりかえすというぶざまな混乱ぶりを明らかにした。

(ア)一〇五六号天浪某における「立憲君主制」論の虚構「なる見出しの部分の前半は「戦犯・裕仁」の「戦争責任」問題に終始しているのである。まさに闘いが生み出したヒロヒトの戦争責任をめぐる全人民的分歧に革マルはうちのめされたのである。

天浪文は「Xデー・イデオロギー攻撃」は第一に「万世

一系」神話を復興させようとしていること、第一に神格化した天皇を元首として押し出すことが「核心」だとし、第三に象徴天皇制を「日本型ネオ・ファシズム国家」にふさわしい国家元首としての天皇を頂点においてネオ「天皇制国家」へと改編、しかも、「今日版天皇制国家としての制度的・機構的再編をも画策しはじめた」などと述べたてるのである。まったく大笑いである。反天皇闘争の爆発に追いつめられた反革命革マルは、自分自身で革命闘争に敵対すべくデッヂをあげてきた反革命理論II「日本型ネオ・ファシズム支配体制」を完全につくりかえてしまつたのだ。これを「ネオ」天皇制国家」あるいは「今日版天皇制国家」などといはじめたのである。

(イ)そして革マルの到達した「今日版天皇制国家」なる規定は、日本帝国主義（日本資本主義分析）と国家権力の内容的把握を欠如した「天皇制とのイデ闘」という天皇主義者革マルならではの把握なのである。「天皇の赤子」革マルは「今日版天皇制国家」を叫ぶことによつて天皇制をゴジラ化して見せたのであった。弾崎某と天浪某において一貫しているといえるのはただただ天皇制の贅美であり防衛であり、反天皇闘争への反革命敵対なのである。

いまや革マルは、「内部思想闘争」の大混乱にたたきこまれている。この大混乱を打開しようとして、エセ「解放」一

○六三号井上駄文は、さらに混乱を拡大してしまった。この井上駄文は、わが解放派に対する批判の形をとっているが、実際は混乱する革マルの内部であって、すべてが先の天浪駄文に対する回し蹴り的「批判」なのである。ここで革マルは、ふたたび反革命としての己れを権力に表明することに躍起となっている。天浪駄文がいさか「反天皇的」(?)であつたことを権力に謝罪し、日帝と天皇制に忠誠を誓うことを表明したのが井上駄文である。ここでふたたび、「戦争責任追求はアナクロ」、「天皇制打倒反対」と叫んでいるのだ。

反革命革マルが井上駄文において「天皇制打倒は鉄柵の対象」と表明しているが、これは天皇Xデー攻撃粉碎決戦の大爆発に対する武装反革命の宣言である。組織的大混亂に陥っている革マルの弱々しい願望ではあれ、天皇闘争に対する武装反革命宣言に対して、動労荒川せん減、神戸大小川せん減戦、十二・二JR総連革マル田中完全打倒をさらに倍する革命的デロルで、情け容赦なく殲滅し尽くしてやろうではないか。

反革命革マルは、「天皇の赤子」であり、差別主義である。「部落が部落として再生産されている」「今なお資本制的に再編成され温存されている部落（労働者）人民」と規定し、部落大衆への蔑視と憎悪を根底にして、「未解放部落の存在に起因する種々の差別事件」と言い放ってきた部落抹殺論を

展開している。また「部落、障害者、寄せ場、ルン・パン・プロレタリアは、ネオファシズムの温床」「ネオファシズムを粉碎せよ」「反差別主義粉碎」と叫び、部落解放運動、被差別大衆の闘いへの敵対をくりかえしてきたのだ。彼らは、部落民、障害者、被差別大衆の存在に、「差別の原因」をもとめているのであり、「恐るべき」差別主義といわねばならない。

反革命革マルへの回答は革命的テロルのみである。90年「即位の礼」—「大嘗祭」粉碎決戦下、反革命頭目黒山・松崎を処刑し、反革命革マルを殲滅せよ！

③「即位の礼」—大嘗祭爆破決戦へ起て！

我が解放派は、88年9月ヒロヒト吐血以降、天皇Xデー攻撃の開始とともに、直ちに全面的に対決し闘い抜いた。多摩陵に対する火炎攻撃を頂点とした全国一斉の記帳所・天皇関連施設への武装情宣、街頭・職場・部落での一斉情宣・ステ

はり、集会として闘い抜いた。

1・7 Xデー以降、2・3 東郷神社—2・24 葬列爆破戦闘

を頂点として、1・7・11・10明大からの全学連の皇居進撃戦、2・11・2・24首都での戦闘的デモ集会、全国での反天皇集会・デモを開いてきた。

我々は、この地平の上にたって、即位の礼—大嘗祭爆破決戦を開いて抜かなければならぬ。

天皇制めぐる問題は、民主化するかどうかが問題なのではなく、天皇制を廃止するかどうかが問題である。
反天皇を訴えてきた一部脱落派系諸君は、敵の大弾圧体制をみせつけられて、びびりあがり、アキヒトの「開明君主」の装いに屈服している。闘わずして尻尾をまいたのだ。

天皇制はあくまでも制度なのであり、日帝国家権力打倒の一環として打倒すべきものなのである。
全水活動家の左翼的多くのが、天皇主義にからめどられてきた痛苦な総括を、我々は、90年即位式—大嘗祭爆破決戦を本格的権力闘争として闘いとることをもってなしきつていかねばならない！

全世界で闘うプロレタリア人民・被差別大衆の決死決起と連帯し、国際連帯の旗を高々とかかげ、90年天皇決戦に総進撃せよ！
日帝足下で闘う我々に、とりわけ革命的部落解放運動を担つてきた我々に、かけ値なしの飛躍がとわれている。

強制」、「戦争責任」清算に反対する広汎な決起をきりひらいたのである。とりわけ、2・24葬列直撃戦闘こそ、わが解放派の天皇制攻撃への不退転の戦闘宣言であり、日帝国家権力の打倒—天皇制の打倒をプロレタリア暴力革命として貫徹していくことの宣言である。
一九二六年十二月、ヒロヒトは大正天皇ヨシヒトの死とともに天皇となつた（践祚）。
ヒロヒトは、すでに一九二一年十一月より摂政に就任し、ヨシヒトにかわり実際上の政務をおこなつていた。二六年の践祚以降、二七年一年間の喪の期間を経て、二八年十一月の即位式典まで合計六十一の儀式がおこなわれた。即位式典は、十一月十日京都御所でおこなわれ、ヒロヒトは濟南事件、張作森爆殺のあとにもかかわらず、「永ク世界ノ平和ヲ保チ」などという勅語を出した。田中義一内閣の望月内相は、八月七日、各府県の特高・外事課長をあつめて即位式典へむけた取締りを命じた。内務省は一千万円をつかい、三万人の警官を動員して弾圧をおこない、青年団・在郷軍人・消防団をも動員した。このなかで二十一万人が検束をうけ、十七・十二月で七千人が検挙された。検束をうけたのは、「精神障害者」、「浮浪者」、部落民、朝鮮人、共産主義者などであり、獄中の虐待の結果四〇人以上が殺された。
この即位式典に対し、朝鮮共産党と高麗青年会の日本總局

中核派—戦闘同志会の破産と混迷 —『荆冠16号』批判—

藤村 剛

はじめに

89年1月中核派一戦闘同志会は、4年ぶりに『荆冠16号』を発行した。この中で星野論文「社青同解放派『戦民』批判」を載せ、批判とはいひ難い批判を展開している。

まず、我々が「戦民第2号」藤村論文で、「荆冠14号」薦論文に対し、何を批判したかを要約すると、

第一に、部落解放戦略が存在しないこと、

第二に、狹山8・9・12・5反革命攻撃の歴史的位置を隠ぺいし、「同対審答申」の延長上で80年代部落政策を把握するとしていること、

第三に、「こえ」派一社民との解同組織攻防から逃亡し、

狹山一部落解放運動から脱落するための「既成解放運動批判」であること、

第四に「三里塚基軸論」の運動路線は、差別糾弾闘争を清算し、部落解放の展望なき運動路線であること。

第五に、「戦闘同志会の党的強化」という組織路線は「部落民からの脱却」論であること。

以上五点に関わってである。

しかし、星野論文は、部落解放路線をめぐる論争を回避し、「三里塚基軸論」と組織路線にしぶって反批判を展開するのみである。

星野論文の構成は、はじめに、

- 一、三里塚基軸反対論について、三里塚基軸論の決定的重要性、解放派の経済主義的体質
- 二、既成解放運動の最後の防波堤としての解放派、三里塚闘争からの逃亡の合理化
- 三、レーニン主義党组织論の否定、部落民の共産主義者への主体的飛躍の否定

となっている。

藤村論文を「低水準」「無内容」と悪罵しながら、85年以降沈黙を守らざるをえなかつたのは何故か。それは、彼ら自身が「反帝狹山決起」路線なる路線的手直しによってしか反批判を開拓できなかつたということであり、我々の中核派一戦同批判の的確さを自ら証明しているといえるだろう。

「荆冠16号」の特徴は、天皇制問題を前面におしだし、「三里塚基軸論」を説明し、「反帝狹山決起」を「新たな方針」としてうちだしている。はつきりいって技術的な手直しでは路線的破綻を打開しえないばかりか一層馬脚をあらわすしかないのだ。

星野隆「社青同解放派『戦民』批判」論文と穂高「被差別部落起源論の一考察」論文への批判を行う。

① 部落解放戦略の喪失の自認

また、我々の革命思想や権力闘争路線をそれとして批判が

できず、データラメなきめつけに終始している。

これらは、部落解放戦略の喪失を自認する彼らが、自分達をなぐさめるための方便にすぎないことを示している。

(2) 中核派の部落解放論――「プロ独立での人民融合論」

我々の批判に正面から反論できない彼らは、とはいっても部落差別の本質規定と部落解放戦略を文中にみえかくれさせている。

星野論文では「既成解放運動」評価をめぐる章で、「部落民の人間的解放は日帝打倒を通してのみ可能である」「日帝は体制的存立と不可分の関係において部落差別を温存再編したもの」とのみ述べている。

ただ、穗高論文「被差別部落起源論についての一考察」の最後で日帝と部落差別について若干ふれているので、引用し批判する。

「現代社会においてなお、『封建的な』身分差別が生き残り、拡大され、再生産されている」

「日本資本主義の帝国主義的発展の特質は再生産構造の金融資本的な蓄積をその基礎とすることによって、社会的な諸階層の分解（プロレタリア化）をいちじるしく阻害し、部落問題の解消をも不可能としていくのである」「そればかりか金融資本的蓄積を維持していくための不可欠の要素としての部落差別を温存・拡大し、部落民を帝国

主義的収奪の対象として積極的に位置づけていくのである」「再編封建制下で封建秩序を支える実体的支柱として形成された部落差別（部落民）は、明治維新の『エタ解放令』を通して天皇制絶対主義の天皇制ボナバリストの変転のもとで、日帝の階級支配を支える『疑似身分制度』として再編され、継承された」

「部落問題の起源に関する検討の統括を『エタ解放令』においたもとも大きな理由は、部落問題の解決の主体的側面を明確にしたいがためであった。日帝が部落差別や天皇制などの前近代的要素をみずから体制存立と「安定」の内的な要素として取り入れざるを得なかつたことのなかに、部落問題の解決がもはやブルジョアジーによつて不可能となつたこと、革命的階級としてのプロレタリアートの手に託されていることが明らかなのである。」

ア・中核派の部落差別の経済的根拠の把握

穗高論文は部落差別の経済的根拠について「再生産構造の金融資本的蓄積によって部落民の分解（プロレタリア化）が阻害された」と言つてゐるだけである。

「帝国主義が金融資本的蓄積を維持するための不可欠の要素として部落差別を温存・拡大した」と語るが、いかに不可欠の要素となり、何故不可欠なのか、帝国主義への内在化の構造を何ら展開できない。内容展開ぬきに「帝国主義が部落

民を收奪の対象として位置づけた」というだけである。
例えば、労働市場―相對的過剰人口の問題について射程にすらないのだ。

イ・部落差別の政治的根拠の把握

第一に、中核派は天皇制国家権力把握に失敗し、大混乱をきたしている。

「明治維新によって成立した天皇制絶対主義が資本主義の発展の中で19世紀末天皇制ボナバリストへと変転・確立した」など端的である。絶対主義とは封建制の再編である。明治維新をブルジョア革命とする一方で天皇制絶対主義の成立とする自己矛盾をきたしているのだ。

また、マルクスがボナバリストを階級闘争の総括された国家形態として明らかにしたことを「旧体制との妥協の國家形態」と歪曲している。戦前日共一講座派の天皇制=絶対主義と同様に天皇制を「前近代的要素」として階級から直対応して国家権力を理解しようとするものである。このような理解によつては、日本資本主義の形成から帝国主義的発展との関係で天皇制を解明できないし、ますます自己矛盾をおちいるしかない。部落差別もまた「前近代的要素」でしかとらえることはできないのである。

問題は、世界資本主義の中で日本資本主義の展開をつかみ、そのうえに成立したブルジョア国家権力を「階級闘争の総括



された形態」として把握することである。

第二に、中核派の「疑似身分制」規定についてである。彼らは「日本資本主義の展開に基盤をもたない封建的身分制度の形をかえたもの」と部落差別を規定する。

中核派は日本資本主義の展開に基盤をもたないとするために「賤称廃止令」の位置意味をも消さっている。(彼らは「賤称廃止令」を「エタ解放令」と規定しているが、このでたらめさ及び没階級性は別項でのべる。)

「賤称廃止令」は、賤民のもつ権利を一掃し、無税地をなくし、近代的租税制度を確立するものであった。念のため、「解放令」規定とは、国家と融和主義による「明治大帝の聖恩」デマキャンペーンの一環であり、「差別煽動令」といつて過言ではない。「賤称廃止令」とあい前後して「戸籍法」が発布され、身分が明記された「壬申戸籍」制度がつくられていく。要するに資本主義発展の「くびき」となると考えたものを廃止したにすぎず、それを更に逆手にとって「天皇制国家の赤子へ!」と反革命統合の基軸にさえられてきたのだ。天皇を頂点とした身分制は、日本資本主義の形成と天皇制国家権力の確立の中で対象化されるべきであり、その決定的条件となつた对外関係（琉球併合、アイヌ民族抑圧（→北海道「開拓」）、朝鮮侵略、台湾侵略との関係において統一して把握する視点をもたねばならない。

てているだけである。

プロレタリア革命がプロレタリア政治・社会革命であることを否定し、政治革命と社会革命を切斷し、資本主義生産様式の廃絶・階級支配の廃絶と無関係に部落解放を夢想するという路線でしかないのだ。

③ ブルジョア的「自由・平等」に屈伏するズブズブの民主主義者

以上を通して明らかなことは、中核派一戦同は、資本主義社会における部落大衆の現実的制約・矛盾から出発して部落差別を規定したり解放戦略をたてているわけではないということである。

ブルジョア的「自由・平等」から出発し、本来的には「解消」すべき身分差別が何故「解消」しないのかを説明しているだけである。

ブルジョア革命の「自由・平等・博愛」の理念をもって、資本主義社会における差別・部落差別の存続の内在的根拠を否定することはできない。何故なら、「自由・平等」の理念は、資本主義生産様式の下への労働者階級の経済的隸属を基礎にしたものにすぎない。私有財産＝奴隸制社会の歴史の最後の段階として総括し登場した資本主義社会は、階級社会としての共通性において資本の論理（利潤の増殖と蓄積－そのための労働編成と人口法則）と資本家階級の国家による支配

日本資本主義は、天皇を前面におしだし「单一民族」だと擬制しつつ、天皇を頂点とした身分制の確立をどうしてブルジョア国家形成を強行してきたのである。

ウ、中核派の部落解放路線とはいかなるものか。

このような部落差別の経済的政治的根拠の把握からみちびきだされる中核派の部落解放路線は、「部落差別や天皇制などの前近代的要素を体制存立の内的要素として取り入れた」日帝を打倒し、プロレタリア独裁権力の下で「部落民の分解（プロレタリア化）」を推進し、部落問題を解消することとなる。

中核派一戦同の「部落民の人間的解放」の内容は、「部落民の分解（プロレタリア化）」であり、まさに「人民融合論」である。

日共スタや「日本のこえ」派と同様に、差別からの解放ではなく「部落民からの解放」を部落解放としているのである。また中核派の部落差別の性格規定は「封建的残存物」であり、従つて部落問題の解決はブルジョア民主主義課題でしかなく、これを実現するためにはプロレタリア革命が必要だといつているにすぎない。

この立論は、「日本のこえ」派と同根である。ただ「こえ」派が社会改良の延長上に社会主義革命に接近する小ブル改良主義であることに對し、小ブル政治革命主義として區別をた

に適合する限り、民族的宗教的人種的身分的性的等々の差別・抑圧を再編成的に存続・再生産させているのである。
彼らがどこに立脚しているのかを端的に示しているのは、『荆冠16号』において、日帝部落政策の現段階の分析・部落大衆の現状分析が一切欠落していることである。

日帝国家権力・地対協の84年6・19「意見具申」→86年8月5・5「基本問題検討部会報告」86年12・11「意見具申」、87年3・17「啓發推進指針」について分析評価を加えることすらしていない。「同対審答申」の延長上での日帝の部落差別攻撃の把握が失敗し、分析それ自身も不可能となつたのだ。中核派一戦同の部落解放運動は、部落大衆の制約・矛盾と全く無関係にたつてゐる。こうなれば部落解放戦略などたてようもないのはいわずもがなである。

(2) 破綻せる「三里塚基軸論」の技術的手直し－「反帝狭山決起」路線

①「荆冠16号」は「反帝狭山決起」を「新たな方針」としてうちだし、「全人民の革命闘争、三里塚と結合し、革命闘争の一翼として狭山闘争を開く」と述べている。

我々は藤村論文において、中核派の「三里塚基軸論」が狭山一部落解放運動に「日本革命運動の普遍的利益の立場」を対置し、狭山一部落解放運動を革命運動の中に位置づけるこ

とを放棄してしまったと暴き出した。

我が革命的批判によって「三里塚基軸論」の中で狭山闘争がくり返し位置づかない現実を暴き出された中核派一戦同は決定的ダメージをうけ、数年かけて路線的手直しを行い、「反帝狭山決起」路線をうちだしたのである。しかし、これは極めて技術的な手直しである。日帝部落政策の現段階とその反革命戦略における位置の分析を放棄している以上、日本階級闘争の中での狭山闘争の位置と意義、そして三里塚決戦との関係を明らかにすることなど到底不可能である。

「反帝狭山決起」路線は、「三里塚基軸論」の破綻をとりつくろうために狭山闘争を接ぎ木したにすぎない。

日本階級闘争の戦略的課題として狭山闘争があることは鮮明である。

このことは、第一に狭山闘争の革命的地平と狭山闘争を基軸とした70年代部落解放運動の戦闘的階級的発展、第二に三里塚と並ぶ日本階級闘争の戦闘的拠点たる狭山闘争への日帝国家権力頂点からの解体攻撃、第三に戦争とファシズムに突撃する日帝の反革命戦略の環としての8・9・12・5・15・27攻撃、以上大きく三点をみても明白である。

(2)我々は中核派一戦同が差別糾弾闘争を清算している点についても、藤村論文において暴きだしてきた。星野論文は、「戦同は、部落問題でしか決起しない、差別糾弾闘争でしか決起しないとするのが経済主義だと言ったのであって、それらの闘いは経済主義だと規定したわけではない」と弁明している。念のためにいっておけば「部落問題で決起することや差別糾弾闘争、要求闘争は経済闘争（あるいは経済主義的闘い）」という評価があるからこそ、「それでしか決起しないことは経済主義」となるのは自明の理だ。

その上で星野論文は我々に対し「部落解放闘争は部落民の直接的利害にかかわる闘争課題、とくに差別糾弾闘争にとどめるべきであって帝国主義打倒の革命闘争に決起すべきでない」という「経済主義路線」などと規定している。全くのデータであり、ネジ曲げである。

注目しておかねばならないのは、差別糾弾闘争を「部落民の直接的利害の闘い」と規定している点である。従って彼らの論理でいくと、糾弾闘争を基軸とすれば経済主義だとなるのだ。部落民の利害と全人民的普遍的利害は完全に切斷されてしまっている。

彼らにとって三百万部落民の共通利害の貫徹は、プロレタリア解放・全人民解放へむかうものとして位置づいていない。

そして必然的に他の被差別路線の課題も運動一組織路線に位置づかない。

だから、我々が革命的部落解放運動の運動路線について「部落解放運動は日帝の三百万部落民に対する差別支配と対決し部落差別の廃絶を目的としたものであるからこそ、運動路線の基軸に差別糾弾闘争がすえつけられなければならない」と述べたことに対し、日帝打倒が欠落しているなどと戯わ言を吐くのである。（更に星野論文では我々の引用文から「日帝」を消すというケチなマネをやっている。）

この根拠は、彼らが資本主義社会における部落差別の内在的根拠を否定し、部落問題の解決＝ブルジョア民主主義課題を実現するためにプロレタリア革命が必要だとしていることによえんしている。

中核派は部落民の利害と全人民的普遍的利害を切斷する以上、差別糾弾闘争も「日帝そのものに対する糾弾闘争」としてのみ意義を確認するだけであり、部落解放運動の生命線たる差別糾弾闘争の意義を清算することにわりはない。差別糾弾闘争を清算するが故に狭山闘争はくり返し位置づくことがない。

(3) 日共一全解連との対決の解体

我々は藤村論文で中核派の「既成解放運動批判」は、部落解放運動の外からの、部落解放の展望なき評論である。それは、戦後部落解放運動の歴史から狭山一差別糾弾闘争を消し去り、特措法10年の闘いにのみきりちぢめ、日共一全解連との対抗すら失って利権主義規定をもって解同大衆運動一組織から飛び出すことを自己目的化したものであることを明らかにした。

そのための課題は、第一に中核派の如く日帝国家権力一地

驚くべきことに、これら全てについて反論せず認めてしま

53 中核派一戦同の破産と混迷

つてはいる。そのうえでわが革命的部落解放運動に対し「既成解放運動の最後の防波堤」なるバリ雑言を叫んでいる。このような反主流派根性丸出しの中傷は批判の対象ではない。

我々は中核派の「日本のかえ」派||「既成解放運動の右翼的補完物」規定は、「かえ」派が日共一「国民融合論」への一体化の尖兵たる反革命的融和主義性を免罪するものであり、

「既成解放運動批判」は日共一全解連との対抗を失っていると批判した。

だが「荆冠¹⁶号」は日共一全解連批判を一切欠如し、あくまでも「かえ」派を「既成解放運動の右翼的補完物」として

これは対日共糾弾闘争の地平を清算し、日共差別主義集団の反革命的差別主義性に沈黙し、それとの闘いを放棄せんとしていると断じなければならない。

しかし、これは故なきことではない。中核派一戦同の運動路線は日共の模倣だからである。部落民の差別への怒りと共通利害を部落民の直接利害といいなおし、全人民的普遍的利害に従属させ、おしつぶし、差別糾弾闘争の意義を清算して政治闘争と選挙を軸にした運動路線におちつくしかない。

路線は日共の模倣だからである。部落民の差別への怒りと共通利害を部落民の直接利害といいなおし、全人民的普遍的利害に従属させ、おしつぶし、差別糾弾闘争の意義を清算して政治闘争と選挙を軸にした運動路線におちつくしかない。

中核派一戦同の運動路線は日共の模倣だからである。部落民の差別への怒りと共通利害を部落民の直接利害といいなおし、全人民的普遍的利害に従属させ、おしつぶし、差別糾弾闘争の意義を清算して政治闘争と選挙を軸にした運動路線におちつくしかない。

（4）再び「部落民からの脱却」論

① 部落民と共産主義者の切断

て生きることの否定である。

中核派もいみじく述べているように「革命家・共産主義者は差別の現実から自由でない」以上、問題は、差別→被差別の緊張関係をもった部落民と一般民の革命的同志関係を形成することであり、消し去ることでは決してない。

中核派は消し去りようもないにも拘らず、消し去るということによって、現実は部落民の一般民への同質化を迫っているのである。

② 内糾闘争を路線的に否定した「同志的援助」

ア・星野論文は、差別問題から自由でないとしたうえで、「自己批判」、相互批判、差別をめぐる厳しい主体的格闘とイデオロギー闘争、部落民出身革命家のたえざる同志的援助をとおして現実の今日のあるがままの「党」を革命的前衛党としてつくりあげること」を方針としてうちだしている。

この決定的誤りは、内部糾闘争を否定し部落民党員にとつての差別糾弾闘争の意義を否定しさっている点である。

内糾闘争を否定したイデ闘と「同志的援助」によっては、不斷に自らの現実的差別的限界性を対象化し、惹起した差別事件に対する自己批判と克服の内的構造をもつことはできない。くり返し、部落大衆（部落民党員）の差別的利用と切り捨てを招来し、根底において融和的であり、左翼への絶望を蓄積するしかない。

藤村論文は罵論文の「われわれにまとわりつく頑固な古いカラを脱却し、ボリシュビキ的な共産主義者として飛躍すること」が「部落民からの脱却」であることを核心的に暴きだした。

星野論文は必死に弁明するが、すればするだけ我々の批判の正当性を明らかにしていくしかない。

曰く「革命家であり、共産主義者であるという政治的人格において部落民と一般民という差別→被差別の社会関係すら消しさられねばならない」

「革命党における共産主義者たらんとした部落民のあり方は、共産主義たらんとした自己と部落民としての自己をたえず二重化し、革命家としての政治的人格の中にそれぞれ統一してレーニン主義的党原則にのっとって闘うということではなくてはならない。」

「二重化し革命家としての政治的人格のなかに統一」とは、「部落民と一般民という差別→被差別の社会関係は消さしないことであるのだ。

中核派においては、部落民として生きることと共産主義者として生きることが切斷され対立させられ、革命党の中では部落民としての自己や差別→被差別の社会関係は消さられることを要求されているのである。

まさに、これは「部落民からの脱却」であり、部落民として生きることと共産主義者として生きることを切斷され対立させられることを要求されているのである。

イ・星野論文は、革労協の「内糾闘争を一環とした党建論」に対し、悪罵をなげつけている。

内糾闘争は、被差別大衆の自主的解放闘争を一環としたプロレタリアートの階級形成を基礎に、差別→被差別の緊張関係をもった被差別党員と他の党員の革命的同志関係を形成していく構造を提起したものである。星野論文の展開する批判は差別の現実から自由でないと語りながら、そのような構造を全く欠落していることを示している。

ウ・更に星野論文は、「解放派の差別問題の政治利用主義」「路線問題の決着のための内糾」「内糾を利用した党内緊張政策」などと言いつ放っている。

中核派一戦同が内糾闘争の意義について81年機関紙「解放」新年号論文をはじめとして各所で明らかにしている。

それへの批判をまず述べるべきである。それをしないで、革マル情報や反内糾脱党分子の情報をネタにきめつけるなど自らの路線的破産を隠蔽するためのみともない手法といわねばならない。

エ・また星野論文では「部落民の共産主義者への飛躍」以外に、部落解放運動の組織路線の展開はない。運動路線が差別糾闘争の意義を清算して政治闘争と選挙を基軸にたてらされることからといって荒本をはじめとする大衆組織は、差別に

対決する團結を否定した選挙と政治闘争への動員組織となる
他はなくなる。

(5) 天皇制を隠蔽する「被差別部落起源論」の一考察

① 穂高論文の特徴

穂高論文「被差別部落起源論についての一考察」は石尾芳久氏の「一向一撥起源論」の論評を通して、部落起源論を展開し、中核派の部落解放路線を基礎づけんとしている。しかし、「一向一撥起源論」はその代表的研究者である寺木伸明氏自らが「極端な政治起源論であると批判されている」と吐露するほどに部落史研究では歴史学的な批判の対象にもなりえない「お話」なのだ。穂高論文はそれを利用して部落起源論を組み立てようとするが故に、「部落起源論の本格的な理論的労作」（「前進」）とは程遠い「科学より空想へ」の極めて低水準なものとなっている。

穂高論文の要点は次の点である。

「石尾起源説の意義は、豊臣政権下での一向一撥の武力制圧との関連で勅命講和に反対して最後まで非妥協に抵抗した一向宗門徒への階級的報復として身分貶下が強制されたとする事実を実証的に解明したことであり、この『一向宗門徒の身分貶下説』は近世賤民制の内在的契機の解明として位置づけられるべきである。」

全く無視されてきたわけではない。

だが、ただ部落史研究では余りに初步的に劣悪な「実証」のために研究者はかえりみてこなかっただけである。

一向一撥起源論を支持してきたのは、國家権力と対峙せず鬭わない者ばかりであった。その理由は、天皇制と日本帝国主義にふれることなく、日帝支配下の部落差別の現実と格闘することもなく、織豊政権と徳川幕藩体制への彈劾のエネルギー＝反封建のエネルギーを基調に、「部落民の誇り」を語ることがができるからである。

つまり部落差別とは何であり、解放とは何なのかを明らかにすることを不問とし、また日本階級闘争の敗北の総括をひきうけようという回路を切斷していくものだ。勝利する為には、今、総括をひきうけ敵を見定め闘い抜くしかないのだ。イ・穂高論文は「豊臣政権下での一向一撥の武力制圧との関連で『勅命講和』に反対して最後まで非妥協に抵抗した一向宗門徒への階級的報復として身分貶下が強制されたという事実の実証的解明、ここにこそ石尾起源説の決定的意義がある」と力説している。

そして、石尾氏の「部落起源論」から引用して「太閤検地におけるかわた記載」という事実に認められるようなかわた身分の全国的規模における確定という國家権力の側からの賤民の組織化という事実と、検地政策をすすめながら

ける必要がある。中世賤民制と近世賤民制は本質的に断絶していること－幕藩体制の反革命的政治支配体制の末端に賤民を位置づけた。」

「徳川幕藩体制は、封建制の暴力的な再編形態、つまり、

封建制社会の基底的構造が大きく揺らぎ、資本主義への道を歴史的に歩みはじめた社会史的発展段階に立脚基盤をもちらも、むしろ社会全体を封建制の枠組みのなかに引きもどしていく特殊歴史的な反動体制。絶対主義的專制体制。」

「封建制の崩壊と再編の危機と矛盾のなかで近世賤民制－差別身分制度がうみだされた。豊臣政権期が近世賤民制の歴史的出発点であり、それを完成させたのが徳川幕藩体制であった。「士・農・工・商・エタ・非人」の差別身分制度。部落差別－近世賤民制は再編封建制としての徳川幕藩体制にとって体制成立の実体的支柱としてあつた。」

「再編封建制下では封建秩序を支える実体的支柱として形成された部落差別（部落民）は明治維新－『エタ解放令』を通して日帝階級支配を支える『疑似身分制度』として再編され繼承された。」

② 「一向一撥被差別部落起源論」の誤謬について
ア・穂高論文が前提としている石尾起源論の評価をまず明らかにしていこう。

石尾氏や船越昌氏、寺木氏に代表される一向一撥起源論は、成された部落差別（部落民）は明治維新－『エタ解放令』を通して日帝階級支配を支える『疑似身分制度』として再編され繼承された。

行なわれた勅命講和以降の抵抗者の摘発とその身分貶下という事実、両事実の一体性ということ」と述べている。

しかし、一つめの事実も、二つめの事実も事実と証明される史実は、しめされていない。

一つめについて、大閤検地帳はその名のとおりある土地の納税者を確定するためのものであり、この検地帳には「かわた」以外に「庄屋」「きもいり」「杣（そま）」「（きこりの意）」「しゅく」や「みこ」などの多くの肩書があるという以上でも以下でもない。

70年代以降、「かわた」は身分呼称ではなく職業呼称ではないかとの説も有力となっている。いったい「かわた」「かわた」と「勅命講和身分貶下」の関連を証明しなければ論証されない。

また「権力の側からの賤民の組織化」論についていえば、権力は何を指標として様々な賤民の中の「かわた」「えた」の部落を把握したのかが明らかにされねばならない。

二つめについては明確な史料が全く示されていない。唯一「助命者の集結の一つの中心になつた蓮乗寺がエタ寺となつてゐる事実をみても助命者の身分貶下は明白である」とあるのみである。

これは論理的飛躍であり、「明白」とは断定できない。

たとえば多数の県で淨土真宗以外の宗派に属している被差別部落があることは衆知のことである。のちに「エタ寺など」といふてはいるなどということを根拠に歴史がつくられるとでもいうのか。

更にそればかりか「両事実の一体性」など根拠なききめつけであり、それによる「一向一撥被差別部落起源論」は史実とし証明されない、まさに「空想の世界」である。

穂高論文も被差別部落の起源とはあまりにも無理だと考へて、「『一向宗門徒の身分貶下説』は起源論ではなく近世賤民制の内在的契機の解明として位置づける必要がある」などとスリカエている。しかし、内在的契機や動機とスリカエることは、穂高論文の科学性なき主観主義を一層あらわにするだけではない。

念のためにいっておけば、土一撥、一向一撥などの被支配階級の決起が封建的階級支配を搖るがし支配の危機を壊成した事を背景として、近世賤民制が形成されたことと、起源論であれ、動機であれ「一向宗門徒の身分貶下説」を位置づけることとは性格の全く異なるものである。

ウ. 「一向一撥被差別部落起源論」の決定的な問題点は、

結局のところ部落民に被差別の原因を求めていることである。

マルクスは「黒人は黒人である。彼はある一定の諸関係のもとで彼ははじめて奴隸となる」（「賃労働と資本」）と喝

破したがこれこそが差別問題の把握にあたっての核心点である。

はたしてその部落と部落民は一向一撥に参加して最後まで抵抗したために差別されるようになつたのだろうか。

エ. また穂高論文は部落と部落差別を混同し、それぞれのカテゴリーもあいまいなまま無前提に使つてゐる。

部落は被差別部落の略であり、その集落 자체をさし、現在の研究レベルでは西日本では被差別部落の集落としての形成は他の一般村落と同時であり、いつ被差別となつたのかが問題となつてゐる段階である。付言すれば、権力の「かわた」「えた」村としての掌握の指標としては「草場権」が考察されてゐる。（「草場権」とは、「死牛馬解体処理権」「出店徵收権」などを含む多様な権利の総称）

③天皇制を欠落した近世賤民制

ア. 穂高論文は「豊臣政権期を出発点に徳川幕藩体制によって『士・農・工・商・エタ・非人』の差別身分制度が完成され、そのもともと大きな特徴は、身分・住居・職業が三位一体的に結合され永世的に固定化されている点である」と述べてゐる。

しかし「えた」に限らず封建制下では、全ての人民が「三位一体」である。例えば、武士も兵士として必ず自分の屋敷に帰らねばならず、外泊は断罪とされていた。通婚について

も武士と商人の間では禁止されていた。要するに「三位一体」とは封建制の特徴をいっているにすぎず、差別問題について何かいゝてゐるわけでは全くなない。

そして天皇制について「封建以前的な古代社会の遺物」（P. 166）と規定している。これは何も言つていないので同じである。古代社会はそもそも「封建以前」であり、古代社会の何の遺物なのかはっきりさせる必要がある。

穂高論文の近世の身分制度の把握の第一の問題点は、天皇・貴族をはじめ「えた・非人」以外の賤民が是く存在しないことである。

またしたがて天皇について徳川幕藩体制下の民衆レベルにおいては殆んど知られていなかつたといつて過言ではない。しかし支配構造は「祭祀大權」を保持していた天皇を頂点として封建制身分社会として定立していた。

もしも「遺物」というなら、なぜ明治維新に突如天皇制が人民の統合力として登場するのかを証明しなくてはならない。穂高論文は「われわれの部落解放・日帝打倒のたたかいは、まさに数百年來の民衆の恨みと怒り、自由への希望のかかつたたたかい」（P. 149）などと天皇制の打倒・国家と私有財産制の廃絶・世界革命など思いもよらないレベルぶりをさらけだしている。

第二の問題点は職分と身分を混同していることである。

「士・農・工・商」とは、米作農業を經濟的基礎とした徳川幕府権力が農業に從事する農民の位置を武士に次ぐものとして強調したものである。

ところで、この間の部落史研究では「えた」の多くは、農業に從事していたことがわかつてゐる。（九州では90%以上の県も多く、近畿でも奈良では80~90%と想定されている）従つて「士・農・工・商・えた・非人」として身分関係を表現することはあやまりとされねばならない。

④「賤称廃止令」について

ア. 明治政府は1871年8月「太政官布告」として「穂多・非人等の称廃止セフレ候条自分身分職業共平民同様タルベキ事」と明らかにした。これは、同年4月「戸籍法」と7月「廢藩置県」、72年「壬申戸籍」の完成の流れの中で打ちだされたものだ。

穂高論文は「賤称廃止令」の日本資本主義の展開にとっての役割を無視・抹殺したうえで、「身分称号の廃止さえ実現しなかつた」と弾劾し、「封建的身分差別の天皇制イデオロギーに適合した形での『疑似身分制度』への再編への歴史的起点」として述べてゐる。

「賤称廃止令」は日本資本主義の展開にとって不可欠の役割をもつていたのだ。

それは、関東を主たる例として賤民のもつ権利を一掃し、

中核派一戦同の破産と混迷 59

無税地をなくし、近代的租税制度を確立し、近代的土地制度を確立するものとしてあった。近世賤民制の延長上ではなく、資本主義社会における部落差別の発生と存続の構造において把まれねばならない。（「壬申戸籍」における身分称列記をみよ！）

イ、穂高論文は「賤称廃止令」を「エタ解放令」と規定している。これは重大な誤りである。

それは第一に、「賤称廃止令」は「えた」だけではなく「非人等」全ての賤民を含んだものである。当時、関八州の賤民制度は「えた」・「非人」であり、明治政府は関東の事例以外に他地方の賤民を掌握できていなかつたため「等」をつけたと考えられている。

「エタ解放令」の規定は、近世賤民制からえた以外の賤民を対象化することを排除するものである。そして今も現存する旧「しゅく」等への差別を無視するものであり、それはとりもなおさず現下の部落差別の本質の追求を誤まらせるものである。

第二に重大なのは、「賤称廃止令」が天皇制権力からの攻撃であるにも拘わらず、「解放令」ということによって全く無批判である点である。

「賤称廃止令」に対する「解放令」という表現はそもそも

1910年代の融和運動の勃興期に明治天皇・当時明治大帝

とよばれたムツヒトの「聖恩」として「賤称廃止令」を称揚し、ムツヒトの「遺徳」をしのび、融和運動の大義をもつたためにうみだされたコトバである。

これは、ムツヒトの死を前に1908年の赤旗事件にみられる社会主義運動の抬頭に対抗してムツヒトの「聖恩」を称揚し、ムツヒト支配下の日本国家＝天皇制国家を永久的に維持せんとした時期と対応するものである。（この時期には「登極令」等の天皇制国家としての法的制度も確立している。）

⑤今日の部落差別

今日の部落差別は穂高論文のように近世の部落差別＝賤民制の延長上でとらえることはできない。明確な違いをもつたものである。

今日の部落差別は、明治以降の日本資本主義の展開の中に根柢をもつものである。

近世において部落民は差別されていたが、生活状態は農村において一般農民とかわらなかつたことが近年多くの史料発掘によってたしかめられてきている。

今日の差別と貧困が一体となつた部落差別は、明治以降の日本資本主義の発展の中でもうみだされたのである。松方デフレ（1882～84年）を契機とする部落民の没落と現在の形態への再編がすすんだとみなければならないだろう。

穂高論文＝中核派・戦同は、天皇制を隠べいし反封建のエ

エネルギーをもって部落解放を展望しているのだ。

むすび

帝国主義は未曾有の体制的危機に瀕し、弱い環から矛盾を噴出している。また、帝国主義の危機はスターリニズム諸国を直撃している。

欧米帝国主義国では移民（＝外国人）労働者への国家権力とファシストによる差別・排外主義の大煽動と差別虐殺がはじまっている。

いみじくもスタ諸国においても民族問題めぐる戦略的破綻に直面してきた。

欧米帝国主義におけるファシズムがまさしく移民（＝外国人）労働者への差別・排撃をテコとして壊成されようとしている。日帝足下においても「パチンコ疑惑」キャンペーンをもつての在日朝鮮人への差別襲撃、天皇Xデー代替り攻撃下での部落差別事件の激発等その予兆はみえている。

差別問題めぐる格闘を今日、帝国主義批判として「マルクス主義の復権」として帰結させることこそ重要な課題である。部落差別が「封建遺制」でも「ブルジョア民主主義の課題」でもなく、日本資本主義と天皇制の登場とともに再編・強化されたものであること、そして、プロレタリア革命＝世界革命－永続革命においてこそ差別の廃絶がなしとげられるのだ。

定価 100円

糾撃

部落解放運動の 革命的転換を

部落解放青年同盟

編集発行人 藤田了

大阪市西区北堀江3-11-9
コーポ西村506号

振替 大阪314727 藤田了

戦同一中核派の諸君もこのことをつかまなければ、階級闘争の荒波の中に「海のもくづ」と消えざるしかなくなるだろう。

成田治安法粉碎し、二期・代執行決戦の勝利を

はじめに

二月三日早朝、ついに木の根育苗ハウス死守戦の戦端が先制的に切って落とされた。

二月三日早朝六時四十分、わが解放派戦士を先頭とする木の根・育苗ハウス死守戦士たちは、木の根団結砦・東峰団結会館死守戦、そして反対同盟総決起で闘われた現闘本部攻防戦をひき継ぎ断固たる死守戦に突入した。以降、敵権力機動隊・公団を寄せつけず闘いぬいている。

一面銀世界の木の根台地に放たれた火炎ビンの赤い炎は、「本年度中に成田をきれいにする」という九・一九治安法攻撃!! 敵日帝の三里塚闘争破壊攻撃に対する断固たるわれわれ

の鉄の回答だ。

「九〇年二期概成」プランの完全破産にあせり満ちた政府・空港公団は、「空港問題解決の条件こそ過激派壊滅だ」として治安法をもつて再々度の拠点破壊攻撃を、今木の根育苗ハウスに対してかけようとしている。政府・公団・機動隊によるならぬい／われわれはそれを実力で迎えうち、木の根育苗ハウスに一指でも触れようものなら、目にもの見せてやる!

一月二十八日夕刻、解放派旗をはじめとする支援四団体の赤旗が育苗ハウスの各ヤグラに翻る。断固たる死守体制への突入だ!

そして、二月三日満を持して先制的闘いが開始された。近づいてくる国家権力車輦に火炎ビンの攻撃がたたきつけられる。

早朝田集会場でその報を受けた支援連部隊は、木の根へ進撃する。そして鈴木幸司さんの烟に布陣し、赤旗を振りシユブレヒコールを行ない、死守戦士に声援を送る。午後も集会・デモを貫徹し、終日死守隊と連帯した闘いを闘いぬいた。四日も死守隊と連帯し集会・デモを闘いぬいた。

断固たる死守戦の発動に、機動隊・公団は、木の根砦・東峰死守戦の「悪夢」を恐れて一步も近づけない。

我々は、死守戦士の闘いを最先頭に九・一九攻撃を粉碎し、脱落派・江藤会談一公然たる「話し合い」攻撃をうち碎き、三月県議会での収用委再建を阻止し空港廃港へ向け総力決起する。

三・二五三里塚現地へ！

一、現闘本部・青行小屋封鎖に報復を！

二月五日早朝、政府・空港公団は、機動隊を動員し「青年行動隊団結の家」（青行小屋）の封鎖を強行した。われわれは、この暴挙を怒りをこめて弾劾する。

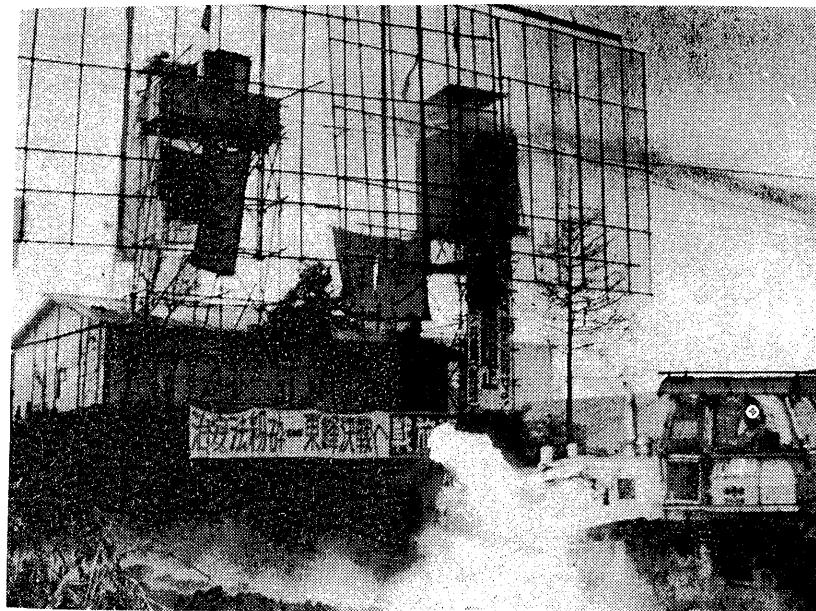
何と空港公団は、今日まで反対同盟と青行が建設し管理運営してきた青行小屋に対し、土地の八割を公団のものと主張し、『管理権』の強化としてこれを強行した。青行小屋に

入るなら公団に頭を下げるというのだ。どうしてこんなことが許せるか！

この青行小屋封鎖の攻撃こそ、あせりにかられる日帝政府・空港公団の東峰団結会館破壊・天神峰現闘本部「封鎖」と続く敵の九・一九攻撃そのものだ。「九〇年二期概成」の完全破産の中で、敵はただただやみくもに闘いの拠点と団結の破壊をねらっている。しかし、こうした権力の力まかせの工事強行は「用地」内を先頭とする反対同盟と広範な労働者人民被差別大衆の怒りの的であり、その断固たる決起を促してきただけだ！

二月五日早朝、天神峰・東峰に侵入した公団・機動隊の気配に気づいた反対同盟は、すぐさま現場に急行する。最初にかけつけた北原鉱治事務局長は、空港公団の無法なやり口に怒りもあらわに抗議する。公団は、土地の管理権の行使などと言いつけており。一体管理など一度も行なったことのない公団が何を言うのだ。一坪共有地の管理は、一貫して反対同盟が行なってきたのだ。公団の反革命空港のための土地強奪など許せるか。あまつさえ、建物は百分反対同盟の所有物にほかない。公団は八六年、同様の手口で取香団結小屋の封鎖を強行した。敵のねらいは、闘争拠点の破壊だ！

連絡をうけた支援連部隊は、すぐさま現場にかけつける。七時半には、わが解放派部隊を先頭に小見川県道ぞいの市東



12.4~6東峰死守戦 53時間の死闘戦に勝利

同盟に対する代執行どう喝と徹底対決し闘いぬく。

新聞報道によれば、運輸相江藤は一月二十五日付けで脱落派に手紙を郵送した。この中で、江藤は「直接私自ら出向いて皆さんに回答するとともに、皆さんのご意見を伺い、私の率直な考えも聞いていただきたい」と述べたというのだ。そして、この行動が脱落派の公開質問状の一月末回答にあわせたものであり、三十日の会談場所も脱落派に任せるとしていた。

これをうけて脱落派は、二十七日夜脱落派農民・支援が集まり対応を協議し、横堀公民館に江藤を引きいれることを決定した。熱田は「こちらの言いたいことは、言える機会()」。空港建設でわれわれがどんなに苦しい生活を強いられているかをよく見てもらいたい()」と言ひ放った。みごとなエールの交換だ。これほど敵に対する武装解除、屈服の言葉があつたろうか。闘う者にとって、怒りなくして聞けぬ言葉だ。

熱田は、敵日帝政府・運輸省・公団に対する怒りではなく、機会を作ってくれた江藤に感謝し、泣きごとをたれ「よりよい条件」を哀願している。これを公然たる条件交渉といわずして、何が条件交渉か。しかも熱田は三十日に行なわれた支援連の弾劾行動に対して、「何も決まっていない」などごまかしていたのだ。そして結局、恥知らずな熱田も、公然たる「話し合い」の場である江藤会談には顔を出すことが

さんの烟に布陣する。青行小屋に通じる開拓道路を不當に封鎖する機動隊を弾劾し、対峙する。

反対同盟も続々と結集する。青行隊が婦行隊と共に自分たちの小屋に行こうとする。それを公団・機動隊が阻止する。

断固たる抗議が叩きつけられる。公団・機動隊はたじたじだ。婦行の秋葉恵美子さんが、公団・機動隊の妨害をくぐりぬけ、青行小屋に向かう。

公団は「地上の建物には手をふれるつもりはない」などと言っていたにもかかわらず、青行小屋はすでに足場パイプが密に打ち込まれ、鉄板で囲まれている。さらに公団は作業開始時点での青行小屋内部を勝手に「公開」しているのだ。何という恥知らずか。

政府・公団は常に人民をあざむき、敵対をくり返してきた。大木よねさん宅の強制収用、岩山鉄塔破壊しかし、そして天神峰現闇本部「封鎖」もしかりだ。運輸大臣江藤の「戦車で強制収用」発言に見られるように、日帝政府・空港公団の本音は力で農地を強奪し、二期を強行することだけだ。二期決戦の大爆発は不可避だ！

反対同盟は、「政府公団の強盗行為に対し：権力の暴力に対して実力闘争で闘うのは当然である」（二月五日付反対同盟緊急声明）と決意を明らかにしている。

われわれの敵に対する鐵の回答は、ただ実力闘争による△

空港廃港▽あるのみだ。反対同盟とともに青行小屋封鎖に報復する。実力で青行小屋の奪還をかちとる！

二、「話し合い」攻撃粉碎せよ！

1・30、江藤を現地にひきいれた脱落派を弾劾する

運輸省江藤と脱落派の条件交渉は、ついにいきつくところまでいきついた。

一月三十日、九・一九成田治安法攻撃→東峰團結会館破壊・天神峰現闇本部「封鎖」強行の下手人II運輸相江藤が公然と三里塚現地を訪れ、脱落派と「話し合い」を行なった。あまつさえ、それを脱落派は、土下座をもって迎えたのだ。脱落派の公開質問状「話し合い」路線の全面展開は、ついに敵日帝政府・運輸相を現地に引きこみ、日帝との連携プレーをもって三里塚闘争二十四年の実力闘争の歴史の清算→三里塚闘争破壊・反対同盟解体に突き進むところまでいきついたのだ。これこそ、三・八脱落の最悪の結果だ。

われわれは、これを満腔の怒りをもって弾劾するとともに、こうした策動を絶対に許さない。二十四年の実力闘争の歴史に泥をぬってやまない悪質な条件派・闘争破壊者集団II脱落派を実力で粉碎する。さらに、この脱落派の大裏切りとタイアップして現地にのうのうと乗りこんできた江藤のわが反対

できなかった。

三・八脱落から清井文書による事業認定失効をめぐる公開討論の呼びかけ、そして公開質問状という「話し合い」路線の当然の帰結だ。なんと一・一五「旗開き」において、石毛博道が事業認定失効をめぐる法律論争を公開の場で進めることを方針として確認したというのだ。まさに、この「話し合い」—公然たる闘争幕引きこそ脱落派の方針だ。

脱落派の闘争破壊者としての本質もここに極まった。粉碎あるのみだ。

「戦車で整理する」と叫ぶ江藤

脱落派と江藤のこの猿芝居の中で、江藤は許しがたい発言を行なった。「（乗り入れを希望している）三十九カ国の代表が来るとき、『われわれの国だつたら戦車を持って行って、一時間であんなものは整理する』と言われる」と。

これが江藤の本音だ。いうまでもなく筋書きのできあがつてゐる脱落派などではなく、徹底妥協・実力闘争を堅持するわが反対同盟に対する重大な挑戦だ。江藤は、強制収用は考へていらないなどといいながら、最後の手段は強制代執行なのだ。屈服しない部分には強権を、屈服する部分には「話し合い」をという訳だ。

これをうけて脱落派石井武は、何と「われわれは過激派農民ではない」などとほざいている。過激派—反対同盟に対する



90年1.15～16天神峰現闘本部封鎖攻撃に満身の怒りで闘う反対同盟

新二などは「話し合いの中で平和的に解決していくことは、俺も賛成している」と、露骨に言い放っているではないか。

島・柳川の敷いた「話し合い」の道を再度走りはじめた脱落派を徹底弾劾せよ！

反対同盟は、江藤・脱落派会談に對して記者会見を行ない、徹底弾劾の声明を発した。「運輸省や脱落派の『話し合い』を絶対許さない。現闘本部封鎖の張本人・江藤の現地入りを怒りをもって阻止する。そして自らの裏切りを正当化するために反対同盟を権力にさしだす脱落派の敵対を実力で粉碎する決意である」と宣言した。

反対同盟と連帯し脱落派を解体する

われわれは、この反対同盟の決意と闘いをガッチャリうけとめ闘いぬく。

第一に現闘本部「封鎖」を强行した下手人＝江藤に対する徹底弾劾・粉碎の闘いとして闘いぬかねばならない。そして、現闘本部破壊徹底弾劾・報復・奪還の闘いとして闘いぬかねばならない。

江藤は、九・一九攻撃をうちおろし、東峰団結会館破壊強行とともに十二・四記者会見をもって「成田空港の位置決定で地元農民への十分な説明がなかつた」と、欺瞞的に「陳謝」を表明した。歴代運輸大臣でこれほど挑発的で極悪な輩はいなかつた。江藤には必ずや責任を取つてもらう。

また、二月二三日の閣議で江藤は「三里塚でゲリラをやるような過激派には破防法を適用せよ！」と言い放つた。

そもそも、この公然たる「話し合い」は、別に江藤の「勇断」をもって実現した訳ではない。昨年来からの脱落派と運輸省の折衝の結果だ。九・一九治安法攻撃による反対同盟支援の分断攻撃と全面対決した東峰死守戦・現闘本部攻防の最中に、むしろ敵の攻撃を力として、敵との「話し合い」—闘争幕引きを工作しあし進めていたのだ。こんな腐敗しきった輩を許すことはできない。

脱落派は、このあからさまな敵の「話し合い」攻撃への屈服を、公開質問状に對する回答を聞く場であり、「話し合い」ではないと強弁している。熱田も支援連の弾劾行動に対して、「公開質問等に回答すると言っているのだから、受けざるをえない」などと言つてゐるのだ。しかし、その場で示した条件（①検問等をやめ対等の立ち場に立つこと②強制収用はない、事業認定は無効とすること）は、七八年摘発一粉碎された島・柳川の「秘密交渉」とウリ一つのものだ。ごていねいにもその当の二人が、その場に同席しているのだ。これを「話し合い」ではないといって、誰が信じるだろうか。石井

9・19攻撃と一体の闘争破壊許すな

そもそも、この公然たる「話し合い」は、別に江藤の「勇

断」をもって実現した訳ではない。昨年来からの脱落派と運輸省の折衝の結果だ。九・一九治安法攻撃による反対同盟支援の分断攻撃と全面対決した東峰死守戦・現闘本部攻防の最中に、むしろ敵の攻撃を力として、敵との「話し合い」—闘争幕引きを工作しあし進めていたのだ。こんな腐敗しきった輩を許すことはできない。

脱落派は、このあからさまな敵の「話し合い」攻撃への屈服を、公開質問状に對する回答を聞く場であり、「話し合い」ではないと強弁している。熱田も支援連の弾劾行動に対して、「公開質問等に回答すると言っているのだから、受けざるをえない」などと言つてゐるのだ。しかし、その場で示した条件（①検問等をやめ対等の立ち場に立つこと②強制収用はない、事業認定は無効とすること）は、七八年摘発一粉碎された島・柳川の「秘密交渉」とウリ一つのものだ。ごていねいにもその当の二人が、その場に同席しているのだ。これを「話し合い」ではないといって、誰が信じるだろうか。石井



全国の仲間からの報告と決意

第二に、三里塚闘争売り渡し一条件交渉にひた走る脱落派を最後的に粉碎する闘いとして闘いぬかねばならない。日帝政府・空港公団は、さらに治安法攻撃をおし進め、「用地」内拠点の破壊に乗り出そうとしている。反対同盟は現闘本部「封鎖」攻撃に対し、現闘本部内外で身体を張った闘いを貫徹した。そして「成田治安法による封鎖処分を徹底的に弾劾し、ありとあらゆる闘いで二期工事阻止にまい進する」ことを宣言した。

われわれは、この反対同盟の闘いをひき継ぎ、実力闘争と革命的労農水「障」学共闘の旗を高々と掲げ闘いぬく。空港廃港を戦取する。三・一五三里塚現地闘争に総決起とともに闘いぬこう！

三、三・二五現地闘争の爆発で収用委再任命を阻止せよ！

千葉県議会が二月二十七日から開会されようとしている。治安法の全面発動と脱落派の話し合への総屈服に力を得て、収用委員会の再任命をもくろむ知事沼田を徹底弾劾し、収用法攻撃を粉碎していくではないか。

運輸大臣江藤は、一月三十日の脱落派との話し合いの場において「事業認定は有効」と言い放ち、さらに「戦車で整理する」と代執行宣言をおこなった。まさに、最後的に屈服を

刻印した脱落派のこの大脱走を条件とした、権力・公団・運輸省の収用法攻撃を粉碎していこうではないか。「反対同盟へは代執行やむなし」というキャンペーンとわが反対同盟に集中する攻撃を、実力闘争・武装闘争の大爆発で粉碎し尽そう。

敵の二期強行スケジュールの最大のネックは、全員辞任したまま空白になっている千葉県収用委員会だ。知事沼田の「過激派をなんとかしなければ収用委の再任命はできない」という弾圧要請を受けて治安法の全面発動へと踏み込んだ権力・公団にたいして、われわれは死守戦の爆発と反対同盟の実力決起をもって応えてきた。反対同盟農民を孤立させ切り崩そうとしたもくろみが頓座する中で、権力・公団は、見込みのない収用委の再任命へと突き進もうとしている。どんづまりの危機へと絶望的にのめり込む権力・公団にたいして、収用委再任命策動を実力で粉碎し、「九〇年二期概成」計画に最終的に引導を渡してやろうではないか。治安法攻防の高揚を力に、三月県議会一収用委再任命実力阻止へとうって出る反対同盟とともに闘おう。全国キャンペーンをうち抜き、三・二五現地集会に根こそぎで決起しようではないか。

三里塚—天皇決戦へ怒涛の進撃を

奈良 A Y 生

今、三里塚は最大であり、最後ともいえる決戦に突入している。

敵は九・一九成田治安法攻撃をもつての現地拠点破壊と三里塚闘争破壊に打って出てきた。これに対し反対同盟と我が革命的労農水「障」学は階級的な実力闘争を叩きつけ断固として闘いぬいている。東峰団結会館死守戦士と木の根育苗ハウス死守戦士達は、権力の殺人放水やガス銃の水平射ちにもひるまず、機動隊の突入にも堂々たる白兵戦を闘いぬいた。反対同盟は、現闘本部封鎖をはじめとする敵の攻撃に自らの体を張った闘いに決起し、「用地」内を先頭に断固として闘いぬいている。そして、我が奈良をはじめとする全国の革命的労農水「障」学は反対同盟の闘いに応えるべく、

三・二五三里塚現地闘争への大結集を準備している。

敵日帝は、体制的危機にかられながら、ますます、戦争とファシズムへの突撃を激化させている。そのための「城内平和」の完成にやっきとなっているのだ。

9・19「成田治安法」適用こそ三里塚が全国の戦闘的大衆運動、革命運動の拠点であることへの敵の側からの恐怖のあらわれである。まさに、敵は、「90年『即位の礼』」—『大嘗祭』までに成田をきれいにする」と公言し、我々を「過激派」と規定しながら一挙におしつぶさんとしている。

そして今や、日帝は「破防法」適用を公言している。

我々はこのことを絶対に許はしない。「成田治安法」を粉碎し、収用委再任命を阻止し二期工事一強制代執行を必ず

や粉碎する。

敵日帝は、この三里塚闘争解体攻撃と一体となつて革命党破壊攻撃にうつてでてきてている。1・28反革命弾圧をはじめとし、部落解放活動家や、「障害者」活動家への狙いうちしたガサ攻撃が続発している。同時に、拠点破壊を狙った組織破壊工作がかけられてきた。我々は、政治警察による一切の破壊工作を許はしない。怒りをとぎすましその喉元にたたきつけてやる。

そして、天皇制攻撃を頂点とした差別・排外主義キャンペーン、闘う勢力への反革命再編攻撃がつよめられている。

労戦の産報化Ⅱ新「連合」結成であり、入管法改悪によるおし出しと「保安処分」キャンペーンをはじめとする「障害者」「病者」抹殺攻撃、地対協路線による糾弾つぶしと、アヤノミヤ結婚キャンペーンでの「平民」「血筋一家系」をもちだした身分差別（一部落差別）攻撃・狹山第2次再審却下と天皇恩赦攻撃・部落民への差別激化等々、

敵はこのような攻撃の一切の集約を90年「即位の礼」「大嘗祭」をもってやりきろうとしているのだ。

奈良の地における反天皇闘争・狹山闘争・「障害者」解放闘争・沖縄解放闘争・入管闘争の地平をしつかりと打ち固めねばならない。そしてなによりも、天理西中差別糾弾闘争を

はじめ差別糾弾闘争を生命線とした階級的革命的部落解放運動の総進撃をかちとれ！

時代は、戦争とファシズムか革命かを我々にかけ値なしにとうている。90年代階級攻防を決する闘いはすでに開始された！

全世界労働者人民、被差別大衆は、まちがいなく自らの命をかけた闘いに立ちあがっている。この闘いに連帯せねばならない。

反帝反差別国際連帯で90年「即位の礼」「大嘗祭」を必ずや粉碎しよう！天皇（制）を打倒しよう！

差別主義日共を粉碎しよう！

敵対する反革命革マル、右翼ファシストを撃滅しよう！

奈良の地における反天皇闘争・狹山闘争・「障害者」解放

地対協攻撃と対決せよ

兵庫 YK 生

日帝は、反革命戦争とファシズムに突撃する反革命国民統合の基軸として、帝国主義部落政策の全面展開をおこなっている。

八六年一二・一一地対協「意見具申」、八七年三・一七「啓発指針」こそ、戦後部落解放運動の解体をもくろむ攻撃なのだ。

「意見具申」は、「糾弾權など存在しない」「確認・糾弾会に出席する必要はない」「違法行為と思われる場合は、警察の協力を要請せよ」と、差別糾弾闘争への全面敵対をかけた地対協「部会報告」からさらにふみこみ、「（糾弾は）行き過ぎて、被糾弾者への配慮に欠けたものとなる可能性を行

本来もっている」と、文字どおり糾弾闘争を非合法化し、封殺していくべく、攻撃をかけている。

このことを基調としながら、地対協路線は、今日部落差別が存在するのは解放運動をすすめる側にあるとし、差別者を擁護する展開をおこなっているのだ。

そして、「同和」対策事業の打ち切り攻撃のみならず、「地区指定の解除」を公言し、「部落がなくなければ部落差別がなくなる」というきわめてファシショ的思想につらぬかれた部落抹殺論を展開しつつ「同和関係者の自立・向上」を強調し、「国家に忠誠を尽くせば差別はなくなる」と傲慢にも言い切っていることを見抜いておかなければならない。

権力は、部落解放同盟のみならず、自民党・同和会や日共

・全解連をも反革命的に融和団体として統合しようとしている。

まさに帝国主義國家が主導する皇國皇民運動への落とし込

め攻撃に他ならない。

この攻撃は、六〇・七〇年代部落解放運動の戦闘的・大衆的な前進に恐怖しながら、権力の側からそれを反革命的に総括し、七七年八・九部落民虐殺宣言を柱として、一挙的に部落解放運動の解体、天皇翼賛勢力への落とし込めをもくろんでいるものだ。

それが今日の天皇攻撃と一体のものであることは、明らかだ。

我々は今こそ、差別糾弾闘争の旗を高々とかかげ、闘わなければならぬ！

そして、戦前全国水平社が戦争とファシズムに血の敗北をききしていった、その敗北の根底的突破をかけて闘いきろうではないか！

解放同盟内にすくう一部「こえ」一社民は、すでに闘う方向性を失い、放棄し、体制内融和運動へひた走っている。

我々は、これらの勢力と対決しながら、狹山・八鹿・差別糾弾闘争を基軸に、部落解放運動の革命的転換をなんとしても実現し、敵の強攻撃をこっぱみじんに粉碎していくしかねれ



1933年ころの水平社ポスター



89年5.21アキヒト徳島植樹祭粉碎闘争を闘いぬく

抹殺されてきた歴史を繰り返す事なく『障害者』こそが天皇制打倒の最先頭に起つ」と決意を明らかにする。戦闘的部落青年からは「天皇制と部落民の非和解性を徹底的に突き出し、部落絶対解放と全人民解放へむけ、天皇制打倒を闘いぬく」という発言が行なわれる。そして「今、来秋の『即位礼』・『大嘗祭』において、天皇制が決定的に強化されようとしていることを前にして、人民大衆の眞の解放のために反天皇制の運動の大きなねりを作り出すことをめざして、それぞれの立場の違いを越えて共に進むことを誓う」と集会宣言を確認し、そして「徳島・天皇制に反対する会」の結成が力強く宣言された。この集会の大成功をうけ、いよいよアキヒトを迎え撃つ闘いに突入したのだ。

20日午前アキヒトが来県し徳大前を通過した。戦闘的部落青年と共に決起した労働者・学生の部隊は、徳大当局の妨害・破壊を許さず、断固として弾劾行動に決起した。早朝、徳大キャンパスを制圧し学内をデモで席巻する。部隊は「アキヒトに徳島を蹂躪させてなるものか」という気迫に満ちていた。正門の外には制服・私服の警官が配置されている。シュプレヒコールが響きわたり烈烈としたアジテーションが開始される。当局が「授業妨害だ」「退去せよ」と妨害しようとするが、これをはねのけ1時間で渡って、当局・権力と対峙する。正午直前、アキヒトの車列が通過する。「アキヒト來

89年5月21日、アキヒトの即位後初めての「全国行幸」である徳島来県を阻止し、天皇の下への人民支配の強化を進めための植樹祭を粉碎闘争を一切の勢力が闘いを放棄する中で、我が全青同を先頭にして、闘う「障害者」・労働者・学生が結集し闘いぬいた。徳島においては、三里塚を闘う徳島県実行委員会の連日の街頭情宣の闘いから「天皇来県・植樹祭反対実行委員会」が準備されてきた。

5月15日以降、徳島は文字通り戒厳状態となつた。闘う労働者・学生にはバイクと車による24時間の追尾・監視が強行された。これは88年9月以来を上回る態勢であった。

こうした中、5月18日に奈良植樹粉碎闘争を闘ったM氏を

招いて、徳大において「反対集会」がかちとられた。M氏は「奈良植樹祭は『天皇ゆかりの地』を訪問し、天皇を絶対的な権威・元首として位置付けるものとして強行された。旭丘小糾弾闘争への弾圧が植樹祭へむけた事前弾圧であることがはっきりする中で部落解放同盟奈良県連青年部を軸に実行委員会を結成して闘った。アキヒトになつて初めての植樹祭に對して闘うことの大義意義がある。共に闘おう!」というう提起を行なつた。質疑応答のあと集会の中で、労働者の仲間から「植樹祭に動員される自治体労働者の状況を突破し労働戦線から天皇制を打ち倒していく」と決意が述べられ、「障害者」の仲間も「天皇制のもとで『病者』・『障害者』が

中四プロツク K.T生

五・ニーアキヒト來県阻止! 徳島植樹祭粉碎闘争を闘う

県彈劾！植樹祭粉碎！天皇制打倒！」シユブレビコールを叩きつける。

翌21日、革マル・ファシストに対する完全な防衛態勢を整え再び早朝から徳大に武装登場する。徳島の部隊を中心に四の各地から同志が結集する中で、午前8時、アキヒトの宿舎へ肉迫するデモを闘いぬく。意気高く街頭にうつてでる。私服と機動隊があわてて弾圧態勢をとる。物凄い数だ。機動隊はしきりに挑発を繰りかえし「逮捕するからこいつの写真をとれ」などと威嚇する。我が部隊は闘志みなぎる迫力でこれをはね返し、アキヒトの宿舎間近の徳島公園まで終始戦闘的に闘いぬく。午前9時、徳島公園の宿舎に最も近い場所に布陣し、総決起集会を勝ちとる。5・21にハンストに決起した木の根戦士203号同志からのアピールが読み上げられ、そして各団体からの決意表明を受ける。三里塚を闘う高知県実は「かつてヒロヒトは、高知植樹祭の時に『成田をよろしく』と言った。天皇制との闘いと三里塚を結び闘いぬく」と決意を述べる。闘う「障害者」からも「『病者』・『障害者』は常に差別弾圧を受けてきた。天皇制こそ差別の元凶であり、その打倒へむけ闘いぬく」という決意の表明があった。我が全青同は「部落民こそが天皇制打倒の最先頭に起ち、部落絶対解放にむけ命をかけて闘う」と檄を飛ばした。

権力との対峙下で集会をやりぬき、赤旗を林立させて市内

デモにうって出た。権力のしつこい挑発と威嚇をはねのけ、意気高く市内を席巻した。我が全青同は、この闘いの意義と成果はきわめて大きいとつかんでいる。第1に、連日の闘いでアキヒト歓迎キャンペーンを打ち砕き、初の「全国行幸」に痛打を与えた。第2に、昨年9月以降の全成果をかけて、全力を注いで戒戒態勢を突破し、闘いを準備してきた。そして第4に、天皇制と対決する全人民的な運動の組織化へ向けた共同戦線の形成を実現した。第3に、革マル・ファシストの敵対を許さず連日の闘いで前進を勝ちとってきた。そして第4に、部落絶対解放は天皇制の打倒一日帝打倒なくしてはなしえないのだとはっきりと位置づけて闘う戦闘的部落青年の結集を勝ちとったことである。

我が全青同は、徳島植樹祭粉碎闘争を闘い抜いた地平と勝ちとった成果を石川氏実力奪還・差別徹底糾弾の旗を高々とかかげ、県下各部落に全青同を組織し、戦闘的青年部を組織化していく闘いに全力で投入していく決意である。全国の闘う同志とともに、階級闘争の最前線で闘い、かつ勝利の二字を我がものとすることを最後に決意しておきたい。

差別の元凶＝天皇制を打倒せよ

九州ブロック HM生

反天皇制・天皇制粉碎闘争を闘う我々にとって、今日の部落解放運動とりわけ中央本部方針は、「貴族あれば賤民あり」と天皇制を見抜いた松本思想をないがしろにし、「天皇の政治的利用を批判する」という形にまでなりさがっている。

我々はこの間、反天皇制・天皇制解体闘争として、部落から突き上げる闘争を展開してきた。

それは、昨年の天皇ヒロヒトの病状悪化に伴い、権力と一

日帝権力と、「一人の死に対しても弔意をあらわす」とした、解同内一社民・こえ派とのまさしく、天皇制闘争をめぐる決別点としてあきらかにしてきたのである。

あの第二次大戦時に、アジアの民衆の文化や、そこに生きる者の生命を全て奪いつぶした、日本帝国軍のその頂点として、天皇ヒロヒトは君臨し、その勅命を下した張本人である。

また、部落民にとっては、奈良の洞部落強制移動や大分別府の的ヶ浜の焼き打ち等、「天皇に穢らわしいものを見せるな!! 殺せ」という思想の中で行われた事に対して、なぜわれが目をつむり許すことができるのか？

さらに今日、ファシズム化する差別事件や、右翼ファシストの動向をかえりみるならば、部落の解放は、天皇制を打倒しないかぎりありえないのです。

そして、その打倒の闘いに踏みこむのは、自分であり、われ部落民自身である。そのような中から、二・二四「大喪の礼」糾弾・天皇制解体闘争を闘いの軸に位置づけ勝利することができた。

我々は、この闘いの勝利を闘う全ての被差別大衆・戦闘的労働者や市民と確信し、更なる天皇制打倒に向けて反撃を開始する。

「佳き日」は待つていてはこない!!

闘つて勝ちとつてこそ、我らのものになるのだ!!

ひるむことなく、更に前進を!!



1933年の水平社ポスター

被差別者の横断的結合の前進を

栃木 S.I 生

我々は84年全青同結成以来、栃木の地から部落解放運動を

革命的に前進させるべく、融和主義と対決し、常に果敢に闘いぬいてきました。

部落解放運動を取りまく情勢は、86年8月の「地対協・部会報告」さらに87年3月「地対室・啓発推進指針」がその先兵となって政府・自民党・国家権力が憎悪をむき出しにしながら、圧殺・解体を目論んでいます。こうした中でこそ、我々全青同の闘いが真価を發揮させなければなりません。

天皇の死(Xデー)を目前にした今日、日帝国家権力はマスコミを利用しての大キャンペーンをはりながら、一億二千万「国民」を天皇(制)の下に総屈伏させ、戦争とファシズムを利用しての大キャンペーンをはりながら、一億二千万

ムへの道を急速に進まんとしている。

そして闘う勢力に対する反革命弾圧は、昨年の沖縄国体時ににおける「日の丸」「君が代」の強要にみられるように、闘おうとする者に対しては力でねじ伏せんとばかりに襲いかかってきます。こうした中で知花昌一氏(平和のための読谷村実行委)は天皇主義右翼ファシストの防害をもよせつけず、自らの体を張って『「日の丸」を焼きすてたのはごく自然な行為である』として弾固として闘い、現在もなお那覇地裁における裁判闘争を闘い抜いているのです。

我々は、戦前・戦後を貫いた日帝の沖縄支配(侵略と被侵略、自分達がヤマトである事実)の構図を厳しく見つめながら

ら、自らの地（栃木）とどう沖縄を結びつけて具体的に闘うのかについて沖縄の現地の闘いに幾度も結集し、追求してきたが、その不充分さについては懲念ながら率直に認めざるを得ない。そうした厳しい総括の上にたって我々は、今日、「反日の丸・君が代」、そして反天皇制の闘いを最先頭で闘いぬく知花昌一氏・盛安氏としつかり連帯し「知花公判」闘争の勝利を兎ち取る闘い、さらには米軍・自衛隊の沖縄支配の國を打ち破る闘いを、沖縄一栃木を結びつけて闘いぬくものです。

また、アイヌ民族との連帯も課題です。

歴史・文化として民族としての誇りを奪い返すとして、「アシリチエップ・カムイノミ」（鮭を迎える祭り）や「ノツカマップ・イチャルバ」（和人に殺されたクナシリ・メナシのアイヌの人たちの供用祭）があります。

この中にアイヌモシリ（北海道）に生き続けてきたアイヌがすさまじい「同化」と差別政策によって自らの言葉や文化を奪われ、そして抹殺されようとしている攻撃の中でたくましく生きぬくアイヌの人々の姿があります。

二百年まえに和人（私達もそうである）が、"土足"でアイヌの大地へと踏み込み、生活・文化・土地を奪った歴史をおおい隠し、その後の北海道「旧土人保護法」という差別法などで表面上つくろいながら、その実は二万数千といわれる

アイヌ民族の存在を消し去ろうとしているのです。この事実は何よりもあの中曾根の「单一民族発言」が裏づけているのです。「同じ和人どうしなのに、なぜ部落だということで差別されるのかわからぬ」と語ったアイヌのおばさん、さらに「被差別者どうし一緒に頑張ろう！」と三年前に栃木にきたアイヌ青年が私達と一度も一緒に風呂に入ることなく北海道へ帰つてしまつた事実は、私達とアイヌ民族との連帯の不充分さのあらわれであると痛感させられた。とりわけ関東において厳しい差別の只中、自らの「叫び」をあげられずいるアイヌとの連帯は急務である。

¹⁷⁸⁹ 1789年松前藩士によつて、ノツカマップの地でクナシリ・メナシのアイヌ長老（エカシ）37人が虐殺された時、エカシ達はスクラムを組みながら「ホーオー」という声（のろいと抗議の叫び）をあげて、命が断つた後もスクラムをくずさなかつたという。

我々はこの鉄のスクラム、ともいうべき姿に深く学びながら、被差別者の共通の課題と固有の課題の共有化を通して、差別・抑圧からの解放を、被差別者の横断的結合の中より実現すべく奮闘しなければならない。全国の同志の24時間の格闘の中から沖縄・アイヌ・「障害者」・「病者」・在日朝鮮人を始め、全ての被差別者との連帯の深化を強く訴えたい。

九〇年狹山再審勝利をかちとろう

埼玉 M E 生

一九六四年三月一日、浦和地裁・内田武文裁判長は、無実の石川一雄さんに対して、「死刑判決」をおこなつた。

石川さんは、被差別部落に対する矛盾と偏見に基づく差別的見込捜査のなか別件逮捕され、警察権力の執ような取り調べによって、「自白」を強要され犯人にデッヂ上げられた。

裁判長内田は、弁護側の証人・証拠調べをことごとく却下し、わずか半年、一二回の公判という超スピード審理で、検察側の差別的論告求刑を踏襲し、石川さんに差別「死刑判決」をおこなつたのだ。その根拠は、被差別部落に対する矛盾と偏見・強要された「自白」であった。

狹山裁判は現在、第二次再審請求の段階にあり、大きな山

場を迎えている。二六年余という長期にわたつて闘われてくる中、その支援の輪は全国に広がり、その一方で狹山裁判の差別性・えん罪性はより一層明確なものとなつてゐる。それは、弁護団の精力的な調査活動によつて、石川さんの無実を証明する新証拠が次々と明らかにされている。

一九八六年八月二一日、弁護団は、東京高裁第四刑事部（裁判長・高木典雄）に対し、第二次再審請求と新証拠の事実調べ、再審開始を求めて四年余が経過している。しかしいまだに高裁は、判断を示そとはしないのである。加えて、弁護団の度重なる折衝に対しして裁判長・高木は「現在記録を読みすすめている」と言いとどまつてゐる。

不退転の石川氏の闘いへの裏切りと 狹山闘争の終えんを策す「仮出獄路線」

はじめに

最近、「日本のこえ」派一社民による石川氏の仮出獄要求が、ますます声高に呼ばれている。それも、石川氏の健康を気づかってとか、あまりにも長き獄中生活をなんとか打破するためとにかく、やむにやまれぬ思いで要請しているというやはり、むしろ、不屈の石川氏や、戦闘的部落大衆に向かって、「同じように仮出獄を要求せよ」と呼ばれているところにその反動的狙いが明らかになっている。

石川氏の獄中から発する断固たる檄が、こえ派一社民の融和主義的制動をこえて、全国の圧倒的大衆を鼓舞し、闘争の戦闘的高揚をつくりだすがゆえに、石川氏に対して、

「中央の方針批判をするな」「仮出獄を要請せよ」として、制動・圧迫をくわえ、戦闘的部落大衆・県連に対しても、「仮出獄批判をするなら狹山の集会を開かせない」とまで言うにいたつていて、

「日本のこえ」派一社民は、77年8・9「部落民虐殺宣言」を画期点とし、今日の地対協路線のもとでの帝国主義部落政策の総攻撃に闘わずして屈服し、ファシズム融和への転落への道をひた走っている。狹山闘争を終えんさせ、差別糾弾闘争の旗をおろして、部落解放闘争の体制内改良主義的打ち固めをおこなおうとしているのだ。

こうした制動・敵対をはねのけ、差別糾弾一無実奪還の旗



石川不当逮捕26カ年糾弾

狹山中央集会に先立っての埼玉集会

こうした状況のなか、狹山事件を地元県内にかかる埼玉での闘いは、差別徹底糾弾・石川氏無罪釈放・実力奪還を含言葉にし、全国の戦闘的に闘う同志・仲間とともに、さらには、獄舎の中において不屈・不退転で闘う石川さんの闘いを我がものとし、獄壁を越える強固な連帯をつくりあげるべく、日々の諸活動を闘いぬいている。

とりわけ、八八年秋以後「ヒロヒト」の病状悪化に伴なう

反動攻撃の中、地域・学園・職場を貫き、三・一、五・二、三・八・九、一・〇・三と続く連續的な節目闘争に向けた取り組みが闘われた。言うまでもなく埼玉において、狹山差別裁判糾弾闘争は、運動の生命線であり、狹山勝利なくして、部落の解放はなく、「基本法」制定も「同和」対策もないからである。そしてまた、狹山の闘いを通して労働者との眞の連帯が克ち取られ、大きな支援・連帯の輪が克ち取れるからに他ならないのである。

我々はいま、毎月の狹山デー情宣を初めとする節目ごとの全地区学習会、そして県内、千葉刑、東京中央と、ところを変えての決起集会を重ねるごとに支援の輪を拡大し、狹山闘争の高揚を克ち取っている。

その一方で、「ヒロヒト」の死、「天皇の代替え」を契機とする「天皇制」攻撃の真っ只中の八八年一〇月、青年・婦人合同の反天皇制学習会を皮切りに、八九年二月反天皇制埼玉集会を成功させ、全県的な闘いの高揚を闘い取った。

いままさに、反差別、反天皇(制)の共同闘争の構築を目指し、反戦・反軍・反基地闘争を貫いた反差別共同闘争の大きなうねりをつくり上げ、天皇制を打倒し、「佳き日」を我が家に握り締めてゆかねばなりません。

全国の同志諸君・仲間のみなさん、最後の血の一滴まで、共に闘わん。



89年8・9千葉刑闘争

狹山闘争からの逃亡をはかる「仮出獄路線」

冒頭ふれたように、敵の総攻撃に恐れ屈服し、部落解放運動の体制内改良運動としての打ち固めをおこなおうとしているのが、「日本のこえ」派・社民である。

敵日帝国家権力は、八・九部落民虐殺宣言を基調とし、地

を堅持し、部落解放闘争の未来をかけた狭山闘争の歴史的勝利を勝ちとらねばならない。

すでに石川氏は、「8年8・9アピールにおいて「今は仮出獄に奔走している場合ではない」「第二次再審を勝ちとするべく全知全能を結集して戦つてもらいたい」と檄を発している。

石川氏の血叫びに応え、政府中枢―東京高裁―千葉刑へ攻めのぼる大衆的実力糾弾闘争の爆発で、第二次再審闘争勝利―石川氏実力奪還をかちとれ!

権力の政治判断Ⅱ 仮出獄

石川氏の仮出獄問題は、'77年の上告棄却以降、拘置所から刑務所へ下獄が強いられるなかで、面会・通信が極度に制限され、長期の獄中生活が石川氏の健康を悪化させていたといふことで、弁護士が提案している。また、再審開始は針の穴をらくだが通るほどむずかしいと言われ、根底には、無実差別を明らかにする狭山闘争勝利の被岸化のなかで出されたきた。

しかし、石川氏と闘う部落大衆は、この仮出獄について定めてある刑法28条(資料①)の「改悛の情」について、狭山差別裁判糾弾闘争と相いれないものとしてこれを拒否してきた。

これに対しても、弁護団の一部や、一部中執は、「改悛の情」

にはもつとひろい解釈がある(資料③)とか、「十年を経過」には、未決算入をいれるべきだとして、法の解釈論議を通して、また、法務省見解(資料④)や最近の国会答弁(資料⑥)でも、再審請求は仮出獄の障害にならないという回答がだされていることに力を得て、更に仮出獄要求の方針を強化しているのだ。

しかし、仮出獄の手続き(資料②)を見てもわかるように、その審査―決定は、権力中枢の意をうけたものが、階級支配の維持―延命のために判断を出していくものである。国会答弁でいう「再審中の仮釈放」である、丸正事件の季さん(資料⑤)は、審査過程の面接で「罪を認め二度としません」という誓約を拒否しつづけたためになかなか認められず、病気の悪化の中で、15回の面接の後に仮出所し、本年一月、無実をはらせぬまま無念の他界をしたのだ。

また、国会答弁の中では、法務省保護局長栗田は、「無期刑の仮出獄は、十六年の服役の後」と断言し、「他の受刑者との公平(な弾圧)」を公言し、最低それまでは出さないと言っているのだ。

いずれにしても、敵権力が石川氏に出した差別有罪判決が前提にあつての仮出獄要求であり、「拘留年数を見ても出すべき」「無実なんだから長期拘束は不当」と、「権力に屈服するのではなく当然の要求」と意味づけしても、捜査から裁

判までの貫した部落差別を徹底して糾弾し、完全無罪で奪還するのでなければ、有罪のまま「仮」に出獄し生きていかなければならないのは石川氏なのだ。

いみじくも、あの憎き寺尾が、一九七七年十月三十一日、無期懲役判決を下し、「無期といつても十五六年ででられるからね」といつたことに對し、身をふるわせて「そんなことは聞きたくない」といつた石川氏の怒りと、我々のくやしさを忘れてはならない。

石川氏と我々の聞いが、権力への差別糾弾闘争の手をゆめたとき、権力は、自らの部落差別に居直り、石川氏に有罪の汚名をさせたまま仮出獄をおこなうかもしれない。それは、狭山―部落解放闘争の決定的敗北であり、部落民への差別・迫害・虐殺攻撃の総展開に道を開くことなのだ。

免田氏や赤堀氏が、仮出獄なんかありえない死刑の涙で、徹底して不屈に闘い抜いたからこそ、無罪奪還されたことの地平をひきつぎ、狭山の勝利を勝ち取らねばならない。

対協意見具申一啓発推進指針を打ちだし、「大喪の礼」・「即位の礼」「大嘗祭」と天皇制攻撃を強める中で、帝国主義部落政策の総展開にはいつていてる。狹山闘争を基軸とする戦闘的革命的部落解放運動を解体し、差別糾弾闘争を非合法化して、徹底した自主的解放運動・組織の解体からファツ的再編へと向かわんとしているのだ。

この敵の全体重をかけた攻撃に立ちあがり、屈服し延命せんとするこえ派一社民は、80年以降、解同中執から戦闘派をページし、青年部運動への統制処分攻撃を全面化させ、全青同結成を通じた戦闘的青年運動の革命的飛躍に恐怖して、狹山から的新左翼ページの画策一中央闘争の否定と、転落の道をころげおちていいのだ。

この過程で、「仮出獄要求」を強め、狹山闘争の後景化一召還をはかつてきているのであり、狹山を通して飛躍してきた戦闘的部落解放運動の路線転換を強制せんとするものにはかならない。

敵の攻撃に正面から対決しえず、企業や宗教者へ幅広い支援をとして、基本法制定運動に解同大衆運動を切りちぢめるなかで、85年の全国行進では、「狹山のことを言うと、宗教者や企業から反対意見もでてくる。幅広い国民運動なので理解を」と、狹山のさの字を口に出すことを禁じたのだ。

また、「発想の転換を」として、「差別裁判糾弾を訴える

差別裁判糾弾を否定して狹山の勝利はない
狹山闘争は、石川氏が部落民だというだけで犯人にデッチあげられたこと、その見込み捜査から取り調べ、そして裁判・判決までに貫かれている部落差別にこそ、部落民の怒りの糾弾を叩きつけるものとして闘い抜かれてきた。
その最先頭で闘い抜いてきたのが石川氏である。石川さんは、権力の差別犯罪として自らがデッチあげられてきた過程を暴露し、「狹山の完全勝利なくして部落の解放なし」として、獄中から不退転の決意を発してきた。この石川氏の姿に、自らの生きざまを見、部落大衆がたちあがり、闘う親の姿と獄中の石川氏の文字を獲得し闘い抜いてきた姿に、部落民として差別に怒り生きていくことを子どもたちが自覚し、「石川の命わが命」として狹山差別裁判糾弾闘争が全国で闘い抜かれてきたのだ。

そしてこの部落差別が、国家権力の意志としてうちおろされてきたがゆえに、権力に差別糾弾の嵐をたたきつけ、反権力闘争として多くの労働者・学生・市民との共同闘争がかちとられ、70年代部落解放闘争が戦闘的階級的に飛躍してきたのだ。敵権力は、部落解放運動が国家権力に手をかける闘いとして、階級支配の根底をゆるがす闘いとして飛躍してきたからこそ、これに憎悪をもち恐怖をもつて、8・9部落民虐殺宣言、第一次再審棄却攻撃をかけてきたのだ。狹山一差別

よりは、えん罪事件であることを訴えたほうがわかつてもらえる」(差別糾弾の否定)、「えん罪を明らかにできる証拠の学習を徹底せよ」(中央闘争の否定)と、狹山闘争を後景化させてきたこえ派一社民は、今日、「権力にみくびられるような中央闘争をやつても金のむだ使いだ」として、全国各地での総学習運動におとしこめ、石川氏の実力奪還を被岸化させ、仮出獄煽動を強めているのだ。

全国各地域での闘いを首都中枢で統一し、大衆的実力闘争としての爆発をかちとり、敵を震撼せしめる闘いこそが、勝利の展望一石川氏の奪還を切り拓くことができるのだ。

そして今日、天皇制攻撃を激化させ、戦後政治支配のファシシヨ的転換が進められようとしており、社会党一総評はこれに屈服し、新「連合」の結成に踏みこんでいる。この中で、解同内こえ派一社民も、天皇闘争を闘えず、仮出獄から天皇恩赦まで叫び、狹山闘争の後景化一終えんをおこなおうとしているのだ。

この融和勢力の敵対・制動を粉碎し、高裁・千葉刑へと実力進撃の陣型を打ち固めよ!強まる第二次再審棄却を絶対阻止し、事実調べ一再審開始をかちとり、石川氏の無罪奪還を実現しなければならない。

こうした攻撃に、差別徹底糾弾一実力闘争として真正面から対決することなしに、狹山の勝利も部落の絶対解放もないのだ。部落解放運動の生命線たる差別糾弾をかなぐりして、三百万部落大衆を差別と迫害のくびきにつなぎとめんとする、こえ派一社民の反革命融和主義への転落の強要を許してはならない。権力一法務省・刑務所への要請に闘いをきり立ちめる「仮出獄路線」を粉碎せよ!

狹山裁判に貫ぬかれる部落差別に対し、徹底した実力糾弾闘争の爆発でしか、狹山の完全勝利の道は切り拓けないし、そのことを抜きにした「仮出獄」などは、更なる差別攻撃の強化を許すことでしかない。

寺尾判決を基礎にした8・9部落民虐殺宣言から、小名木証言をはじめとする石川無実の決定的証拠にしどろもどろの解釈をくわえつとも、部落差別をなくす気などないんだどうち下された第一次再審棄却へ対し、戦闘的階級的共同闘争で、最高裁・高裁へ実力進撃し、報復戦を貫徹せよ!

三百万部落大衆の命運をかけ、部落解放運動の革命的転換をかけ、狹山闘争の歴史的勝利をかちとれ!

石川氏の闘いへの制動・敵対を許すな

「仮出獄路線」は、なによりも石川氏の獄中の闘いに全面敵対していることだ。

石川氏は、獄中の闘いの中で、だまされて無実の罪をさせられた自分のおいたちに部落差別を見、だました警察から有罪判決を下してきた裁判に部落差別を見抜き、部落差別にもとづくえん罪事件として、文字を奪い返すなかから自らが明らかにして、全国の部落大衆・労働者人民へ闘いをうつたえてきた。

そして、石川さんは、完全無罪でしか晴れることのない悔しさを胸に、不屈不退転・徹底非妥協で闘い抜いている。

本年8・9の石川氏のアピール（本誌掲載）では、きっぱりと仮出獄を拒否し、完全無罪判決を勝ちとるまで不退転で闘い抜く決意を明らかにし、総力を結集して東京高裁を包囲したときに狹山の勝利が切り拓かれると言えている。これまでも（文末アピール抜粋）、部落差別に基づくえん罪を明らかにし、差別徹底糾弾で闘うこと訴え、いくたびかの敵の攻撃にたじろぐことなく、非転向で闘い抜いてきたのだ。

また、父・富造さん、母・リイさんの死を獄中で向かえ、無罪獲得の知らせを届けられなかつた無念の涙を流しつつも、「自分が出獄するには完全無罪をかちとったとき」と、「年老いた両親のもとへ早く返してあげるべき」などと言つて仮

出獄を煽動し、狹山闘争の解体をなんとする部分への断固たる態度をさし示したのだ。石川さん自身の健康についても、長期拘留の中でだいぶ悪化していたが、完全勝利への闘志をもやしつづけ、きびしい獄中の闘いの中で、食事や運動・仕事を調整し、健康な状態をとり戻している。

この石川氏の不屈の闘いを我がものとし、「司法権力に鉄槌を下すには、それなりの覚悟は必要」という石川氏のアピールに応え、大衆的実力糾弾闘争をまきおこし、国家権力中枢へと攻めのぼる闘いを実現させ、石川氏の実力奪還をかちとらなければならぬ。これこそ、我々獄外で闘い抜かねばならない。

「狹山の闘いの高揚をつくりだすためにも仮出獄を」という部分こそ、己が闘いの総括をすべきなのだ。10・31寺尾判決のくやしさを忘れてはならない。8・9部落民虐殺宣言に徹底対決し、報復戦の只中から、狹山闘争の歴史的勝利、石川氏を我が手に奪い返す闘いを必ずや実現しなければならない。「こえ」派・社民の反動と制動をげらし、狹山差別裁判徹底糾弾・実力闘争の陣型を打ち固め、石川氏の実力奪還へつき進め！ 戰闘的部落大衆の実力決起をかちとり、反差別共同闘争の広汎な組織化をもって、第二次再審棄却策動を粉碎し、狹山闘争の完全勝利！ 部落絶対解放へつき進もうではないか！

仮出獄問題資料

資料① 刑法第二八条

「懲役または禁錮に処せられたる者、改悛の状あるときは、有期刑についてはその刑期三分の一、無期刑については十年を経過したる後行政官庁の处分を以て仮に出獄を許すことを得」

資料② △仮出獄の手続き▽

更生保護委員による面接や情報収集（合議をおこなう三人のうちの一人－主査がおこなう）

うちの一人－主査がおこなう）

△梅田事件▽ 梅田 義光
一九五二、一〇、一 北海道北見市郊外で大山正雄死体での発見

殺人で逮捕

判決→刑確定

第一次再審請求

最高裁却下

資料③ 「仮釈放及び保護観察等に関する規則」 (昭和四九・四・一法務省令「四号）によれば「改悛の状あるとき」とは、

①悔悟の情があること、②更生の意欲があること、③再犯のおそれがないこと、④社会感情が仮出獄を是認すると認められること、を総合的に判断するとしている。

資料④

一九八四、五、二三、解放同盟中央本部が交渉

△法務省矯正局見解▽

再審請求は基本的な権利であり、再審請求しているから仮出獄を認めないとということはありえない。

資料⑤

無期刑確定後の仮出獄の例

更生保護委員による面接や情報収集（合議をおこなう三人のうちの一人－主査がおこなう）

うちの一人－主査がおこなう）

△梅田事件▽ 梅田 義光
一九五二、一〇、一 北海道北見市郊外で大山正雄死体での発見

殺人で逮捕

判決→刑確定

第一次再審請求

最高裁却下

一九七一、五、一、一八年七月ぶりに仮出獄

刑確定から一三年六ヶ月

日弁連「梅田事件委員会」を設置

一九七九、九、

第二次再審請求

再審開始決定

無罪

△江津事件▽ 後 房市

一九六二、一〇、八 信一さん不明

一二、四 詐欺未遂で別件逮捕

一・二審 一二、八 死体発掘、殺人・死体遺棄で逮捕

一九七三、九、二五 自白調書なし、犯行否認のまま無期

一九七六、二、一四 憲役 最高裁上告棄却→刑確定

一九七八、五、二六 再審請求

一九八七、二、二 北尻日弁連会長呉刑務所を訪問

一九八〇、七 刑の執行停止（病気のため）

一九八〇、七 刑確定から一三年半

△丸正事件▽ 季得賢（イ・ドウキヨン）

一九五五、五、一二 運送店の女主人が殺され、強盗殺人

一九五七、一審 で逮捕 無実訴えるが、無期懲役

一九六〇、七 最高裁→刑確定

仮出獄のための面接で「罪を認め一度としません」という誓約を拒否しつづける。再審請求は改悛の状がないとみられていた

一九七八、六 一五回の面接後仮出所（心不全・脳こうそく）

逮捕から二十二年、刑確定から一七年

一九八九、一、二 無念はらせず死亡（七五歳）

資料⑥

衆議院法務委員会

一九八八年一月一八日

○坂上委員

さてそこで、私たちの心配することの一つが、これは罪だということで再審の申し立てをいたしております。しかも十一年間も未決勾留となつておりました。しかも現在はもう法律で規定する十年以上の在所になりました。

こんなことから、関係者の皆様方から法務大臣あるいは関東地方更生保護委員会に要請書が出て、仮出獄させていただきたいという要請がなされているようですが、簡単にひとつこの状況等について御説明をいただきたい、こう思っています。

。栗田政府委員 お答えいたします。

ただいま委員が御指摘のよう、既に刑法二十八條に規定されました期間を経過していることは現実でございますし、また現状の無期刑の仮出獄が、十五、六年無期刑としての服役を行つた後仮出獄しているという点も委員御指摘のとおりでござります。

こういつた事態を踏まえまして、私どもといたしましては、

この当該受刑者につきまして他の受刑者との間に公平に取り扱うよう、つまり特に不利に扱うこととはもちろん特に有利に扱うということもなく、公平にしかも更生保護の基本原則

にのつとりまして検討するようについて対処いたしております。

今ちょっと御発言ございましたように、再審ということではなくひつかりになるのじやないかという御懸念があるのではないかと存じますが、現に本年、現実に再審請求いたしております者の仮釈放も実施いたしました。また、これから仮出獄になれば再審請求をするということをはつきり申しておられます者につきまして仮釈放にいたしまして、仮釈放になつてからその人が再審請求をした、こういう事例もございます。

先ほどもこの分科会におきまして仮釈放の問題は極めて厳格に考えなければいけぬ、こういうようなお話もあつたわけでござります。

そこで、その問題とは異なりますが、石川一雄さんは昭和五十二年八月に無期懲役の裁判が確定をいたしましたので、昨年八月に刑務所定の最小限の期間を経過したことになりますが、通常無期受刑者につきましては刑期を十五、六年間経過した時点で仮釈放になつておりますが、石川さんにつきましても他の無期刑受刑者との間に特に有利にも不利にも偏しないよう公平に取り扱われるべきものであると考えております。当面仮釈放の問題はまだ起きてこないもの、こういうう

。第百十二回国会

衆議員

予算委員会

第二分科会議録

一九八八年三月九日

。井上（泉）分科員

彼をもう仮出獄させてしかるべきではないか、こう思うのですが、そういうようなお気持ちには大臣としてはならぬでしょうか。

。林田国務大臣



89.10.31狭山闘争

無期刑受刑者との間に特に有利にも不利にも偏しないよう公平にと先ほど大臣が申し上げましたのは、そういう趣旨だと私ども存じております。

資料⑦

○栗田政府委員

仮釈放の決定の関係は私どもの方の所管しております中央更生保護審査会で決定いたしますので、私の方からお答えいたします。

仮釈放いたしますにつきましては、本人の改悛の情とか更生の見込みとか諸般の事情を検討いたしまして仮釈放の許否を決定いたしております。

○栗田政府委員

先ほど先生のお話の中で大変ありがたいお話をございました、私どもも刑に服している人たちに一日も早く更生するきっかけをつかんでもらいたいと努力いたしているつもりでございます。ところが、先ほどから大臣御説明申し上げましたように、他の無期刑で入っている人たちにつきましても、未決期間を算入しませんで計算してそれで十六年で出ているわけでございます。私どもいたしましては、みんなが公平に扱われていないと、やはり公平は正義だという観点から申しまして問題があるのではないか。石川受刑者だけを特別に未決期間を算入するということは公平を失するであろう、他の

ように考えております。

○井上(泉) 分科員

再審の請求をされることとこの仮釈放とは別に矛盾はない、こう思うわけですが、これはどうですか。

無期刑受刑者との間に特に有利にも不利にも偏しないよう公平にと先ほど大臣が申し上げましたのは、そういう趣旨だと私ども存じております。

無期刑仮出獄者の在監年数

年 次	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年
総 数	57	54	45	50	26	28
在監年数						
12年以内	—	—	3	3	—	—
13年~14年	8	12	7	11	10	3
15年~16年	30	24	16	16	6	15
17年~18年	14	13	10	12	5	6
19年~20年	4	3	5	3	4	2
20年を 越える	1	2	4	5	1	2

※注1 保護統計年報による

※注2 無期刑仮出獄の取り消し後、再度仮出獄した者は含まない

資料⑧

石川氏の獄中からのアピール

○74年10月31日午前

私も当然のことながら灰色の判决は許さないかまえをうちだしているものの、果して私を含む兄弟たちの迷惑通りにことが運ぶであろうか。

なぜなら今全国の兄弟姉妹たちは、国家権力の一機構である裁判所自らに本件が国家権力の手による部落差別の拡大以外の何物でもないということを認めさせようと狭山差別裁判糾弾闘争を繰り広げているわけでありますから、裁判所が私を犯人に仕立て上げた根底に部落差別が敵存しているということを認める筈がないのであります。

ではどうして差別裁判であるということを認めないといえば、私の一審の差別裁判が示すごとく、その背景をなす司法権力の、そして司法行政の部落民に対する歴史的・現代的にどのような形で、不当・不正な差別的な処理、検挙、判決を行ってきたかが明らかなわけで、つまりいい替えれば、司法権力のこのような事件は何も狭山事件に限らず大なり小なり全国至る所にたくさん存在するわけであつて、そのことは司法権力のみならず行政国家権力の全般にあつて、部落民が不当な、法的に不当な、人道から見て許し難い、人権の蹂り

んをあらゆる所で受けていることも同時に認めることになれば、それこそその反動として司法権力の転覆を意味するのでありますから、司法権を保つ上からも灰色の判決をもつて終止符をうつのではないかと考えられます。

だから国家権力の全面的自己批判をかち取るためには、今日の皆さん方の闘いいいかんにかかつていても決して過言ではなくまた狭山差別裁判糾弾闘争の永続的発展を通して、部落解放闘争の新たな前進の水路を切り開く異味からも、狭山事件は徹底徹尾部落差別につらぬかれたことを認めさせるために圧倒的な力関係の優位に、さらに飛躍的に権力を包囲する大衆的攻勢として、発展させて頂きたく声を大にして訴えるものであります。

。74年10月31日、午後

早速今日付けて上告手続きを済ませると同時に、わが手中に無罪を納めるまでどんな泊害にも屈する事なく権力とたたかい抜くことの誓いをたてました。

。85年特別抗告棄却直後

「私石川一雄も、ここ二十二年間に及ぶ暗黒の拘禁生活の上に更に何年か積み重ねなければ出獄が不可能になつた無念の思いは禁じえないが、最後の血の一滴まで絞り出して闘う覚悟であります」

。86年5・23アピール

「権力のむごい仕うちに対する激憤と鉄槌の意志は誰よりも強い」「権力が人民の支配を差別と分断によつて貫こうとするかぎり、今後も狭山闘争に対し、様々な弾圧と攻撃をかける」だろうけれども「私は毅然とした態度をとり続けると共に是までの闘いを質量ともに上まわる大衆的な力と英知の結集の不可欠性に主眼をおいて世論にはたらきかけていかねばならない」私は自分の体調以上に狭山離れに心を痛めている」「一層広範な労働者・労働大衆との連帯を強め、狭山闘争を更に拡大強化してもらいたい」

「同和はこわい考」批判

大野 隆

る。

87年6月「同和はこわい考—地対協を批判する」（藤田敬）が出版された。以降、少なからぬ論議をよんでいる。

藤田氏は「同和はこわい」という根拠について差別糾弾（闘争）をめぐって彼自身が感じてきた被差別の側の問題点をあげながら、展開している。彼は、「主体なき同一化」を特徴とする随伴者である限り（と自己を規定し）「自己との緊張も生まれようがなく、従つて差別・被差別関係総体の全体像をとらえることは不可能」「『人と人との関係・意識のありよう』をきちんとみすえつつ『対話がとぎれるしくみ』に風穴をあけ、『両側からこえる』試みを！」と主張してい

この主張は、70年代狭山一部落解放運動主体の、また新左翼運動の差別問題への関わりをめぐつて残してきた課題の「うわべ」をかすつてゐるが故に、活動家達に「ある種の説得力」＝混乱を与えてゐる。それだけではなく藤田氏は、かつて中核派一戦闘同志会キャップであつた沢山からの糾弾や解同の活動家の主張や、糾弾会などの具体的場面をおりこんで書いているのですんなり読み手に入りこんでいく。

しかし、そうであるがゆえに一層怒りがこみあげてくる。それは、彼の文章のざるさにある。「いつだれからくる批判もほどほどにかわしたい」といわんばかりに、もつてまわ



第33回和歌山全青

場面をおりこみつつ語つている。

直接的には、藤田氏の「恩師」朝田善之助の提起した「三

彼が部落差別に衝撃をもつて部落解放運動にかかわりはじめたにもかかわらず、敵日帝国家権力の攻撃のにつまりの中でも、尻尾をまいたということだ。許せないことに、であれば謙虚に「隠居」すればよいものを、『一石を投じる』として評論を開始したことである。

藤田氏の主張は、現実の部落解放運動への絶望を基調としたものであり、闘う勢力がかかえている課題について何ら応えていくものではない。彼自身が部落解放運動一日本階級闘争の只中に身をおいているのではないから当然の事ではあるが、のみならず、「被差別の側の問題」として展開している内容は、部落解放運動の地平をネジ曲げる反動的代物である。

藤田氏は、86年8・5地対協基本問題検討部会（12・11地）対協意見具申にまさしく勇気づけられて筆をとったといわれてもやむをえないであろう。事実この本が、反動的行政の必読文献に指定されていることは、藤田氏自身その悪行の深さを自覚しなければならない。

我々は、「同和はこわい考」で展開されている「両側から

つたいまわしや、あいまいな語尾が多い。で、自分のことは、「『軟弱無能』だといわれてもしかたがない」と批判の矛先をかわすためにのみ、まず自分の「弱さ」をさらすのである。

これらに表現されるものは藤田氏の立場の客觀性にある。

彼が部落差別に衝撃をもつて部落解放運動にかかわりはじめたにもかかわらず、敵日帝国家権力の攻撃のにつまりの中でも、尻尾をまいたということだ。許せないことに、であれば謙虚に「隠居」すればよいものを、『一石を投じる』として評論を開始したことである。

こえる」論に対する徹底した批判を軸に展開する。

(1) 藤田氏の差別糾弾闘争観を批判する

彼のいうところの「被差別の側の問題点」についてとりだしてみる。

「『同和問題はこわい問題・面倒な問題』『避けた方がよい』と感じている人々が決して少なくない原因の一端が『被差別』の側にあることは否定できない」

「『差別だ』と指摘された個々の事例の中に明らかに敵密さにかけるものがあつた」「第一は『ある言動が差別にあたるかどうかは、その痛みを知つてはいる被差別者にしかわからない』というテーマであり、第二は『日常部落に生起する、部落にとって部落民にとって不利益な問題は一切差別である』というテーマである。前者は『資格』の、後者は『基準』の問題といえる」

「関係、資格の固定化あるいは体験、立場、資格の固定化は当然のことながらそれらの絶対化を生む」

（この事が）「伴う傾向の一つは『批判の拒否』とくに『部落外の人間からの批判の拒否』である」「いま一つの傾向は『他者への冷淡さ』」「三つめの傾向は『自己正当化』」これらを、藤田氏自身がでくわした糾弾会・集会などの問題といえる

つの命題」（朝田テーマ）批判として全面展開されねばならない領域であり、部落解放同盟の運動一組織批判、少なくとも、「日本のこえ」への運動論一組織論批判をすればよいものを一切ふれていない。そして、批判の的を部落大衆の現状にえているのだ。これでは、ブルジョア学者とどこが違うというのか？部落解放中國研究会のイデオロギーであることを自認してきた藤田氏としたら、あまりにもおそまつではないのか？

糾弾（闘争）への見方も同様である。以下引用すると

「穏やかな話し合いの場ですらこうなのだから、激しくて厳しい言葉のとびかう『確認糾弾』の場でどこまで自己査察が可能なのかと考えざるをえない」

「『糾弾は教育だ』といわれる。それは差別発言をした人には差別からの糾弾によって自らの言動が人間の尊厳を犯したこと、その根底に歪んだ人間観が存在していることを自覚させるという意味であり、また『被差別』の側も差別の敵存とそれからの解放の重要性をあらためて確認するという意味」

「しかし、不注意がなぜ差別だとされ私自身がそれをうけ入れてしまつたのが、不注意→差別検査の容認→差別への荷担→差別者→糾弾→恐怖という意味連鎖がそこにあつたようと思われる」

人間がどこでかわるのか？とりわけ、部落解放運動において

て、何故差別糾弾闘争が出発点となり、生命線なのか？
故全水活動家米田富の「恐怖は思索をうむ」という言をまつまでもなく、「穏やか」だろうが「厳し」からうが、差別されたものと差別したもの相互にとつて、この差別の現実が、どれほどの死活性をもつのかということだ。

藤田氏は、思想性をえぐるのではなく、「恐怖」（＝それはしばしば他者への刃に転化される感情である。）へとむかっている。それだけではない。「差別の厳密性の問題」として、差別を糾弾する側に問題をおしつけているのだ。

彼にとつては差別問題は生きてきた過程も含んだ生き方の問題として決してならない。「同和はこわい考」の初めの項目で、自分の差別意識の形成について述べているが、父母の評価と生まれ育つたところの風土の問題でしかなく、藤田氏自身が幼いころからどんな生活をし、どんな人々と出会い、衝撃をうけ悩み、生き方を選択してきたのかとして明きらかにできない。差別意識の形成という対象化がくりかえし観念化され、階級支配の構造との関係で明らかにできない。

「差別の厳密性」をいうために、藤田氏が規定している差別とは、

「前近代からうけつがれてきた身分制と不可分の蔑視観念にもとづいて、特定地域にかつて居住したことのある人々とその子孫、もしくは現に居住している人々を種々の社会生活

の領域において、忌避もしくは排除すること」となつてゐる。彼にとつて差別問題は、超階級的なものであり、実に、「観念」、「心のありよう」の問題にすぎない。被差別の側にとって、核心的には、生死をめぐる問題として敵に存在しているにもかかわらず。

だから彼にとつて「糾弾＝恐怖」であり「無限責任の恐怖」であり、必然的に「『主体なき同一化』を特徴とする随伴者」となりはてるしかない。

糾弾（闘争）をめぐる「恐怖」とは、第一に「部落民は何をするかわからない」という意識からうまれるのであり、第二に自分自身が行つた言動の差別性が全人民の前に明らかになることへの自己保身からうまれるものである。

それだけではない。藤田氏の部落民に対するみ方一といふよりも抽象化された人間観として明らかである。

「差別をうける『おののき』は、表面にはなかなか現われないものだ。それが口から吐かれる場合でも淡淡としているのにわたしは驚いたことがある。：差別的言動に対する一つの訴えや指摘の背後に無数の穩忍・誇観・逃避・憤悪の情念が隠されているのをみなければなるまい。：いつなんどき出会いがしらに差別にそう遇するかわからない、絶対にそう遇しないという保証はない。：」

「差別遭遇論」にいたつてはあきれてしまう。いつたい、いまいにしようとしている。

彼は京都や矢田や岐阜で部落大衆、青年、婦人達と何をどうかたりあかしてきたのか？

「差別の現実を訴える時の覚悟・決意」をより鮮明にするためにこの珍奇な「遭遇論」を唱えるわけだが、現実の社会が差別社会＝階級社会であることを消さつてゐるのだ。

部落民にとつて差別は、それまで自分の生きてきたいっさいがつさいを否定されることであり「死」を宣告されたに等しい。だからこそ今一度自分の生きてきた過程をとらえ返し、そこにおいて差別と闘うのが、「うし松」として生きるのが撰択するのである。

そして闘う決断をした部落民は、水平社宣言でいうところの「人の世の冷たさがどんなに冷いか、人間を労わる事が何であるかを、よく知つてゐる」ものとして自らの生き方をうちたてようとしてきたのだ。

同時に部落差別は、三百万部落民に対してむけられるものである。

一人の部落民の口惜しさ、憤りを我のものとしていく格闘

の中で、まさに、部落民（また共に闘う労働者人民）相互が、互いの感性を憤りの内容において検証し、（何に怒り、敵は何なのかを見定めていくこと）団結し勝利していくことが糾弾闘争である。

だからこそ、糾弾闘争は、事実確認会－糾弾会という形で、

(2) 「両側からこえるこころみ」の論理のギマン性とその反階級性

藤田氏の「両側からこえるこころみ」論の出発は、小ブル民主主義者としての自己の全面破産をなんとかとりつくろい部落解放運動上における新たな位置を確立しようというものに他ならない。

彼の論理のギマン性についてみていく。



関東水平社の機関誌「自由」

例えば、戦同一沢山の「糾弾」について、藤田氏はS君とのみ紹介し、「部落民の指摘に恐怖した」ように描いているが、はたしてそうか？ 戦同一中核派という党派組織を背景

とした沢山に対し、恐怖したのであり、総括を出すとするなら沢山一戦同批判をおこなうべきである。

また「共感の喪失」という項目で日雇い労働者についてわめて差別的な発言を行つた部落の婦人に対し、その場にいあわせながら「悲しいことをいいますね」というのみで一切批判していない。それですませる藤田氏自身の寄せ場労働運動への関わりをとわねばならないだろう。

彼は、この立場を一貫している。部落大衆とむきあう現場において、相互批判するような、互いの思想性・階級性をえぐるような討論は行つていない。これは「同和はこわい考」であげている全場面に共通している。

例えば、

「『部落民でない者に何がわかるか』と面とむかつていわれてきた。いまでも言葉にして投げつけられることがある。そのたびに己れの不十分さを顧み……自らにいいきかせてきたが、おさまりのつかない気分はどうしようもなかつた」といつている。そして、前川む一氏の「私たち被差別部落の兄弟が、肩をいからせて、世間を歩くようになったのは一体いつからのことだ、何がそうさせるようにしたのだろうか。」ではじまる文章に勇気づけられて、「主体なき同一化」から、「人と人との関係、意識のありよう」をきちんとみすえつ、「対話がとぎれるしくみ」に風穴を開け、「両側から超

える」ため」考えはじめている。

ただの一度も面とむかつて被差別大衆とのシビアな相互討論もできない輩が「両側からこえるこころみ」もないものである。これほどのギマンはない。

運動にかかわつて半年～一年もあるまいに、現場現場で問題は何かを率直に討論できない己れを把えかえすことなく部落民の側や、糾弾闘争の問題があるとする事は筋ちがいである。

藤田氏の事実認識のでたらめさが、例えば「羨望は差別だろうが」の項に、あらわれている。

「解放军級へ行く被差別部落の子供に同級生が『あんたらえーね、ただで勉強おしえてもろうて』とつぶやき、それが『差別だ』とされた。：認識不足、理解不足、とはいえて『忌避・排除』としての差別だらうか。」

差別として事実を確認していくとき、発言した子どもと被差別部落の子どもの関係がまず、うきぼりにされねばならぬ。」「『差別だ』とされた」といつているが何によつて「された」のか？そもそもその事実経過のとらえ方でのたらめさをい。

出発点に、問題性格の混乱が生じているのだ。むしかえしになるが、差別糾弾闘争の出発は事実の確認をどうした、問題性格の確定からである。

そして、藤田氏は「差別の厳密性」を語り、その基準は、

むすび

結論的にいえば、この「同和はこわい考」が少なからず論議をよんでいるといういう否定的現状の突破の鍵は以下2点に要約される。

第一に日本階級闘争が歴史的に残してきた差別問題－民族問題の解明（その対象化の方法と帝国主義－階級支配との関係）であり、第二に我々が70年代きりひらいてきた階級的革命的部落解放運動の地平において朝田チーザの革命的批判を行ふことである。

第一点めについて述べる。

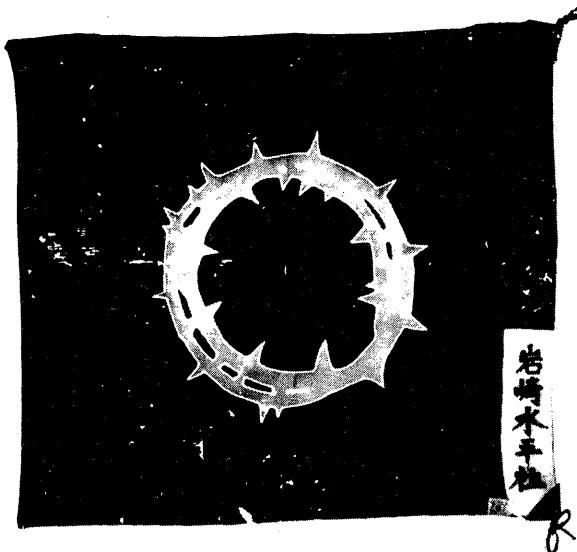
日共スタートリストを批判して登場した新左翼運動の中でやはり、差別問題（民族問題）の対象化を小ブル思想である「自己否定の論理」からアプローチしてきた結果、「混乱」が生じてきている。

藤田氏は「両側からこえる試み」を提唱するならば「自己否定の論理」や「血債」について批判なし見解をだすべきである。

60年代後期から70年代初頭にかけて、新左翼の部落解放運動の関わり、また、入管闘争をとうした在日中朝人民の運動への関わり、女性解放運動の前進の中で日本の労働者人民の差別性・階級性が鋭く問われてきた。

その過程で差別（→抑圧）問題の対象化をめぐる方法論として、60年代後期からの主要に学生運動の中でいわれてきた「自己否定の論理」がスライドされ、それを中核派が「血債」にまで極論化していく。

藤田氏のいうところの「無限責任の恐怖」「立場・資格の絶対化」「不注意↓差別検査の容認↓差別への荷担↓差別者↓糾弾↓恐怖」という意味連関にあらわれているものこそ「自己否定の論理」そのものである。彼が提唱しなければならないのは、被差別部落民への批判に比重をおいた「両側からこえるこころみ」などではない。「自己否定の論理」→



水平社創立当時の荆冠旗（現・奈良県宇陀郡菟田野町岩崎）

「血債」にからめとられた己れの小ブル的「啓蒙主義的」思想をまずは徹底して、血ヘドをはく思いで総括を行うのが先ではないのか？

藤田氏は、差別者の変革の契機が「人間の尊厳」をめぐる問題であり、変革にむかうものが「自己の歪んだ人間観の自覚」であるとしている。彼の人間観そのものが、先にものべた様に抽象的であり、差別問題のつかみ方が「考え方」である以上、「歪んだ人間観を自覚」していけば、「差別をしない人間」の偶象化へといきつく。

事実、彼自身がいつていて、「『被差別』像がありきたりの啓蒙主義的なそれ」は、一方で、被差別存在を神秘化し、「差別をしない人間」へ近づく宗教運動に転落する。日共は部落差別の現実を否定し、「共産主義者、労働者階級は差別しない」と断言し、差別主義へ転落した。藤田氏の構造は、この構造と裏表であり、思想的にはますます沉迷を深めるであろう。

第二の点についていう。

朝田テーゼ（部落差別命題と「三つの命題」）は、矢田教育差別事件における対日共闘争の過程で、それ以前の解同内論争の「集大成」として確立された。

日共が部落差別を封建遺制と規定し、「差別意識は遅れた意識である」「労働者は差別しない」「共産主義者は差別しない」と悪罵をなげつけた。

「ない」とすることに対し、朝田テーゼは「部落差別は私的所有の属性として生まれた」「部落は日常生起する部落民にとって不利益な問題は一切差別である」「社会意識としての差別観念は普遍的一般的に存在する」「部落差別の本質は市民的権利の不完全な保障」を明らかにした。

日共は、朝田テーゼの「社会意識としての差別観念」命題に集中して攻撃を加え、それは「部落排外主義」「部落第一主義」「部落民以外は差別者」論→「人民=敵」論であり「統一戦線を否定するもの」と悪罵をなげつけた。

朝田テーゼは（用語の使い方→解釈のし方のデータメタは多々あるのだが）、部落差別を日帝階級支配のもとでの部落民の生き様→生活として問題にした。部落差別が現実にあることを明らかにし、差別問題をイデオロギーの問題としてではなく生き方の問題として労働者人民につきつけた。

それは差別糾弾闘争をめぐる日共との分岐点を明確にし、行政闘争の大衆的組織化を基礎づけた。だが、「部落差別の本質=市民的権利の不完全な保障」命題に疑問を示されるようにその体制内改良主義的限界を露呈した。日帝の体制的危機と部落差別の強化の中で、そのことは一層明白になつていいく。

朝田テーゼは、部落差別を「私的所有の属性」と語り「封建遺制論」を批判せんとしながらも階級支配との関係において



石川一雄氏の獄中アピール

て解明することに失敗し、天皇制—日帝国家権力の問題、他の被差別との関係、国際連帶の視点について欠落させたものである。

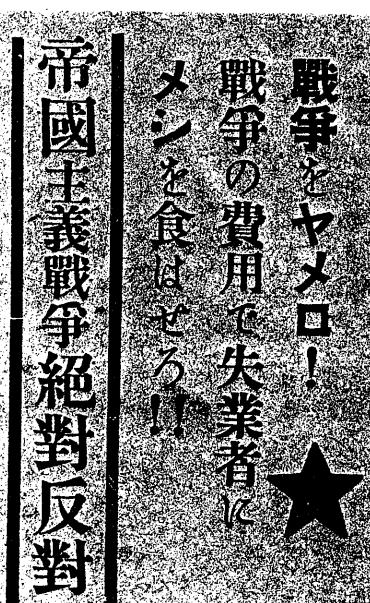
このような限界をもつたために、日帝部落政策の総展開の中で、朝田テーゼに代表される運動路線は全面破滅し、「日本のかえ」派—社民は日帝部落政策への屈伏を深め、部落解放運動を体制内改良主義に固定化し、皇國皇民運動への転落の道をつきすすんでいるのだ。

藤田氏は、自らの総括かけて朝田テーゼの批判的総括を為すのが先決ではないのか？

藤田氏は、「同和はこわい考」において、部落解放運動—差別糾弾闘争からの逃亡をきめこんだのであって、我々は、それをひきとめるものではない。しかし彼には、どれだけ反動的なことをやっているのか自覚しておいてもらわねばならない。

部落差別の根拠は、資本制生産様式と天皇制を一環とする日帝国家権力による階級支配にある。

我々の解放は、これらを打ち碎くことぬきにはない。そして、打ち碎く「力」は、被差別プロレタリア（大衆）と他のプロレタリアを貫く差別—被差別、抑圧—被抑圧の緊張関係をふまえた革命的団結を形成することによって培かわれるのだ。



1933年ころの水平社ポスター

そして労働者階級が政治支配につき、自らの労働を支配することを中心とするソビエト権力を樹立し、プロレタリア共産主義革命を世界革命—永続革命として完遂することである。この過程において、差別の廃絶—人間の人間としての解放は実現されるのだ。

革命的部落解放運動は、社民—かえの戦争とファシズムへの屈伏を粉碎し、三百万部落大衆の階級的革命的飛躍を実現し、総進撃する。一切の日和見主義をふみこえて！

八九年八・九狹山闘争へよせられたアピール

炎天下の本会に決起された皆さんへ、獄中の石川一雄より熱き感謝の言葉をお届け致します。思えば12年前の今日、最高裁の不当な棄却攻撃に因つて、私は千葉刑で受刑生活を余儀なくされる羽目になつただけに、糾弾闘争は不可欠乍ら、現段階においてはそれ以上に、重きを置いて戦つて貰いたいのは、第二次再審闘争の方であります。然し申立以来、3年が経過しようとしていることに加え、弁護団は既に証拠資料、諸鑑定書等を提出済みとあってみれば、樹は熟し、戦いの正念場を迎えたといえようことから、支援者には、この方の戦いを重点的に取り組んで欲しく、又本審の申立が受理されないようなことにでもなれば、冤罪を晴らす機会はますます遠

の難局の打開さくは何かと申しますと、それは前述の様に狹山勝利に絶対条件である事実調べを行わせる一点にあるわけですから、支援者にはこれらを踏まえ、裁判所へ事実審理を行わせることに力を集中させて頂きたいわけです。固より、私は何時、如何なる時でも情勢が好転しているなんて自分の都合のいいようにとらえたことはありません。むしろ、逆に最悪の結果を想定していればこそ、27年に及ぶ辛苦の拘禁生활にあつて、自分を見失うことなく、不屈に戦つて参られたのであり、今後も勝利をこの手中に治める迄は飽く無き執念を燃やし、司法当局を追い詰めていく不退転の決意で居りますが、然し、部落差別に基づく罪を暴露して完全無罪を勝取る上において私一人の力ではどうにも致し難く、支援者達の総力結集なくして、司法権力をたおすことはできないのであります。或いは、私自身がそんな風に司法の反動に危機感を抱いているようでは、再審闘争において勝利へ導く迄には、まだ多くの時間が必要なかも知れません。

そんなことから権力の暴虐を絶対に許さぬという国民世論を形成するために、今後も更に大衆の創造的、主体活動を引き出すことに主眼をおいて取り組んで頂く事も重要課題の一つかもしれませんし、また私はそうした訴え活動を否定したり、軽視するつもりはありませんけど、支援者皆さん方にご理解頂きたい事は、緊迫の度合いを深めていることからして、

のいて終うので、戦術的はどうあれ、何がなんでも本審で事実調べを勝取つて頂きたいのです。ご承知の様に、私の無実を証明する証拠の数々 らして、本来、試行錯誤は無用な筈にも拘らず、3年も費やして未だに結論を出せないことをうらがえせば、裁判所は慎重に証拠物、資料をあさつているのではなく、どうしたら棄却攻撃をかけられるか、その時期を窺つているように思われてならないのです。

依つて、狹山第二次再審闘争は、これから本格的な山場を迎えるのでなく、今や最終的な詰めの段階に入っているようですし、加えて一連の裁判所の対応をみれば、悲観をしていないが、さりとて楽観出来ないのも事実なんです。では、こ

皆さん方の力で、裁判所が絶対公正な立場を貫くよう要求して欲しいということであり、同時に全国の支援者達が東京高裁を包囲したとき、狹山勝利は約束されるんだと確信いたします。

そこで、更に支援者達にご理解を求めたいのは、現在弁護団、同盟が私の仮出獄の早期実現を目指して各関係者に働きかけていることについてであります。多分それは、仮出獄の要件が調つた事の判断に加え、無実の者が法の名において自由が奪われていることは、人権侵害の最たるものであるからして、一刻も早く解放させてやりたい一心から奔走しているのでありますから、私はその限りにおいてと感謝もし、本当に心強く思う反面、第二次再審闘争が緊迫しているだけに、そうした働きかけをしていること自体に不満の念を禁じえず、従つてこうすることを口に出せば、支援者におしかりを受けるであろうことを重々承知の上で、敢えて胸襟を開いた次第です。

勿論私は適うことなら今直ぐにも自由の身になりたいけど、現在の私は仮出獄で早期に社会復帰する事よりも、殺人犯の汚名を晴らす方が先決と思つております。然も司法の反動化が進む中で、第二次再審闘争が岐路にあつてみれば、なおさら仮出獄について奔走している場合ではないと思うのです。それに仮出獄運動の取組みは第二次闘争の結果如何によつてから

でもおそくないわけですから、兎に角、今は第二次闘争を勝取るべく、全知全能を結集して戦つてもらいたいのであります。

何れにせよ、部落解放同盟を中心に総力をあげて貫徹された皆さんへ、千葉刑の石川一雄より感謝の一筆をお届け致します。振り返れば、今は亡き父母ですが、二人は他の誰よりも寺尾判決に期待し、無罪を確信していたらしく、それは当日、私が帰ってくるということから、まだ暗い内に起き、家中はもとより、家の周辺まで清掃されたということを後に父母から知られたからです。ですから私は、そのことを父母から聞いた時は、慰めの言葉もなく、たゞ涙したものでした。が、それだけに法廷で寺尾の有罪判決を耳にした時の父母の胸中は如何ばかりであったか、加えて全国の支援者達が現地調査で、父母の墓へ立ち寄ってきたことなどを知るにつけて、私の心は傷み、無念の思いは倍加し、寺尾の不当判決は絶対に許せない気持ちを強くするんです。

一五年前の今日の不当判決に対し、怒りをあらたに決起された皆さんへ、千葉刑の石川一雄より感謝の一筆をお届け致します。振り返れば、今は亡き父母ですが、二人は他の誰よりも寺尾判決に期待し、無罪を確信していたらしく、それは当日、私が帰てくるということから、まだ暗い内に起き、家中はもとより、家の周辺まで清掃されたということを後に父母から知られたからです。ですから私は、そのことを父母から聞いた時は、慰めの言葉もなく、たゞ涙したものでした。が、それだけに法廷で寺尾の有罪判決を耳にした時の父母の胸中は如何ばかりであったか、加えて全国の支援者達が現地調査で、父母の墓へ立ち寄ってきたことなどを知るにつけて、私の心は傷み、無念の思いは倍加し、寺尾の不当判決は絶対に許せない気持ちを強くするんです。

勿論私と支援者達とは強固な信頼関係で結ばれているので、如何なることがあっても崩壊するなんて絶対にありませんが、それに比べると相も変らず、油断と信用出来ないのは最高裁判所の判事と政治家ではないでしょうか。最高裁判事の任命は全て歴代自民党内閣によつてなされるので、保守反動色の強烈な裁判官が居ても不思議でないと思う反面、わが日本は統治国家ですから、裁判官に社会正義を実現する任務を放棄され、意志の赴くまゝに振る舞われたとしたら、私達国民のは存在しないということは、議会民主主義の危機を意味するだけに、大変憂慮すべき問題なので、それには、立派な道徳と政策を持つことにあるわけですが、政治家の道徳とは勿論私益よりも国益を優先することあります。然し、大多数の

八九年十・三一狭山闘争へよせられたアピール

上告棄却12周年糾弾
全国総決起集会参加者各位へ

右 石川一雄

るよう心からお願ひ申し上げます。
それでは支援を受ける立場を弁えずに、あれこれ指摘いたしましたが、その点はご容赦頂きまして、本審最後の闘いとして可能なかぎりお骨折り下さるよう再度お願ひして右石川一雄の御挨拶にかえて失礼します。今日はあつい中を本当にありがとうございました。

一九八九年 八月九日

国民はもう政党の人気取りなどにもうんざりしている筈です。たゞ率直にいって、日本の政界は全体的に汚濁しているようですね。リクルートの泥を取り除いたくらいで、浄化出来るとは思われませんから、本気で浄化を望むならば、国会に特別委員会を設け、本腰で取り組むべきだと思うんです。

元より理想をいえば、政治家が一人残らず私利私欲に負けない、立派な人格者に生れ変わることにあるわけですが、然し、道義の退廃した政治家だけに、そんなことを望んでも無理な話で、非現実的なで、それよりも政界汚濁の根源を徹底的に究明し、その除去に務める方がより現実的だし、またやむやにしておくと、政財界の癒着は跡を絶たないといえましょう。

言及するまでもなく、政治家にとって選挙は絶対に勝たなければなりません。がさりとて日本ではその選挙のたびに莫大な選挙費用が掛かり、故に政治家は八方へ手を尽して、資金集めに奔走しなければならず、そこに政界汚濁の根源があると思うんです。詰まり莫大な選挙資金が必要なために奔走するので、そんな選挙を野放しにしていくからこそ、リクルート事件の様な黒い金をつくるうとする政治家が出てくるん

にはなれない筈ですから、ある意味では今の時期に自民党の腐敗政治が明るみに出たのは幸いであったかもしれません。まあその辺の事は兎も角、現在の狹山裁判闘争の相手は高等裁判所であり、そして内閣が任命するのは最高裁判事であつてみれば、直接今の裁判闘争には影響ないと思われるがちですが、最高裁が咳をすれば、下級審に感染するといわれているだけに、そうした最高裁の反動裁判官を一掃するためには、今度の衆院選には是非共野党に政権を取って貰いたいことから、衆院選の重要性を述べてみた次第です。

尤も、衆院選以上に重視して頂かねばなりませんのは、私の裁判闘争の方で、今も弁護団は一定の間隔で新証拠を提出しているものの、裁判所としても三年有余の歳月を費やして、試行錯誤してきた関係で、そろそろ結論を出すタイミングをはかっているものと思われ、であれば今が一番重要な時期にあるといえようこれから、支援者皆さんには、一層ご奮闘して頂かねばならないのです。たゞ先月末に見えた山上先生方の見通しでは、来春も五月頃との由でしたが、だからといって一瞬の気の緩みも許されませんので、常に警戒を強めて、ことにあたって欲しく、又私が何時も警鐘を鳴らしておりますのは、今迄の狹山裁判に対する露骨な反動性、差別性がうかがわれるごとに加え、司法の反動化が進む中で、狹山差別裁判を勝利しぬくには容易でないからです。

だということです。従って政治家は飽迄も国益に奉仕するものであって、私益に奉仕するものではなく、それだから『選良』として国民から信頼され、尊敬されるんですが、ところが、権力の欲望で失敗すると国家までダメになってしまふ恐れもあることから、絶対に許してはならず、それ故に金の欲望と権力の欲望に負ける様な者は、政治家に選ぶことのないようにならなければならないのです。

幸いにも最近、国民の間に政治不信の声がほうはいとして拡がりつつあると共に、日本の政界にも野党共闘の動きが俄に活発になってきたことです。言うまでもなく、野党共闘は、たゞ『現政府自民党を倒せばよい』という無責任なものであつてはなりません。その後に、国民の期待に応える政府を作らなければならず、いわゆる連合政権構想であり、現在の日本の諸条件の中で、最善と信じた政策を打ち出して、国民の生活を安定させなければならぬ筈であります。勿論、元来、与党も野党も同じ日本の政党でありますから、その目標は同じ『日本の自由と繁栄』である筈なので、むしろ超党派で協力すべきであるのですが、国民の支持を失った議会政治は結局崩壊の運命にあるのは仕方のないことであり、この際、汚職議員を一掃する意味でも、政府自民党が二度と再び政権の座につくことの出来ないよう叩き潰しておくべきだし、また今度こそ国民はそんな無責任な自民党に政権を委す気持におれません。

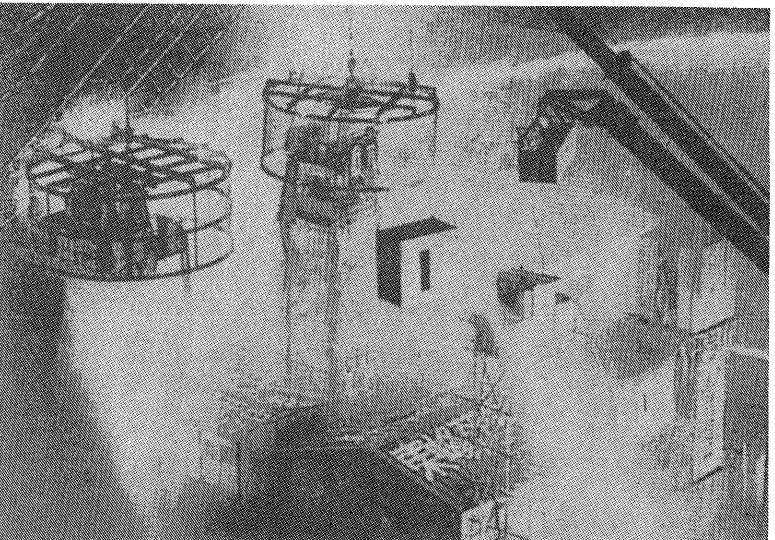
勿論その辺の事は、皆さん方は充分ご理解下さっている筈なので、よもや油断はしていないでしょうし、また狹山裁判闘争は力関係で勝負を決するものではなく、飽迄も証拠に基づく法廷闘争とはいうものの、矢張り國家権力の組織だった不正、権力犯罪を発く闘いである以上、此方もそれなりの勢力拡大をばかり、実力行使的な闘いを挑まないと、再び傍らへ押し流されてしまいかねないので、多少の犠牲を払っても、権力と正面から戦って貰いたく、また突撃精神がなくては、司法権力の堅固な防壁は打ち破れないことを声を大に訴えずにおれません。

何れにせよ、前述の様に第二次再審闘争は大詰めにきてることは間違いない、今年中に無罪放免が適えられなかつた無念の思いは拭えないまでも、でも私は既に気持ちは来年にきりかえて、精一杯闘い抜く決意でおりますので、どうか、支援者皆さん方も来年も私をがっかりさせぬよう、来年こそ勝利の年にすべく、より以上のご支援ご指導下さるよう心からお願ひ申し上げます。

それでは、何時も変らぬ各位のお力添えに衷心より感謝の意を表わして、この辺で石川一雄のご挨拶とします。今日は多忙中を本当にありがとうございました。向寒の折、くれぐれも体調に留意され、そして諸闘争にご精を出されることを念じつつ失礼します。

編集後記

九〇年は激動の年として幕を開けました。



昨年末の東峰死守戦（三里塚）の爆発もさめやらぬ一月に反対同盟の天神峰現闘本部が治安法によって封鎖され、二月には青年行動隊の「団結の家」までが封鎖された。敵は破防法適用まで検討しているなどのニュースもあり、このような敵権力の焦りに満ちた攻撃を断じて許すわけにはいかない。さらには、北条同志への銃殺テローテッヂあげ逮捕を絶対に許さず、報復・反撃の闘いに起ち上がらねばなりません。

敵の全体重をかけた攻撃に、九〇年三里塚・天皇決戦の大爆発で応えねばなりません！

狹山めぐつてもいよいよ今年が最大の正念場です。

この激動の時代に生きていることの意味は重大です。

解放運動の反革命的再編もドラスチックに推し進められようとする時代だからこそ、部落青年の決起が求められているのです。

今こそ、決然起つて武装する時です。

激動の時代を切り拓く最良の武器として、「戦民」第三号を送ります。

いざ激動の時代へ！いざ三里塚・天皇決戦へ！

解 放 歌

作者 柴田 啓 藏

- 一、あ、解放の旗たかく
水平線にひるがえり
光と使命荷いたつ
三百萬の兄弟は
今や奴隸の鉄鎖断ち
自由のために戦はん
- 二、われらはかつて炎天下
地に足灼きしはだしの子
惨虐の鞭触るるとき
鮮血かざる荆棘の
断頭台下露しげく
鬼哭啾々地は暗し
- 三、鬼神もおののく迫害や
天地もふるう圧制に
魂碎き胸やぶり
恨みをこめてとこしえの
墳墓にさらず屍の
上に築きし奴隸国
- 四、櫛風霖雨千余年
九天めぐる太陽も
蒼穹さゆる月さえも
われらのために照らざりき
櫻宴乱舞に散る花も
われらがために咲かざりき
- 五、あ、虐げに苦しめる
三百萬の兄弟よ
踏みにじられしわが正義
奪いかえすは今なるぞ
涙は憂いのためならず
決然立つて武装せよ
- 六、一致團結死をちかい
堂々正義のみちゆかん
われらを阻むものあらば
断々乎として破碎せよ
行くて遮るものあらば
一刀両断あらんのみ
- 七、あ、友愛のあつき血を
むすぶわれらが團結の
力はやがて憂いなき
全人類の祝福を
かざる未來の建設に
殉義の星と輝かん

編集・発行 全国部落解放青年同盟

発行日 一九九〇年三月十一日

連絡先 大阪市西区北堀江三一一一九

コープ西村五〇六号

〇六(五四三)〇〇四三

定価 1000円